

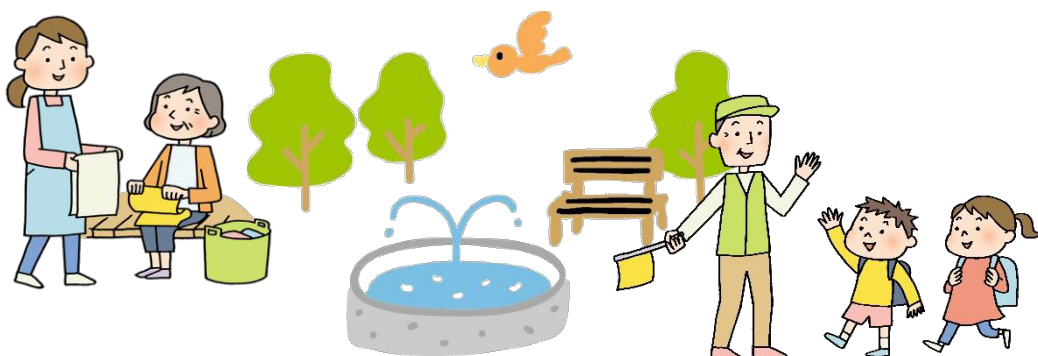


湖南省
第四次地域福祉計画・
地域福祉活動計画

2022 年度～2026 年度

一人ひとりができる役割 もれない支援
行ったり来たりのおいやりのまち

～“ぬくもり”と“安心”と“希望”にみちたまちづくりをめざして～



令和4年（2022年）3月
湖南省
社会福祉法人 湖南省社会福祉協議会

はじめに

少子高齢化や人口減少の進展により我が国の社会構造は大きく変化し、人と人とのつながりや地域の支え合いが希薄化する中、ひとり暮らし高齢者、生活困窮者、社会的孤立者の増加など、地域における個人や世帯を取り巻く生活課題は多様化・複雑化しています。また、悩みや課題を抱えてはいるものの、必要な支援やサービス等を利用できていない制度の狭間にある人への支援も課題となっています。



さらに、全国各地で多発する大規模災害は、改めて地域住民同士の助け合い・支え合いによる相互扶助の仕組みづくりを、また、新型コロナウイルス感染症の流行は、新たな生活様式や今までにない地域福祉活動のあり方を再考する契機ともなりました。

このような社会情勢を踏まえ、国においては、平成 30 年 4 月施行の改正社会福祉法により、地域共生社会の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備を目指すこととされ、さらに令和 3 年 4 月施行の改正社会福祉法では、複雑化・複合化した支援ニーズを抱える人を一人ももらさないための取組として重層的支援体制整備事業を創設しました。

本市では、こうした社会環境の変化や国の動きを踏まえ、「自助」や「公助」に加え、市民等と行政が相互に協力し合いながら取り組む「互助・共助」を推進し、誰もが住み慣れた地域で安心して豊かな生活を送ることができる地域共生社会の実現に向けて、今次の計画から湖南省社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的な計画として本計画を策定いたしました。また、成年後見制度の利用の促進に関する法律および再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進計画」、「再犯防止推進計画」を本計画に包含しております。

本計画は、「一人ひとりができる役割 もれない支援 行ったり来たりの思いやりのまち ～ “ぬくもり” と “安心” と “希望” にみちたまちづくりをめざして～」の基本理念のもと、誰もが役割を持ち、地域福祉活動への参加を通して、その人らしく尊厳ある人生を送ることができるまちの実現を目指して、市民の皆様や湖南省社会福祉協議会をはじめとする関係機関、事業者の皆様と共に、共創・協働の手法により取組を推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり熱心にご議論いただきました湖南省地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員の皆様をはじめ、市民懇談会やアンケート調査にご協力いただき貴重なご意見をお寄せくださいました市民、関係機関、関係団体の多くの皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和 4 年 3 月

湖南省長 生田 邦夫

はじめに

平素は、市民の皆様方には、湖南省社会福祉協議会事業および活動にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。改めて厚く御礼申し上げます。

当協議会は、平成16年10月に発足し、独自に地域福祉活動計画を策定し事業を進めて参りました。最も新しい所では、平成30年3月に5か年計画の「第三次地域福祉活動計画」を公表し、それに基づく事業の目標達成を目指して活動してまいりました。



第三次計画は本年3月で4年目を終えるところでしたが、少子高齢化、障がいのある方や子どもへの虐待、新型コロナウイルス感染等による生活困窮などが社会問題として深刻化する中、湖南省から地域福祉に係る計画策定を共同で進めようというご提案をいただき、5か年計画を4年で終了し新たな取組を目指すことにしました。

すなわち、湖南省の「地域福祉計画」と当協議会の「地域福祉活動計画」を同時に策定し、協働による取組を進めることにより、市民の皆様方により細やかな安心をお届けできると確信し、この「湖南省第四次地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定を進めることにいたしました。

このたび、湖南省の基本理念と、当協議会の「一人ひとりが“ぬくもり”と“安心”と“希望”にみちたまちづくりをめざして」の基本理念に基づく地域福祉計画および地域福祉活動計画を、策定委員の皆様や市民の皆様方から貴重なご意見をいただきながら、無事「湖南省第四次地域福祉計画・地域福祉活動計画」として作成することができました。

策定にあたりましてご尽力いただいた策定委員の皆様方並びに、ご意見、ご提言いただいた市民の皆様方に改めて厚く御礼申し上げます。

今回ここに地域福祉活動計画を策定することはできましたが、これを実行し実現することが何よりも大切であり、それが市民の皆様方の願いでもあると思います。

住んでいてよかったの思いを実感できるよう、市民の皆様はじめ行政はもとより企業・各種団体のご支援を仰ぎながら、当協議会の役職員全員で実施・実行に取り組んで参ります。

今後とも皆様方の信頼を得られるよう進めて参りますので、ご理解ご支援賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和4年3月

社会福祉法人 湖南省社会福祉協議会

会長 市川 徹二

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 はじめに	1
2 計画策定の背景	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制	7
6 SDGsの推進	8
第2章 計画の基本的な考え方	9
1 湖南省における課題のまとめ	9
2 基本理念	11
3 基本目標	12
4 施策体系	13
第3章 施策の展開	14
基本目標1 地域活動を支える人づくり	16
基本目標2 地域で支え合う力を高めるつながりづくり	24
基本目標3 安全・安心に暮らせる地域づくり	32
基本目標4 適切な支援を届けるための体制づくり	48
第4章 計画の推進体制	60
1 計画の周知・普及	60
2 協働による計画の推進	60
3 計画の進行管理・評価	60
資料編	62
1 統計からみる現状	62
2 各種調査等からみる現状	76
3 前回計画の評価	82
4 策定の経緯	89
5 策定委員会設置要綱	91
6 策定委員会委員名簿	94
7 用語解説	95

第1章 計画の策定にあたって

1 はじめに

(1) 地域福祉とは

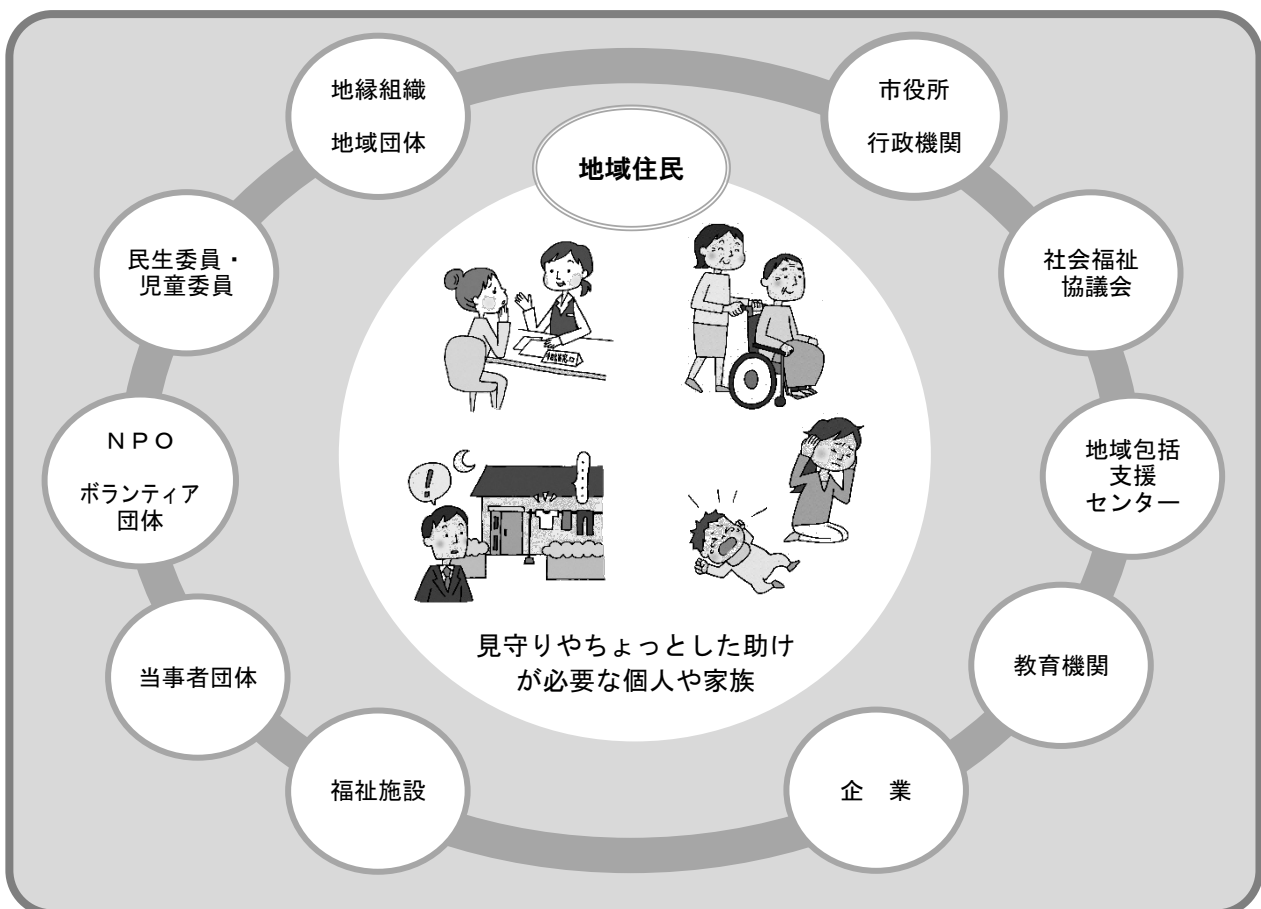
「福祉」は、“しあわせ”という意味を持つ「福」と“さいわい”という意味を持つ「祉」が合わさった“幸せ”を意味する言葉です。

つまり、「福祉」とは、生活に困っている人に手を差し伸べることや、援助することだけではなく、すべての人に等しくもたらされるべき“幸せ”のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことをいいます。

一方、近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

このように、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、市民・企業、福祉事業所、社会福祉協議会、行政などが、助け合い・支え合いの取組を互いに協力して行い、幸せな生活を“地域”全体で推進していくこと」が『地域福祉』となります。

■地域福祉の取組イメージ



(2) 「自助」「互助・共助」「公助」の考え方

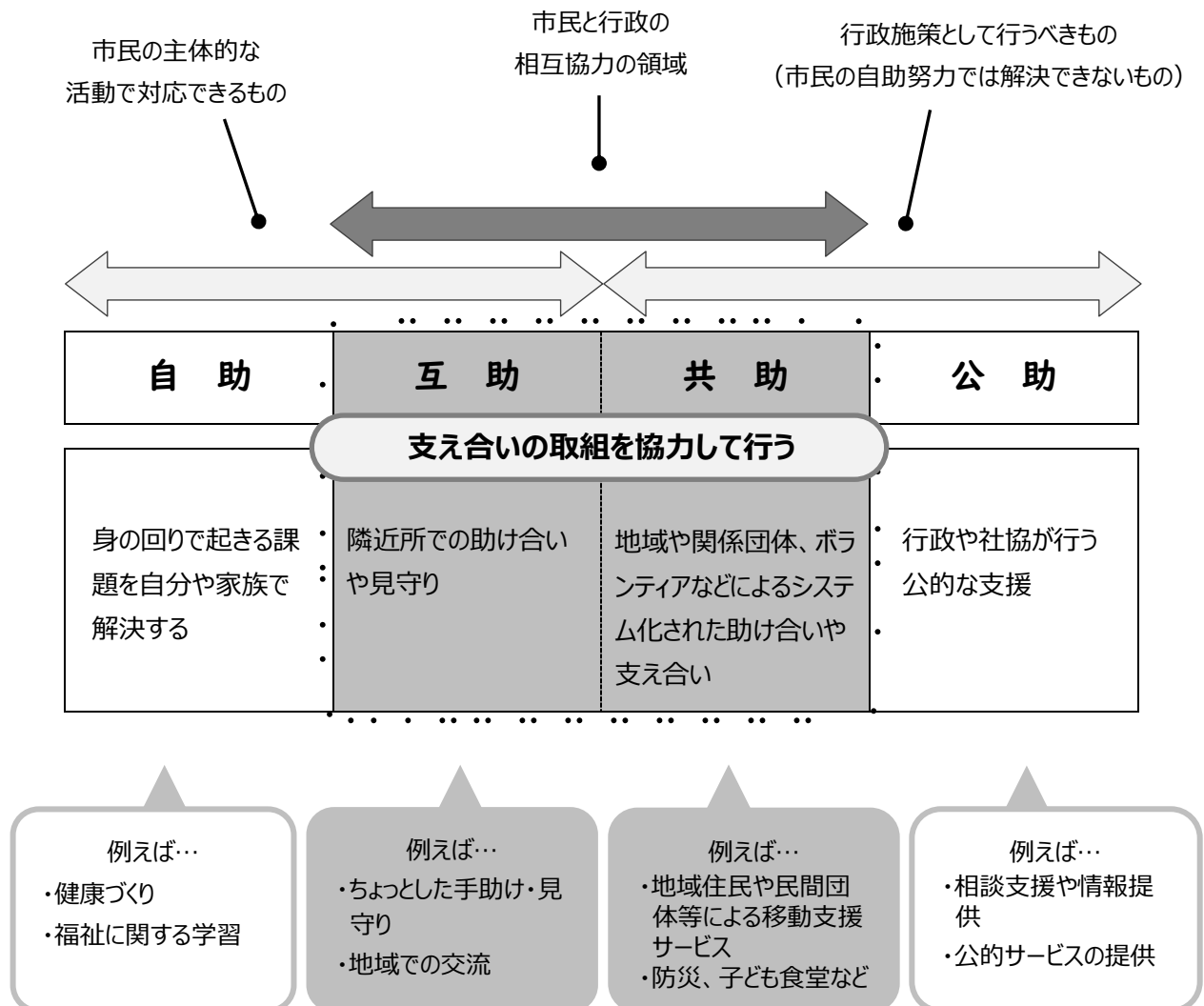
地域福祉を推進するためには、市民・企業、福祉事業所、社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。「自助」・「互助・共助」・「公助」の視点が重要となります。

その中でも、今後の社会潮流や団塊の世代が一挙に後期高齢者となることで、要介護認定者数や認知症高齢者数の増加が見込まれており、誰もが住み慣れた地域で暮らしていくために行政だけでなく

地域の中での住民同士の助け合いや支え合い（互助・共助）

を進めていく必要があります。

■ 「自助」「互助・共助」「公助」考え方のイメージ



2 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨

本市では、地域における様々な福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、平成 29 年 3 月に「湖南省第三次地域福祉計画」（みんなでつくった みらくるプラン）を策定し、「いのち」「ふれあい」「支え合い」を大事にした取組を地域や市全体で進めてきました。

このたび、令和 3 年度末に計画年度が終了することを受け、本市における課題を再度整理し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりの実現に向け、また、『地域共生社会の実現に向けた取組の推進』のために「湖南省第四次地域福祉計画」を策定することとします。なお、令和 4 年度に最終年度を迎える「湖南省地域福祉活動計画」について、1 年前倒しで地域福祉計画と一体的に策定することとします。

(2) 国の主な流れ

平成 30 年 4 月施行の改正社会福祉法では、地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置づけられ、策定が努力義務となりました。

また、令和 3 年 4 月施行の改正社会福祉法により、地域共生社会の実現に向けた「重層的支援体制整備事業」が創設され、「属性を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体的な実施による包括的な支援体制の整備が求められています。

■主な課題

- 少子高齢化・人口減少社会の進行
- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、社会保障関係経費の増加
- 高齢者・子育て世代・障がい者といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度のはざまの問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、孤立・孤独、ヤングケアラー、老老介護、ひきこもり、8050 問題、虐待、ごみ屋敷問題など）
- 大規模自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の流行

これらの状況を踏まえ・・・

- 「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「**地域共生社会**」を実現することが必要です。
- 「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「**我が事**」として主体的に取り組む仕組みを地域でつくり、市町村には、縦割りではなく「**丸ごと**」の総合相談支援の体制整備が求められています。
- 分野・制度ごとに分かれている相談支援等を一体的に実施していく重層的な支援体制の整備が必要となっています。

3 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

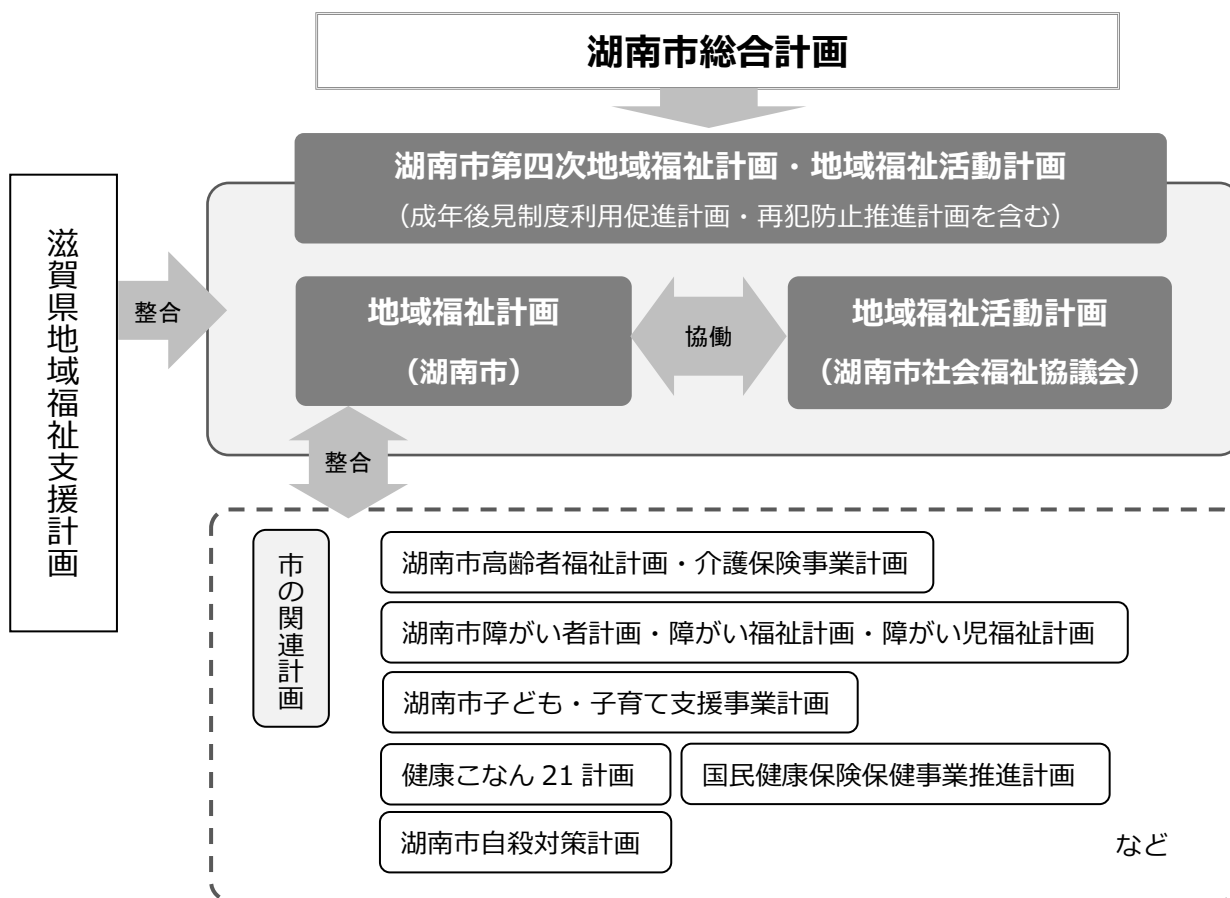
本計画は、社会福祉法第 107 条に規定されている行政計画としての「地域福祉計画」と、同法第 109 条に基づき設置されている社会福祉協議会がつくる「地域福祉活動計画」とを一体化した計画です。

また、様々な困難を抱える人を地域全体で支援する取組を住民一人ひとりの理解と協力を得ながら進めていく必要があることから、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく「成年後見制度利用促進計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に基づく「再犯防止推進計画」を本計画の「第 3 章 基本施策 3-2 困難を抱える人への支援の充実」に包含しています。

(2) 関連計画との関係

「地域福祉計画」は、市の「総合計画」に基づく福祉分野の個別計画であり、今回、社会福祉法の改正および地域福祉計画の策定ガイドラインにより、「福祉分野の上位計画」として位置づけられました。よって、高齢者や障がい者、児童などの福祉に関する市の諸計画を横断的に接続し、福祉の向上を目指す計画となります。

■総合計画など各行政計画との関係図



(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

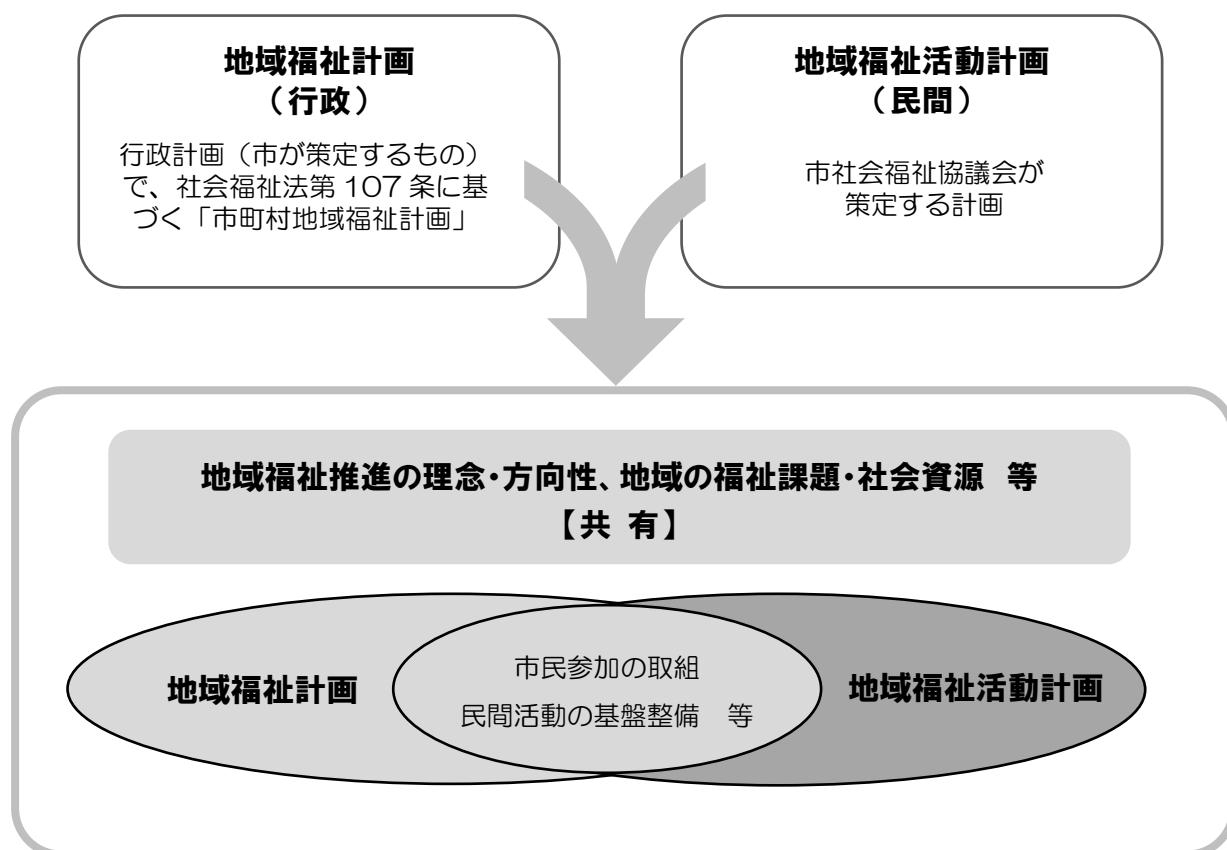
「湖南省地域福祉計画」は、湖南省総合計画に基づき、地域福祉の推進に向けた基本理念や基本目標、施策、取組の方向等を明らかにした行政（市）の計画です。

一方、「湖南省地域福祉活動計画」は、住民や福祉活動を行う団体や事業者等が協働して地域福祉の推進に取り組む上での、住民等を主役とする具体的な活動を実践するために策定する民間（社会福祉協議会）による住民等の活動計画です。

地域福祉推進のための「基盤や仕組み」をつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための、活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、いわば車の両輪です。

両計画は、湖南省の地域福祉の推進を目的として、行政と社会福祉協議会の協働により、両計画を一体的に策定し、同じ理念や方向性の下で湖南省の地域福祉を推進していくものとなります。

■地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係イメージ図



4 計画の期間

計画期間は令和4年度を初年度とし、目標年次を令和8年度とする5年の計画とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
湖南省総合計画	前期基本計画				後期基本計画					
湖南省地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	湖南省第三次地域福祉計画				湖南省第四次地域福祉計画・ 地域福祉活動計画					
	第三次湖南省地域福祉活動計画					前倒し				
						第1次				
成年後見制度利用促進計画						第1次				
再犯防止推進計画						第1次				
湖南省高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第6期	第7期		第8期			第9期			
湖南省障がい者計画	第2次				第3次					
湖南省障がい福祉計画	第4期	第5期		第6期			第7期			
湖南省障がい児福祉計画	第1期		第2期			第3期				
湖南省子ども・子育て支援事業計画	第1期		第2期					第3期		
健康こなん 21 計画	第1次	第2次				第3次(予定)				
湖南省国民健康保険保健事業推進計画	第2期	第3期					第4期(予定)			
湖南省自殺対策計画	第1期			第2期(予定)						

5 計画の策定体制

(1) 市民等の意見集約について

① 市民懇談会の開催

4つの中学校区ごとに市民懇談会を開催し、地域で生活・活動する市民目線での地域の現状や課題について意見をお伺いし、計画へ反映しました。

② 関係団体・事業所等アンケートの実施

湖南省内で活動している団体、事業者、民生委員・児童委員、地域まちづくり協議会や区の役員等に対してアンケートを実施し、得られた意見等を整理し計画策定のための基礎資料としました。

③ パブリックコメントの実施

計画を素案の段階で公表し、市民の皆様のご意見を募集して計画に反映しました。

(2) 協議・検討について

① 策定委員会の設置

総合的かつ効果的に地域福祉を推進する計画となるよう、学識経験者、福祉関係者等幅広い関係者の参画により検討を行いました。

② 庁内ヒアリングおよび庁内会議における検討

関係各課において、地域福祉に係る施策の取組状況と課題の抽出を行い、現行計画に対する評価・検証、今後の方向性を確認しました。また、庁内管理職の会議において、分野横断的な内容等の検討を行いました。

③ 社会福祉協議会における検討

現行計画の進捗状況の協議と次期計画策定に向けて方向性や取組について課ごとに協議を重ねました。また、本会理事による意見交換および検討会議を行いました。



市民懇談会



計画策定委員会

6 SDGsの推進

① SDGsについて

2015年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。SDGsは、2030年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

本市は、令和2年7月に内閣府から「SDGs未来都市」に選定され、SDGsの達成に向けて取組を進めています。

■ SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標



② SDGsを踏まえた本計画における方向性

福祉分野においては、全国的に、これまでの既存の支援体制だけでは対応しきれない制度のはざまの問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化がみられます。

本計画の推進にあたっては、SDGsの視点を取り入れながら、「誰一人取り残さない」地域社会を実現するため、既存の制度のはざまにある人に対する支援の強化を図ります。

■ 特に本計画と深く関連する目標

目標1：貧困をなくそう  適切な社会保障制度および対策を実施し、市民が健やかで安心できる生活の保障に努める	目標2：飢餓をゼロに  貧困等による飢餓を終わらせ、すべての人の食料安全保障および栄養改善を実現する
目標3：すべての人に健康と福祉を  あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	目標4：質の高い教育をみんなに  すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
目標5：ジェンダー平等を実現しよう  あらゆる形態の差別を撤廃し、性別等に関わらず活躍できる地域づくりを目指す	目標8：働きがいも経済成長も  あらゆる人の完全かつ生産的な雇用および働きがいのある人間らしい仕事を促進する
目標9：産業と技術革新の基盤をつくろう  すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と福祉を支援するために、質の高い、信頼できる、持続可能かつ強靱なインフラを整備する	目標10：人や国の不平等をなくそう  地域における不平等を是正し、すべての人の能力強化および社会的、経済的、政治的な参加を促進する
目標11：住み続けられるまちづくりを  すべての人々が安全かつ容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する	目標16：平和と公正をすべての人に  すべての人の権利が守られる、効果的で包摂的な制度を構築する
目標17：パートナーシップで目標を達成しよう  持続可能な開発のための実施手段を強化し、地域社会のパートナーシップを活性化する	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

第2章 計画の基本的な考え方

1 湖南省における課題のまとめ

(1) 地域の担い手を育成することが必要

人口減少や高齢化の進行等により、地域活動の担い手やボランティアが減少しており、市民懇談会では、担い手の高齢化や固定化に加え、若い世代や男性の参加が少ないなどの課題が挙がっています。さらに、価値観の変化やライフスタイルの多様化により、転入者、アパートやマンションの住民等は隣近所との付き合いを敬遠するなど、地域活動への参加意識が希薄となっています。

一方で、興味のあることであれば参加したいと思っている人もおり、そうした人たちを巻き込むため、活動方法や参加のきっかけづくりなどの工夫が必要です。また、地域をけん引するリーダーの育成や新たな担い手の掘り起こしを行うとともに、地域の活動や人をつなげるコーディネーターの育成が重要となります。

(2) 地域で支え合うための関係づくりが必要

市民懇談会では、近所付き合いや地域のつながりが薄れてきている現状がうかがえ、区・自治会未加入者が増加していることから、情報が届きにくいことや支援の必要な人の把握が課題となっています。区・自治会に対する考え方の変化や役員の負担が大きいことが原因として挙げられており、加入促進が求められるとともに、時代に合った区・自治会活動や区・自治会未加入者への情報発信、つながりづくりが必要となります。

また、コロナ禍で地域活動が休止や縮小している中、交流の場や機会の不足により孤立・孤独化の進行が懸念されます。新しい生活様式に基づく活動方法の検討や交流の場づくりに努め、顔の見える関係づくりを行い、地域で支え合える仕組みづくりを進めることが重要です。

(3) 誰もが安心して暮らすことができる地域づくりが必要

福祉事業所・相談支援機関への調査では、市や社会福祉協議会に期待することとして「困難ケースへの対応」が多く挙げられています。ダブルケアや 8050 問題などの複合的な課題、ひきこもりや子どもの貧困、ヤングケアラーの問題など、地域の生活課題や相談内容は多様化・複雑化しており、地域や団体、関係機関等と連携してきめ細かな支援を行うことが求められます。また、地域においては、子どもや高齢者、生活困窮者、障がいのある人、ひとり親家庭などそれぞれの居場所づくりに取り組み、地域で孤立する人が出ないように取り組むことが大切です。

市民懇談会では、災害時への備えや避難体制づくりが課題として挙げられており、災害時の避難に支援が必要な人の把握や定期的な避難訓練の実施が必要となっています。

加えて、高齢化が進行する中、買い物や通院等の移動手段の確保の必要性が高まっており、行事や集いの場等への参加を促進するためにも、地域の実情に応じた移動手段の確保に向けた検討が必要です。また、誰もが健やかに暮らし続けることができるよう、健康寿命の延伸、認知症対策に取り組むことが重要です。

(4) 支援につなげるための体制の整備が必要

湖南省においても、高齢者や単身世帯の増加が見込まれる中、市民懇談会では、高齢者のみの世帯やひとり暮らし世帯などの状況把握が難しく、支援を必要とする人がどこにいるのかわからないという意見が多く挙げられています。

地域の課題を把握し、多様化・複雑化する課題に対応するため、関係機関との連携強化や相談支援の充実により、包括的に支援する体制の構築が必要です。行政の関係部署や関係機関の連携により、断らない相談支援を行うとともに、情報共有や地域課題の把握、福祉サービスや支援に関する情報の提供により、適切な支援につなぐ体制の整備が重要です。

また、地域やボランティア、各種団体、企業などあらゆる人・機関と協働し、地域福祉を推進する体制づくりが求められます。

2 基本理念

湖南省地域福祉計画では、第一次計画から「一人ひとりができる役割 もれない支援 行ったり来たりの思いやりのまち」を基本理念に掲げ、誰もが役割を持ち、自分らしく、安心して暮らせる地域を目指し、必要とする人に支援や情報が行き届く体制整備、地域における支え合いや地域と連携した見守り活動の促進等に取り組んできました。

一方、湖南省地域福祉活動計画では、湖南省社会福祉協議会が発足当時から掲げている「一人ひとりが“ぬくもり”と“安心”と“希望”にみちたまちづくりをめざして」を基本理念とし、住民が主体となり、地域での助け合いや支え合いの大切さを認識し、活動することによって生き生きと暮らせる地域を目指して、福祉や地域について学び合うことができる機会の提供、地域福祉活動への参加のきっかけづくり等に取り組んできました。

この間、高齢化の進行や地域のつながりの希薄化など、地域を取り巻く状況は変化しています。本計画の策定にあたって実施した団体や事業所等へのアンケート調査、市民懇談会においても、地域における担い手不足や支援の必要な人の把握が困難であることなどが課題として挙げられています。一方で、湖南省SDGs未来都市計画を策定し、多様な主体との連携により地域の活力を創生し、さりげない支え合いの中で、誰一人取り残さないまちづくりを目指す取組をスタートしています。

今後も、高齢者や障がいのある人、子育て家庭、外国籍の人をはじめ、地域で暮らすすべての人をもちとなく支援するため、行政、社会福祉協議会や福祉事業所による相談支援の充実など包括的な支援体制の整備を図るとともに、地域における市民の主体的な活動を後押しする取組により、地域のつながりや助け合いを基盤とした支援の仕組みづくりを進めることが求められます。

本第四次計画では、支え合いの仕組みや支援が行き届く体制を整備し、誰一人取り残すことなく、安心して暮らせる地域を目指すため、これまで地域福祉計画と地域福祉活動計画においてそれぞれ掲げてきた基本理念を一体化して、下記を基本理念として掲げ、協働により地域福祉を推進していきます。

一人ひとりができる役割 もれない支援

行ったり来たりの思いやりのまち

～“ぬくもり”と“安心”と“希望”にみちたまちづくりをめざして～

3 基本目標

基本目標 1 地域活動を支える人づくり

地域福祉を推進するには、その担い手となる人材を確保・育成することが必要です。人権教育や福祉教育、多様な交流の推進により地域への関心や福祉意識の醸成を図り、市民のボランティア活動や多様な活動への参加を促進します。また、地域の核となり、けん引役となるリーダーの育成に努めます。

基本目標 2 地域で支え合う力を高めるつながりづくり

ひとり暮らしの高齢者や子育ての不安に悩む親、障がいのある人など、地域には見守りや支援が必要な人が暮らしています。平常時はもとより特に災害時などには、互いに助け合うことも不可欠です。安心して暮らせる地域をつくるために、困ったときに支え合ったり、助け合ったりできる地域のつながりづくりを推進します。

基本目標 3 安全・安心に暮らせる地域づくり

誰もが安全・安心に暮らすために、防災・防犯対策に取り組むとともに、様々な困難や生活上の課題を抱える人が必要な支援を受けられ、安心して暮らせる仕組みづくりを進めます。また、ユニバーサルデザインのまちづくりや、高齢になっても移動や住む場所に困ることがない生活環境の整備を推進します。

基本目標 4 適切な支援を届けるための体制づくり

多様化・複雑化した地域生活課題に対応するため、包括的な支援体制の構築に努めます。また、本計画を確実に推進するため、地域で住民や地域活動団体等が協働できる体制を強化するとともに、行政の関係課や社会福祉協議会などが連携して活動を支えます。

4 施策体系

基本理念

基本目標

基本施策

一人ひとりができる役割 もれない支援 行ったり来たりの思いやりのまち
「ぬくもり」と「安心」と「希望」にみちたまちづくりをめざして

基本目標 1
地域活動を支える
人づくり

人権尊重の推進
地域への関心と福祉意識の醸成
地域活動への参加・参画の促進
地域や団体のリーダーの育成

基本目標 2
地域で支え合う力
を高めるつながり
づくり

地域における顔の見える関係づくり
地域コミュニティの強化
地域における見守りの充実
地域活動の基盤の充実

基本目標 3
安全・安心に暮
らせる地域づく
り

防災・防犯体制の充実
困難を抱える人への支援の充実
健やかに暮らし続けるための取組の推進
安心して生活できる環境の整備

基本目標 4
適切な支援を届
けるための体制
づくり

包括的な支援体制の構築
情報発信・共有の充実
福祉サービス提供体制の充実
地域福祉の推進体制の強化

第3章 施策の展開

▶ 第3章の見方

基本目標

1 地域活動を支える人づくり

基本施策1-1 人権尊重の推進

基本施策ごとに取組の方向性を記載しています。

多様な人種・民族の住民が互いに認め合う人権尊重の精神を育んでいくことが基本となること。心豊かに過ごすことができる地域を築くためには、一人ひとりがか

そのため、市民が年齢や性別、障がいの有無、国籍など、それぞれの多様性を認め合い、一人ひとりの人権を尊重し、誰もが共に支え合うことができるよう、子どもから大人まで多様なライフステージに応じた人権教育・啓発や交流の促進と、あらゆる分野における多文化共生の推進を図ります。

《現状》

- 人権セミナーや地域総合センターでの人権講座、市民大学の障がい理解の出前講座、成年後見官による権利擁護セミナーなどの人権学習、地域総合センターの「じんけんのまつり」の交流事業や、地域での人権まちづくり懇談会や企業内同和研修等の実施など、ある人権課題に気づくための機会を提供しています。
- 「人権まちづくりセンターまつり」、「老人福祉センターまつり」、「ボランティアまつり」など、年齢や性別、障がいの有無、国籍等に関わらず参加し、共に過ごす多様な交流の機会があります。

前回計画の評価、統計、アンケート、市民懇談会、これまでの取組から得られた現状と課題を記載しています。

再び外国人住民が増加傾向にあり、県内で最も外国人住民の比率が高くなっています。

《課題》

- 人権意識を高めるための学習や交流の場への参加者の減少・固定化がみられ、誰もが興味・関心を持てるテーマ設定や、参加しやすい実施方法の検討・見直しが必要です。
- 介護を必要とする高齢者や障がいのある人が利用する福祉施設と地域の交流・連携など、多様なふれあいの場を確保することが必要です。
- 増加している外国人住民との交流やお互いの理解を深めるための場づくり、外国人住民が暮らしやすい地域づくりなど、地域における共生の仕組みが必要です。

《施策の進捗を測る指標》

取組主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	人権啓発講座の参加者数	247人	360人
社協	人と人が交流するイベントの支援・参画をした回数	7回	15回

市・社協それぞれの目標指標を掲載しています。

各主体による施策・取組について、一番上に示している施策番号に対応する形で、それぞれ掲載しています。

施策：①人権教育・啓発の推進 ②多様な交流の促進 ③多文化共生の推進

《施策・取組》

■ ■ 市民・企業に期待すること ■ ■

- ①人権に関する勉強会や研修などに積極的に参加しましょう。
- ②様々な人が集まる交流の場に積極的に参加しましょう。
- ③外国人住民や従業員との交流により、理解を深めましょう。

■ ■ 福祉事業所に期待すること ■ ■

- ①従業員への人権教育の機会づくりに積極的に取り組みましょう。
- ②福祉事業所を舞台として提供しましょう。
- ③外国人利用者への理解をも受け入れましょう。

施策ごとに、市民・企業、福祉事業所に期待する取組を掲載しています。

■ ■ 社協が取り組むこと ■ ■

項目	施策の方向	主な取組
①	○あらゆる差別の撤廃や人権擁護の意識を高めるため、市民、ボランティアや福祉団体に対して人権啓発や研修を実施します。 ○誰もが参加しやすいイベントを企画・開催します。	・テーマ別研修 ・市民向け権利擁護セミナー ・老人福祉センターまつり
②	○各種イベントに参画し、ボランティアや福祉団体等の参加促進など交流の活性化を支援します。	・まちづくりセンターまつり ・ボランティアまつり
③	○外国人と一緒に活動できるような仕組みづくりと活動を	

施策ごとに項目を設け、市・社協それぞれの方向性を掲載しています。

■ ■ 市が取り組むこと ■ ■

項目	施策の方向	主な取組
①	○セミナーや講座の開催、広報等による啓発を行い、様々な差別や偏見への理解および合理的配慮を促進します。 ○地域の団体等と連携し、地域、保育園や学校、事業所等における人権教育を進めます。	・人権セミナー ・出会い・気づき・発見講座・人権まちづくり懇談会 ・企業内人権研修
②	○各種イベントにおける交流を通じ、一人ひとりの尊厳の大切さに気づくことができる機会の充実に取り組みます。 ○健康づくりや誰もが気軽に立ち寄れる住民主体の交流の場づくりを推進します。	・じんけんのまつり ・地域サロンの拡充
③	○外国人住民に届く情報提供、気軽に相談できる体制の整備や、自己の能力を発揮して地域に参画できる環境づくりを進めます。 ○イベントの開催や様々な交流活動、国際理解教育等による多文化共生の意識向上に取り組みます。	・文化・語学教室 ・ワールドフェスタ ・うちなる国際化フォーラム

施策に関する主な取組として、事業名等を掲載しています。

1 地域活動を支える人づくり

基本施策 1-1 人権尊重の推進

市民が互いに支え合い、心豊かに過ごすことができる地域を築くためには、一人ひとりがかげがえのない存在であることを互いに認め合う人権尊重の精神を育てていくことが基本となります。

そのため、市民が年齢や性別、障がいの有無、国籍など、それぞれの多様性を認め合い、一人ひとりの人権を尊重し、誰もが共に支え合うことができるよう、子どもから大人まで多様なライフステージに応じた人権教育・啓発や交流の促進と、あらゆる分野における多文化共生の推進を図ります。

《現状》

- 人権セミナーや地域総合センターでの人権講座、市民大学の障がい理解の出前講座、成年後見センターによる権利擁護セミナーなどの人権学習、地域総合センターの「じんけんのまつり」など市民同士の交流事業や、地域での人権まちづくり懇談会や企業内同和研修等の実施により、身近にある人権課題に気づくための機会を提供しています。
- 地域では、「まちづくりセンターまつり」、「老人福祉センターまつり」、「ボランティアまつり」、「ふれあい広場」など、年齢や性別、障がいの有無、国籍等に関わらず参加し、共に過ごすことができる多様な交流の機会があります。
- 平成27年以降、再び外国人住民が増加傾向にあり、県内で最も外国人住民の比率が高くなっています。

《課題》

- 人権意識を高めるための学習や交流の場への参加者の減少・固定化がみられ、誰もが興味・関心を持てるテーマ設定や、参加しやすい実施方法の検討・見直しが必要です。
- 介護を必要とする高齢者や障がいのある人が利用する福祉施設と地域の交流・連携など、多様なふれあいの場を確保することが必要です。
- 増加している外国人住民との交流やお互いの理解を深めるための場づくり、外国人住民が暮らしやすい地域づくりなど、地域における共生の仕組みが必要です。

《施策の進捗を測る指標》

取組主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	人権啓発講座の参加者数	247人	360人
社協	人と人が交流するイベントへの支援・参画をした回数	7回	15回

《施策・取組》

■■市民・企業に期待すること■■

- ①人権に関する勉強会や研修などに積極的に参加しましょう。
- ②様々な人が集まる交流の場に積極的に参加しましょう。
- ③外国人住民や従業員との交流により、理解を深めましょう。

■■福祉事業所に期待すること■■

- ①従業員への人権教育の機会づくりに積極的に取り組みましょう。
- ②福祉事業所を舞台とした交流の場や機会を提供しましょう。
- ③外国人利用者への適切な対応や、従業員としても受け入れましょう。

■■社協が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○あらゆる差別の撤廃や人権擁護の意識を高めるため、市民、ボランティアや福祉団体に対して人権啓発や研修を実施します。 ○誰もが参加しやすいイベントを企画・開催します。	・テーマ別研修 ・市民向け権利擁護セミナー ・老人福祉センターまつり
②	○各種イベントに参画し、ボランティアや福祉団体等の参加促進など交流の活性化を支援します。	・まちづくりセンターまつり ・ボランティアまつり ・ふれあい広場
③	○外国人と一緒に活動できるような仕組みづくりと活動を支援します。	・国際交流サロン ・ワールドフェスタへの参画

■■市が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○セミナーや講座の開催、広報等による啓発を行い、様々な差別や偏見への理解および合理的配慮を促進します。 ○地域の団体等と連携し、地域、保育園や学校、事業所等における人権教育を進めます。	・人権セミナー ・出会い・気づき・発見講座 ・人権まちづくり懇談会 ・企業内人権研修
②	○各種イベントにおける交流を通じ、一人ひとりの尊厳の大切さに気づくことができる機会の充実に取り組みます。 ○健康づくりや誰もが気軽に立ち寄れる住民主体の交流の場づくりを推進します。	・じんけんのまつり ・地域サロンの拡充
③	○外国人住民に届く情報提供、気軽に相談できる体制の整備や、自己の能力を發揮して地域に参画できる環境づくりを進めます。 ○イベントの開催や様々な交流活動、国際理解教育等による多文化共生の意識向上に取り組みます。	・文化・語学教室 ・ワールドフェスタ ・うちなる国際化フォーラム

基本施策1-2 地域への関心と福祉意識の醸成

互いに支え合う地域をつくるには、困りごとを抱える人の存在に気づき、手を差し伸べることができると育むことが必要です。そのためには、子どもたちから福祉を身近に感じられるよう、学校や家庭、地域など多様な機会を通じて福祉教育を行うことが大切です。学校や職場、地域などで福祉や人権を学ぶ機会をつくり、福祉に対する意識の醸成を図ります。

《現状》

- きつぽらんていあ講座や中高生ボランティア体験を行うなど、若年層がボランティアを学ぶ機会を提供しています。
- 学校において、インクルーシブ教育を充実し、障がいの有無に関わらず、共に学び、育つ教育に取り組んでいます。
- 各種交流事業を通じて、人権や福祉の心を養う活動をしています。
- 中高生を対象に、夏休みにボランティア体験学習を実施しています。

《課題》

- コロナ禍において、イベントや様々な交流事業が中止になり、体験活動や交流事業を通じて学ぶ機会が減少しており、経験や学びができる環境をつくる必要があります。
- 地域住民や当事者団体等が主体となった福祉意識の醸成につながる学習機会の場づくりが求められています。

《施策の進捗を測る指標》

取組主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	中学校区単位の地域懇談会・学習会の開催数	0回	4回
	福祉体験教室等の福祉学習を実施している小中学校数	10校	13校
社協	地域つながる応援講座参加者数	243人	600人
	小中高生を対象とするボランティア体験講座の参加者数	※ 259人	300人

※印の数値：令和元年



中高生ボランティア体験講座

施 策：①地域への関心の涵養^{かんよう} ②福祉教育の推進

《施策・取組》

■■ 市民・企業に期待すること ■■

- ①地域の福祉活動を知り、地域のつながりを大切にしましょう。
- ②福祉についての学習会や講座に積極的に参加しましょう。

■■ 福祉事業所に期待すること ■■

- ①地域との連携を深め、地域の福祉力向上に取り組みましょう。
- ②学校や様々な学習の場で実施される福祉学習に協力しましょう。

■■ 社協が取り組むこと ■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○地域の福祉活動について紹介し、関心を持ち意識を高められるよう取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・わがまるフォーラム ・地域つながる応援講座 ・出前講座
②	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア講座の開催やボランティア体験の機会などを提供します。 ○学校や教育の場における福祉活動や学習会に協力し、理解を得られるよう取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・きつずぼらんていあ講座 ・中高生ボランティア体験講座

■■ 市が取り組むこと ■■

項目	施策の方向	主な取組
①	<ul style="list-style-type: none"> ○郷土愛を深めるためのイベントや学習機会の提供に努めます。 ○地域まちづくり協議会や区・自治会による地域に関心を持つ住民の育成に係る事業の実施を支援します。 ○市の広報紙や懇談会、フォーラムなどのイベントの場で、市内の福祉活動や福祉課題について紹介し、啓発を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりフォーラム ・行政区自治交付金 ・地域懇談会
②	<ul style="list-style-type: none"> ○学校においてインクルーシブ教育を推進するほか、福祉体験教室や障がい者や高齢者との交流など、福祉を学ぶ機会をつくります。 ○世代ごとに様々な場面で福祉について考える学習機会を提供し、生涯にわたる福祉教育を推進し、助け合い・支え合いやお互いさまの意識の醸成を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育 ・福祉体験教室 ・学校ボランティア活動 ・地域懇談会 ・出前講座

基本施策 1-3 地域活動への参加・参画の促進

地域共生社会を実現するためには、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりが生きがいを持って、地域を共に創っていくことが必要です。また、多様化・複雑化する社会において、ボランティアや市民活動団体の協働、新たなニーズに対応する取組への期待が高まっています。誰もが地域の中で役割を持ち、個性や能力を発揮できるよう、地域活動に参加するきっかけづくりや環境づくりに取り組みます。

《現状》

- 公共施設を会場とするイベント実施時に、福祉団体等によるバザーや募金活動の場を提供しています。
- 地域の活力の創出を図り、公共の利益の増進に寄与する事業に要する資金をクラウドファンディングにより調達しようとする団体を公認し応援する制度を設けています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの地域で活動に参加する機会が減少しています。
- 地域活動の担い手の高齢化が進んでいます。
- ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアをしたい人、してもらいたい人のマッチングやボランティアの育成に取り組んでいます。

《課題》

- 若い世代や男性の地域活動への参加が少ないため、若い世代や男性が参加できる活動を工夫することが必要です。
- 区・自治会加入率が低下し、特にアパートやマンションなどで未加入者が増えています。地域活動を知ってもらい、参加してもらえるよう働きかけが必要です。
- ボランティアのニーズに応えられるようボランティアコーディネーターの研修を充実し、資質、力量の向上をより一層図ることが必要です。
- コロナ禍においても継続できる活動のあり方を工夫することが必要です。

《施策の進捗を測る指標》

取組主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	ボランティアポイント事業の実施	未	済
社協	ボランティアセンターの登録者数	722人	850人
	ボランティアセンターの登録団体数	78団体	90団体

**施策：①ボランティア活動の促進 ②多様な活動への参加促進
③寄付による福祉活動への参加**

《施策・取組》

■■市民・企業に期待すること■■

- ①地域課題を解決するためのボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- ②地域行事や区・自治会活動に積極的に参加しましょう。
- ③寄付への協力、企業としての社会貢献活動に取り組みましょう。

■■福祉事業所に期待すること■■

- ①事業所において、ボランティアの受け入れを進めましょう。
- ②地域行事など地域で行われる活動に積極的に参加しましょう。
- ③地域における公益的な取組を行いましょ。

■■社協が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○目的型のボランティアなど各種の養成講座を開催し、ボランティアに関心を持ってもらうとともに、ボランティア活動への参加を促進します。 ○ボランティアセンターを運営し、広報紙等でボランティア活動を紹介するなど、ボランティア活動についての情報発信と意識啓発を図ります。	・ボランティア入門啓発事業 ・各ボランティア体験講座 ・ボランティアコーディネーターの設置 ・ボランティア連絡協議会の支援
②	○地域における活動が活発になるよう、情報提供や活動発表の場の支援を行います。	・ボランティアまつり ・わがまるフォーラム
③	○共同募金等への協力を募り、必要とする団体が活用できるよう取り組みます。	・赤い羽根共同募金 ・子ども未来基金事業

■■市が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○社会福祉協議会が運営するボランティアセンターの機能強化を図ります。 ○介護予防を目的として、高齢者のボランティア活動を奨励する事業の立ち上げを検討します。	・ボランティアセンター活動補助金 ・ボランティアポイント事業
②	○老人クラブ、子ども会やPTA、コミュニティスクール活動、更生保護女性会など多様な活動への参加を促進します。	・多様な活動団体の紹介
③	○目的を明らかにしたクラウドファンディングなど、参加しやすい方法により寄付を促進します。	

基本施策 1-4 地域や団体のリーダーの育成

持続可能な地域をつくるには、地域活動の担い手やリーダーの育成が必要です。しかしながら、担い手の高齢化や固定化、若い世代や男性の参加が少ないなどの課題があります。地域における助け合い、支え合い活動のさらなる充実を図るため、暮らしを支えるボランティアや地域活動のリーダーなど、地域活動の担い手の確保や育成を推進します。

《現状》

- 近所づきあいや地域のつながりが薄れてきており、考え方の多様化が進み、若い人や転入者、アパートやマンションの住民などが区・自治会に入りたがらない傾向が強くなっています。
- 地域活動をけん引する担い手が減少しています。リーダーのなり手が少なく、固定化や高齢化が懸念されています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、これまで続けてきた活動が縮小または休止しており、コミュニケーションをとることが難しくなっています。コロナ禍収束後に元通りの活動ができるかどうか懸念されています。

《課題》

- 若い世代や転入者、アパートやマンションの住民などに対し、区・自治会への加入や地域活動に参加してもらう働きかけが必要です。
- 地域や団体の活動をけん引する後継者を育成し世代交代に備えるとともに、人と人、人と活動をつなげるコーディネーターの育成も必要です。
- オンラインを活用するなど継続的に情報交換や情報共有を行い、コロナ後の活動再開に備える必要があります。

《施策の進捗を測る指標》

取組主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	リーダー養成講座に取り組む地域まちづくり協議会の数	0まち協	7まち協
市 社協	地域支えあい推進員の研修の回数	2回	6回



地域支えあい推進員研修会

施 策：①リーダー養成の推進 ②コーディネーターの育成

《施策・取組》

■■市民・企業に期待すること■■

- ①ボランティア養成講座等に参加し、知識の向上とスキルアップを図りましょう。
- ②地元の地域や、地域の活動に関心を持ちましょう。

■■福祉事業所に期待すること■■

- ①地域の福祉課題について情報発信し、幅広い世代に対し、福祉への関心を高められるよう取り組みましょう。
- ②地域の社会資源の一つとして、職員の知識や技量を生かして、コーディネーターと連携して地域づくりを進めましょう。

■■社協が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○福祉課題のある人を支えられるよう、各種養成講座をはじめリーダー研修等を実施します。 ○ボランティアコーディネーターを育成するとともに、ニーズに応えられるよう、研修等を行います。	・地域リーダーの養成 ・課題について協議する場づくり ・ボランティアコーディネーターの資質向上
②	○第1層地域支えあい推進員が第2層地域支えあい推進員の活動を支援し、地域のニーズに応えられる活動に取り組みます。	・地域支えあい推進員研修会および連絡会議 ・地域支えあい推進員の活動の周知

■■市が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○各種セミナー等を開催し、地域まちづくり協議会や区・自治会の役員などの地域づくりに係る資質の向上に取り組みます。	・まちづくりフォーラムの開催
②	○地域支えあい推進員の力量の向上に向けた研修や情報交換の場を持つとともに、民生委員・児童委員や健康推進員の積極的な地域づくりへの参加を促進します。 ○市民の健康づくりを支える担い手を育成します。	・民生委員児童委員協議会活動の支援 ・健康推進員の養成 ・フレイルサポーターの養成

2 地域で支え合う力を高めるつながりづくり

基本施策2-1 地域における顔の見える関係づくり

地域において互いに支え合うためには、日頃から顔の見える関係づくりが必要です。考え方の多様化などで区・自治会に加入しない人が増えていますが、地域のつながりの大切さを理解してもらえるよう地道に働きかけ、取り組むことが必要です。

また、子育てや健康づくりを通じた交流活動や高齢者のサロン活動など、様々な場や機会を通じて、日常的なつながりができる環境づくりを目指します。

《現状》

- 地域まちづくり協議会や区・自治会により、地域住民の交流を目的とした多様な交流事業が実施されています。
- 青少年育成市民会議による青少年体験活動や保育園の世代間交流など、子どもと多世代が交流できる機会を設けています。
- 子育て支援センターやつどいの広場で、子育て中の親子が交流を行っています。先輩ママが子育てについてアドバイスをするなど、多世代の交流にもつながっています。
- 安心応援ハウス事業（サロン）を実施し、顔の見える地域でのつながりづくりを行っています。
- 平成27年以降、再び外国人住民が増加傾向にあり、県内で最も外国人住民の比率が高くなっています。（再掲）

《課題》

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、保育園の多世代交流や健康まつりが中止になるなど、つながりの場が減少しています。コロナ禍においても、交流やつながりが継続できる仕組みが必要です。

《施策の進捗を測る指標》

取組主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	多世代サロンの開設箇所数	0箇所	7箇所
社協	子どもを中心としたたまり場・サロン・活動の支援回数	16回	20回

**施策：①地域における交流・ふれあい活動の推進 ②世代間交流の促進
③新たなつながり方の構築**

《施策・取組》

■■■市民・企業に期待すること■■■

- ①子育てサロンやふれあいサロン、安心応援ハウスなど地域の交流場所について知り、必要と思われる人がいたら紹介しましょう。
- ②地域における交流の場に積極的に参加しましょう。
- ③オンラインなどを新たなつながり方として活用しましょう。

■■■福祉事業所に期待すること■■■

- ①子育てサロンや地域の交流活動の場所として施設等を開放しましょう。
- ②ノウハウや資源などを、地域の交流活動に役立てましょう。
- ③オンラインによる面談や会議など、新たなつながり方を進めましょう。

■■■社協が取り組むこと■■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○身近なところでの小地域福祉活動を推進します。 ○地域コーディネーターや主任児童委員などと連携し、子育てを通じた交流を支援します。	・小地域福祉活動推進研修会 ・子ども未来基金事業
②	○子どもと高齢者や青年層との交流、および子どもの遊びの場づくりを進めます。	・ボランティアによる昔遊びの伝承の場づくりの支援 ・世代間交流の場づくり
③	○新しいつながり方を検討・実施し、関係機関や団体への普及に努めます。	・ICT機器の使い方講習会 ・先進事例の情報提供と実行への支援

■■■市が取り組むこと■■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○身近なところで開催される子どもや高齢者などの集いの場となる小地域福祉活動を推進します。 ○地域まちづくり協議会や区・自治会で行われる多様な住民の交流事業を支援します。	・安心応援ハウスの設置拡充 ・行政区自治交付金
②	○様々な機会を通じ、多世代交流ができる場づくりを進めます。 ○保育園や子育てサロン、つどいの広場などで、多世代交流や地域の伝統・文化を伝える取組を行います。	・多世代サロンの開設
③	○ICT等を活用したつながり方の構築を支援します。	・デジタルデバイドの解消の推進

基本施策 2-2 地域コミュニティの強化

共働き世帯の増加や核家族化の進行など、生活への意識や生活スタイルが変化してきています。また、ひとり暮らし高齢者の増加などにより、身近に相談する人がいない、災害時に住民の安否確認ができないなどの課題が生じてきています。

湖南省では、小学校区を基本単位とする7つの地域まちづくり協議会と43の行政区を設置しています。地域まちづくり協議会は、地域内の区・自治会に加入していない市民も対象として、多様な主体の参画により、区・自治会では解決が困難な課題に取り組んでいます。

今後も多様化・複雑化した様々な地域課題に対応する必要があることから、地域コミュニティを一層強化し、地域で支え合える地域づくりを目指します。

《現状》

- 地域まちづくり協議会を設置し、地域課題の解決に向けた取組を進めています。
- 地域まちづくり協議会を対象に自治振興交付金や絆づくり交付金を交付し、地域での支え合い活動を支援しています。
- 地域まちづくり協議会ごとに地域支えあい推進員を設置し、地域資源の掘り起こしなどを行っています。

《課題》

- 地域まちづくり協議会を対象として自治振興交付金等を交付していますが、地域課題の解決に向けた取組に地域の温度差がみられます。交付金の趣旨について理解を深め、地域が主体的に取り組むことができるよう支援が必要です。
- 地域支えあい推進員を核とし、地域資源の開発やネットワーク化を図ることが必要です。

《施策の進捗を測る指標》

取組主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	地域コミュニティの課題や活動を共有する場の回数	8回	8回
社協	共同募金や特定基金により活動助成した団体等の数	19団体	50団体

＜施策・取組＞

■■市民・企業に期待すること■■

- ①地域まちづくり協議会や区・自治会の活動に積極的に参加しましょう。
- ②地域課題に関心を持ち、課題の解決に向けて主体的に取り組みましょう。

■■福祉事業所に期待すること■■

- ①地域での交流に参加するとともに、地域活動の場を提供しましょう。
- ②地域課題の解決に向けて、地域住民とともに取り組みましょう。

■■社協が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	<ul style="list-style-type: none"> ○地域担当職員を配置し、地域まちづくり協議会などの会議や活動の場に参加します。 ○地域まちづくり協議会に対し、支え合い活動の立ち上げや運営を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域担当職員の配置 ・絆づくり交付金
②	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア団体やNPO、事業所等の地域活動を支援します。 ○地域で福祉活動を実践する住民や団体等の交流を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉団体等活動助成金の交付 ・民間助成申請の支援

■■市が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	<ul style="list-style-type: none"> ○区・自治会への加入促進を支援していきます。 ○地域まちづくり協議会の取組を支援します。 ○地域まちづくり協議会と区・自治会の役割分担を明確にし、情報共有の場を設けるなど、協働による活動を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金や補助金の交付 ・コミュニティプランの策定および実行支援 ・地域代表者会議の運営
②	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉団体の活動支援のため、補助金を交付します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉団体活動補助金の交付

基本施策 2-3 地域における見守りの充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、子育ての不安に悩む親、対人関係をうまくつくれな
いためにひきこもっている人など、孤立しがちな人を地域で見守ることができるよう、民生委
員・児童委員や区・自治会、健康推進員、ボランティアなどが連携して見守る体制をつくるこ
とが必要です。

子ども、高齢者、障がい者や外国人などが困っていることがないかを気に向け、困りごとの
兆候を見つけたら、速やかに関係機関につなげられる仕組みづくりを目指します。

《現状》

- 高齢者を対象に、ふれあい給食による安否確認や、話し相手となる生活支援サポーターによ
る見守り活動を行っています。
- 認知症高齢者等が行方不明になったときの早期発見を目指し、介護保険事業者協議会等の
協力を得ながら搜索する協力体制「おかえりネットワーク」を構築しています。
- 子どもたちの登下校時に、交通事故や犯罪から守るため、学校と連携したスクールガードの
取組が行われています。
- 市による青色回転灯付防犯パトロール車での市内の巡回のほか、PTAが「子ども110番
の家」を設置し、子どもを見守る体制を構築しています。
- 民生委員・児童委員による75歳以上ひとり暮らし高齢者への個別訪問や、主任児童委員に
よる「こんにちは赤ちゃん訪問」の見守り活動が行われています。

《課題》

- 民生委員・児童委員による高齢者の見守り活動が実施されていますが、地域まちづくり協議
会や区・自治会の取組として、地域住民が主体となったよりきめ細かな見守り活動が求めら
れます。
- 地域における子どもの見守り活動が定着していますが、スクールガードの登録者数が減少し
ており、登録の働きかけを行うなど継続的な取組が求められます。
- ひきこもりや生活困窮など潜在化、複雑化・複合化する地域生活課題に対応するための、新
たな見守り活動を実施していく必要があります。

《施策の進捗を測る指標》

取組 主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	高齢者24時間対応型安心応援システムの登録者数	60人	90人
	高齢者あんしん見守りネットワーク協力事業所数	22箇所	30箇所
	子どもの虐待通報における市民からの通報割合	8.7%	9.0%
社協	ふれあい給食の利用者数	57人	70人
	生活支援サポーター事業の利用者数	11人	30人

**施策：①見守り活動の推進 ②虐待・DVの早期発見・早期対応
③自殺対策の推進**

《施策・取組》

■■市民・企業に期待すること■■

- ①住民や企業・団体による高齢者の見守りネットワークの構築に協力しましょう。
- ②虐待やDVの課題に関心を持ち、気づいた場合は関係機関に連絡・相談しましょう。
- ③身近な人のサインに気づき、自殺の未然防止に努めましょう。

■■福祉事業所に期待すること■■

- ①事業所職員による勤務時の見守りに取り組みましょう。
- ②事業所内外での虐待を防止するため、より一層の技能の向上と研修を行いましょう。
- ③職員のメンタルヘルス対策に取り組みましょう。

■■社協が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
① ②	○地域での見守り活動の推進に努め、ひとり暮らし高齢者などに対し、見守り活動についての周知を行い、利用を呼びかけます。 ○福祉についての学習会などで、虐待やDV、ひきこもり等の地域生活課題について、正しい理解と市民の関心を高めます。	・ふれあい給食による安否確認、生活支援サポーターによる見守り ・市民向け権利擁護セミナー ・出前講座
③	○地域福祉権利擁護事業や生活福祉資金貸付の相談業務において、自殺のサインを見落とさないように努めます。また、地域の緩やかな見守り体制の構築に努めます。	・生活福祉資金貸付事業等による早期発見

■■市が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○市民に対し、「子ども110番の家」の設置やスクールガードの登録を働きかけます。 ○郵便局・新聞販売店・牛乳配達事業所・宅配事業者等と連携した見守りネットワークの拡充を進めます。 ○民生委員・児童委員や関係機関等と連携し、ひきこもりなど生きづらさを抱える人に対する早期の相談と適切な支援につながるよう努めます。	・子ども110番の家、スクールガード、高齢者あんしん見守りネットワーク、おかえりネットワーク、高齢者24時間対応型安心応援システム ・ひきこもり支援のプラットフォームづくり
②	○虐待やDV等の相談窓口の周知に努めるとともに、気づいたときは通報するように啓発を行います。	・要保護児童対策地域協議会など分野ごとの協議会による見守り体制の構築
③	○自殺対策計画に基づき、必要な施策を講じるとともに、地域の関係機関で連携して自殺対策に取り組みます。	・ゲートキーパーの養成 ・メンタルヘルスの啓発

基本施策 2-4 地域活動の基盤の充実

継続的、安定的な地域活動のためには、活動場所の確保が求められます。まちづくりセンターをはじめとする市の施設を地域の利用しやすい活動拠点として提供するなど活動の支援に努めます。民間の福祉施設も地域の活動場所として開放してもらえるよう、働きかけを進めていきます。

また、地域の生活課題を共有し、課題の解決に向けて話し合う多様な協議の場が地域につくられるよう支援していきます。

《現状》

- 8箇所のまちづくりセンターを設置し、市民の交流活動拠点としています。
- 地域の公共施設を一層活用できるよう、指定管理者制度の導入等により施設利用の促進を図っています。
- 障がい者施設などの民間施設について、地域に開かれた場になるよう、会議・集会への活用や、体験学習の場、防災における避難場所としての利用を働きかけていますが、福祉避難所としての活用にとどまり、会議や集会、体験学習の場としての活用は進んでいません。
- 社会福祉法の改正により、社会福祉法人は地域における公益的な取組を実施する責務があります。無料または低額で利用できるサービスとして、地域で課題を抱える人を支援する仕組みづくりが求められます。

《課題》

- 公共施設の利用状況を把握し、より利用しやすい施設を目指す必要があります。
- 民間施設を地域の活動に活用できるよう、働きかけをする必要があります。

《施策の進捗を測る指標》

取組主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	地域ケア会議の開催回数	16回	30回
社協	第2層地域支えあい推進会議の開催回数	14回	48回



空き家を活用した居場所
私設公民館「mame Co-(マメコー)」

施 策：①地域における活動の拠点づくり ②地域における協議の場づくり

《施策・取組》

■■市民・企業に期待すること■■

- ①自社が管理運営する施設の一部を地域活動の場として提供できるよう、取り組みましょう。
- ②地域のことや地域福祉について話し合う場に参加しましょう。

■■福祉事業所に期待すること■■

- ①地域に開かれた施設として、地域住民が集会・会議で利用できたり、様々な体験学習ができる場として協力しましょう。
- ②地域の生活課題の解決に向けて、協議の場に参画しましょう。

■■社協が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○指定管理施設の社会福祉センターやふれあいの館等の施設を市民が利用しやすいよう、利便性の向上に努めます。	・活動発表の場づくり
②	○地域まちづくり協議会ごとの実施が求められている第2層地域支えあい推進会議の開催・運営を支援し、住民同士の協議を促進します。	・第2層地域支えあい推進会議の開催・運営支援 ・地域活動マップの作成

■■市が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○公共施設の利用促進を図ります。 ○空き家等を地域のコミュニティスペースとして活用できる仕組みづくりを検討します。 ○活動拠点として利用可能施設の情報と利用ニーズをマッチングする仕組みづくりを検討します。	・体育館やグラウンドの開放促進 ・あきやナクスによるマッチング
②	○地域課題の把握と解決に向けて話し合う多様なプラットフォームづくりに取り組みます。	・生活圏域ごとの地域ケア会議の開催 ・第1層および第2層地域支えあい推進会議の開催の促進

3 安全・安心に暮らせる地域づくり

基本施策 3-1 防災・防犯体制の充実

市民一人ひとりが安全・安心に暮らすために、日頃からの備えを行うことで、災害時に安全に避難ができ、必要な支援が受けられる体制を地域ぐるみでつくる必要があります。

また、避難行動要支援者名簿の登録や個別支援プランの作成、福祉避難所の設置など、災害時における避難行動要支援者の支援体制の充実に取り組みます。

さらに、地域や関係機関・団体と連携しながら、見守り等による防犯体制の強化を図ります。

《現状》

- 災害時の避難に支援が必要な人については、本人の同意を得て、避難行動要支援者名簿に登録し、区長および民生委員・児童委員に提供するとともに、個別支援プランの作成を進めています。
- 災害時に要配慮者および避難行動要支援者を守るため、湖南省防災マップを基に行政区単位の防災計画の作成を進めています。
- 高齢者や障がいのある人、療養中の人などが安心して避難できるよう、福祉避難所の確保に努めています。
- ひとり暮らしの高齢者などが急病時に救急隊などに医療情報を伝える「命のバトン」の普及に、区・自治会が取り組んでいます。
- 気象情報や災害情報等を伝えるメール配信サービスを実施しています。
- 児童・生徒の通学路について、PTAによる安全点検で確認された危険箇所を関係機関との通学路等安全推進会議で危険度について協議しています。会議後は、現地で合同点検を実施しています。

《課題》

- 避難行動要支援者名簿の対象者の中には文書で通知するだけでは制度の趣旨を理解することが難しく同意に結び付きにくい人もいるため、介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という。）など身近な支援者の協力を得て同意を促す必要があります。
- 災害への対応については、障がい者や外国人住民への配慮が必要です。
- 行政区ごとの防災計画の作成を進めるには、作成のノウハウの共有など支援が必要です。
- 福祉避難所について、必要性や役割が十分に浸透していないため、周知が必要です。
- 「命のバトン」の普及が進んでいますが、対象が区・自治会加入世帯となっており利用が限定されています。
- 地域住民による登下校時の見守り活動や通学路の安全点検活動が定着していますが、スクールガードの登録者数が減少傾向にあり、担い手の確保が必要です。

《施策の進捗を測る指標》

取組主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	地区防災計画を作成済みの行政区数	20区	43区
	防災士の登録者数	268人	328人
	スクールガード登録者数	879人	1,000人
社協	災害ボランティアセンターの運営協力者数	35人	60人

**施策：①防災・減災の推進 ②避難行動要支援者の支援
③地域防犯体制の推進**

《施策・取組》

■■市民・企業に期待すること■■

- ①災害時に適切に避難できるように、日頃から備えるとともに、災害情報や気象情報の把握に努めましょう。
- ②地域において、災害時に避難が必要な人を把握するとともに、避難時に隣近所で助け合える関係づくりを進めましょう。
- ③登下校時の見守り等に協力し地域の防犯力を高めましょう。

■■福祉事業所に期待すること■■

- ①地域との協働による防災訓練など、災害時に適切に避難できるように備えましょう。
- ②日常生活に支援が必要な人が安心して避難できるよう、福祉避難所として協力しましょう。
- ③地域と連携して見守り活動等に積極的に取り組みましょう。

■■社協が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○災害ボランティア養成講座を開催し、災害ボランティアへの登録を推進します。 ○災害発生時に災害ボランティアセンターの設置・運営、ボランティアの受け入れやコーディネートを円滑に行えるよう、定期的に設置運営訓練を実施します。	・災害ボランティア養成講座 ・災ボラカフェ ・災害ボランティアセンター設置運営訓練
②	○災害ボランティアセンター設置運営訓練時に、災害ボランティアが災害時要配慮者を訪問して、情報提供とヒアリングを行い、平常時からつながる体制づくりに努めます。また、継続した生活の状況確認を行います。	・災害ボランティアセンターのニーズ班活動訓練 ・避難所運営の協力
③	○市、地域や関係団体と連携して、見守り活動や啓発情報の発信に取り組み、防犯意識の向上を図ります。	・広報紙等による情報提供 ・社会を明るくする運動への参画

■■市が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	<p>○市民の防災・減災意識の向上のための啓発に取り組みます。</p> <p>○地域における災害時対応の仕組み・体制づくりのため、地区防災計画や防災マップの作成支援、防災士の養成と活躍の場づくりに努めます。</p> <p>○障がい者や外国人住民などにも配慮し、災害時の情報提供体制の整備に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座 ・自主防災組織活動への支援 ・避難訓練の実施と促進 ・防災士の養成
②	<p>○ケアマネジャーなどの専門職の協力を得て、避難行動要支援者名簿の登録および個別支援プランの作成を促進します。</p> <p>○地域で災害時要配慮者を支援するため、避難訓練の実施や自主防災組織等による協働体制の構築を推進します。</p> <p>○災害時要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難所での生活などにおいてきめ細かな福祉的配慮を行います。</p> <p>○避難行動要支援者数等に対応した福祉避難所の適切な設置数の確保と機能の整備に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿への登録および個別支援プランの作成の促進 ・自主防災組織の活動強化 ・福祉避難所の確保
③	<p>○更生保護関係者や民生委員・児童委員、関係団体と連携して、犯罪や非行のない地域づくりを進めます。</p> <p>○防犯パトロールやスクールガードによる登下校時の見守り活動を促進するとともに、市民との協働による通学路の安全点検に取り組みます。</p> <p>○メール配信サービスにより不審者情報や災害時緊急情報を配信するほか、特殊詐欺等の消費者被害にあわないよう啓発に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全なまちづくり自主活動支援事業補助金 ・スクールガードによる見守りの推進 ・社会を明るくする運動の推進 ・消費者教育チラシの発行



災害ボランティアセンター設置運営訓練

基本施策3-2 困難を抱える人への支援の充実

社会経済情勢の変化や、多様化する社会の中で、障がいや認知症を抱える人やその家族、生活困窮者などに加え、老老介護やダブルケア、8050問題やひきこもり、子どもの貧困やヤングケアラーなど、生きづらさや生活上の課題を抱える人がいます。

多様化・複雑化した課題に対し、様々な方法で支援をするとともに、困難を抱える人が社会の中で孤立することなく自立して生活できるよう、包括的な相談支援をはじめ、地域とのつながりづくりなど重層的に支援する体制の整備に努めます。

《現状》

- 甲賀・湖南成年後見センターぱんじーが、権利擁護支援について多様な相談に応じています。
- 社会福祉協議会において地域福祉権利擁護事業を実施し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理をサポートしています。
- 各分野における虐待を防止するため、関係機関による会議を開き、協議や情報共有を行っています。
- 生活困窮者自立相談支援事業により、経済的または生活上の課題を抱えている人の相談を受けています。また、働き・暮らし応援センターやチャンスワークこなんと連携して就労支援を行っています。
- 中学校区ごとに子ども家庭総合センターを設置し、子育てに対する相談支援の体制づくりを進めています。
- 児童虐待等については、家庭児童相談室と県子ども家庭相談センターが連携し、個別の対応を行っています。
- 多様化する保育ニーズへの対応のため、助け合い・支え合いによる育児援助事業を実施しています。
- 経済的に困窮する家庭の子ども孤食防止や居場所づくりのため、市内の4箇所子ども食堂が運営されています。
- 発達に支援の必要な人に対し、乳幼児期から就労期までライフステージに応じて、関係機関の連携による発達支援に取り組んでいます。
- 障がい福祉サービスを必要とする人に、必要なときに必要なサービスを利用しただけできるよう、相談支援やサービスの提供に努めています。
- 市役所窓口到手話通訳者を配置するほか、手話奉仕員養成講座を実施しています。
- 公共施設にアール・ブリュット作品を展示することにより、障がい者の創作活動の支援と障がい者理解の推進に努めています。
- ひきこもりについては、市内の社会福祉法人が、アウトリーチによる相談支援や生活訓練の場を設けて支援しています。また、様々な支援者や関係機関による協議の場を持ち、甲賀圏域における支援のあり方等の検討が行われています。
- 滋賀県の再犯者率は46%（令和2年）と全国平均を少し下回るものの、検挙される者の約半数が再犯者となっており、本市においても、保護司や更生保護女性会などによる更生保護活動が行われています。

《現状》

- 平成 28 年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、再犯防止等の施策に関する地方公共団体の責務が示されるとともに、取組を推進するために再犯防止推進計画を策定することが努力義務となりました。

《課題》

- 甲賀・湖南成年後見センターぱんじーと社会福祉協議会は、判断能力に課題のある人の権利擁護支援を行っていますが、支援の必要な人に必要な支援ができるよう、人員などの一層の体制整備が必要です。
- 成年後見制度の利用が望ましい地域福祉権利擁護事業の利用者について、円滑に移行できるよう関係機関同士の連携が必要です。
- 虐待事案に対応できるよう、関係機関との連携をさらに進めるなど体制整備が必要です。
- 経済的に困窮する家庭に対する相談支援において、アセスメントの充実を図り、必要な支援を届けることが必要です。
- 子育てに関する事業の認知度が低い事業がみられるため、子育て支援サービスなどの情報提供の充実を図り、円滑な利用につなげる必要があります。
- 子どもが様々な人々との交流や地域の関わりを通して社会性を身につけられるよう、多様な体験・活動・交流ができる機会の提供が必要です。
- ひとり親家庭など経済的に困窮している家庭に対し、貧困の連鎖に陥らぬよう、保護者への就労支援や子どもの学習支援など、子どもの健やかな育ちへの支援が必要です。
- 児童虐待の件数が増加傾向にあるため、早期発見・早期対応に向けた虐待防止の啓発活動や、虐待対応を含む支援が必要な家庭に対し関係機関の連携による適切な支援が必要です。
- 発達支援システムについて、特に就労期における支援の充実が求められています。
- 障がい者に対して、スポーツ、余暇活動への支援や移動手段の確保が求められています。
- 農福連携による障がい者の働ける場づくりが求められています。指導者の確保や事業と人をつなぐコーディネーター機能が必要です。
- 障がい者への意識調査では、障がい者理解は市民に浸透していないとの認識が示されています。
- 市では、ひきこもりの相談窓口を設置し保健師が個別の相談対応を行っていますが、居場所づくりや社会参加の支援の取組はできていません。庁内連携の強化や市相談窓口のさらなる周知も必要です。
- ひきこもり等の生きづらさを抱える潜在的な支援対象者を把握することが必要です。
- 就労に課題のある 49 歳以下の人については、滋賀県地域若者サポートステーションにつなぐなどの支援が必要です。
- 保護司等による更生保護活動の支援のほか、生きづらさを抱える罪を犯した人の社会復帰を支援するため、関係機関の連携による福祉課題の解決に向けた取組が必要です。
- 複雑化・複合化した課題を抱える人や家族の支援にあたっては、属性を問わず相談に応じ、多機関の連携による包括的な支援を提供するための体制づくりが必要です。

《施策の進捗を測る指標》

取組主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	成年後見制度利用者数	132人	170人
	ファミリー・サポート・センター利用者数	14人	20人
	ひきこもり支援のプラットフォームづくり	未	済
社協	地域福祉権利擁護事業の利用者数	65人	85人
	フードドライブ事業の協力企業・団体数	13社	25社

- 施策：**①権利擁護の推進（成年後見制度利用促進計画含む）
 ②生活困窮者への支援 ③子どもや子育てへの支援
 ④障がいのある人やその家族の支援 ⑤ひきこもりへの支援
 ⑥再犯防止の推進（再犯防止推進計画）

《施策・取組》

■■市民・企業に期待すること■■

- ①成年後見制度や権利擁護について理解を深め、身近に支援を必要とする人がいたら、相談窓口につなげましょう。
- ②企業等は、就労に課題のある人の就労体験の受け入れに努めましょう。
- ③子どもや子育て中の家庭を地域で見守り、集いの場などで交流しましょう。
- ④障がいの特性に合わせた就労や社会参加ができるよう配慮を行いましょ。
- ⑤ひきこもりや地域で孤立している人に気づいたら、市や民生委員・児童委員等に相談しましょう。
- ⑥刑務所出所者への理解や社会復帰の支援に努めましょう。

■■福祉事業所に期待すること■■

- ①成年後見制度の利用が必要と思われる人やその家族の権利を守る取組を進めましょう。
- ②利用者やその家族が複合的な課題を抱えている場合、関係機関と連携し、課題解決に向けて取り組みましょう。
- ③子どもや子育て世帯を地域で見守る活動に協力しましょう。
- ④障がいのある人や家族の相談に応じ、就労などの支援を行いましょ。
- ⑤ひきこもりや地域で孤立している人に気づいたら、関係機関と連携し、課題解決に向けて取り組みましょう。
- ⑥刑務所出所者が自立した生活を送れるよう、関係機関と連携して支援しましょう。

■■ 社協が取り組むこと ■■

項目	施策の方向	主な取組
①	<p>○地域福祉権利擁護事業の周知を行うとともに、専門員や生活支援員の資質向上など支援体制の強化に努めます。</p> <p>○甲賀・湖南成年後見センターばんじーや市と連携し、成年後見制度に関する情報提供や利用支援に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉権利擁護事業 ・成年後見制度の利用支援
②	<p>○各種相談や事業において生活相談を行い、必要に応じて生活福祉資金の貸付や就労支援等へつなげます。</p> <p>○フードドライブ事業について、市民や企業などに広く協力を呼びかけ、必要とする人への食料支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家計改善支援事業 ・生活福祉資金貸付相談 ・フードドライブ事業
③	<p>○身近な公共施設等で子育て中の親子の交流の場づくりや、地域での見守り活動の推進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未就園児の子と親を対象とするすずめの学校
④	<p>○障がいのある人やその家族の交流を図り、見守りの促進や相談支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者相談支援事業
⑤	<p>○ひきこもりや地域で孤立している人が社会参加できるよう、集いの場などにつなげる取組を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の情報提供と参加支援
⑥	<p>○市や保護司等と連携して、更生保護への理解促進と再犯防止を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会を明るくする運動への参画

■■ 市が取り組むこと ■■

項目	施策の方向	主な取組
①	<p>○令和3年 10 月に甲賀市と共に策定した「甲賀圏域権利擁護支援推進計画」に基づき、自らの権利を行使することが難しく日常生活等に支障のある認知症高齢者や障がい者の意思と権利を尊重し、本人が主体的に生活できるよう必要な支援を行います。</p> <p>【甲賀圏域権利擁護支援推進計画】 令和3年 10 月策定 計画期間: 令和4年度から令和8年度までの5年間 基本理念: 「誰もが尊厳をもって その人らしく暮らすことのできるまちの実現」</p> <p>○中核機関や専門職との連携のもと、適切な虐待対応と権利擁護支援の充実を図ります。</p> <p>○成年後見制度の利用促進を図ります。</p> <p>※以下に、成年後見制度の利用促進を図るための計画として、成年後見制度利用促進計画を定めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援会議 ・包括的な相談支援体制の構築による継続的な相談支援の実施 ・成年後見制度の利用促進

成年後見制度利用促進計画

【計画の概要】

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の権利や財産を守るために、成年後見人等が支援する制度です。認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加により、社会全体で支え合うために重要な手段として、今後、成年後見制度の必要性は高まっていくと考えられます。

判断能力に不安のある人を含むすべての市民が住み慣れた地域で安心して生活し、地域社会に参加することができる地域共生社会の実現に向けて、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

	施策の方向	主な取組
<p>① 必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の3点を柱に、次の取組を行います。</p> <p><中核機関の整備></p> <p>○甲賀・湖南成年後見センターばんじーを中核機関と定め、その機能と役割が果たされるよう体制の充実に努めます。</p> <p><相談支援></p> <p>○成年後見制度等の利用など適切な支援内容等の検討（アセスメント）を行う権利擁護支援会議を開催し、支援の必要な人を早期に発見し支援が届く仕組みを整備します。</p> <p>○中核機関は、地域包括支援センターやケアマネジャー、障がい分野の相談支援員、市の窓口担当職員等の一次相談窓口との役割分担を明確にしながら、二次相談窓口として、円滑な成年後見制度の利用につながるよう相談支援を行います。</p> <p><連携ネットワーク（チーム・協議会等）></p> <p>○親族、一次相談窓口職員、福祉・医療・地域等の関係者および専門職後見人で編成するチームによる日常的な見守りや支援を行い、中核機関はチーム編成や専門的助言等の支援に努めます。</p> <p>○司法、医療、保健、福祉の専門職団体や関係機関で構成する協議会を設置し、地域課題の検討・調整・解決やチームへの適切なバックアップを行うことで、多職種間の連携を強化します。協議会の事務局機能を中核機関が担います。</p> <p>○中核機関は、家庭裁判所や地域福祉権利擁護事業および生活困窮者自立支援事業、また重層的支援体制整備事業の多機関協働事業を担う各機関との連携に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中核機関の設置 ・権利擁護支援（アセスメント）会議 ・権利擁護支援協議会の設置・運営 ・チーム支援の仕組みづくり ・市長申立ての促進 ・成年後見制度利用支援事業 ・後見人候補者調整の仕組みづくり ・親族後見人懇談会 ・相談支援従事者向け研修会 ・行政職員および医療・福祉等従事者に対する研修会 ・市民向け権利擁護セミナー 	

	<p><成年後見制度利用支援></p> <p>○利用者がメリットを実感できる制度にするため、市は成年後見制度利用支援事業の充実を、中核機関は適正な後見人の選任および後見人等をはじめとするあらゆる関係者に対する意思決定支援の普及を図ります。</p> <p><後見人等支援></p> <p>○専門職後見人が孤立しないよう、中核機関はチームによる支援のコーディネートや助言等の支援を行います。また、親族後見人同士の交流や相談支援を行います。</p> <p><広報・啓発></p> <p>○成年後見制度の内容や利用方法について、市民を対象としたセミナーの開催や、パンフレット、広報紙やホームページ等を活用した周知・啓発に努めます。</p> <p><受任者不足の解消></p> <p>○甲賀・湖南成年後見センターぱんじー以外の法人後見実施機関の拡大や、市民後見人の養成と活動の支援体制のあり方について検討を進めます。</p>	
--	---	--

項目	施策の方向	主な取組
②	<p>○生活困窮者自立支援制度の各種事業により、住居の確保、就労支援や子どもの居場所づくり等の支援を行います。</p> <p>○生活困窮者の相談窓口の周知を図るとともに、民生委員・児童委員やライフライン事業者、各分野の相談支援機関との連携や庁内関連部署間の連携を強化し、支援を必要とする人の把握に努め、相談支援の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住居確保給付金 ・就労準備支援事業 ・子どもの学習支援事業 ・一時生活支援事業 ・家計改善支援事業 ・子ども食堂の普及 ・支援調整会議 ・庁内連携会議の定期的開催



ひまわり学習支援教室

項目	施策の方向	主な取組
③	<p>○子育てサークルの育成やネットワークづくり、身近な地域で気軽に集まれる場づくりや、子育て支援情報の提供の充実を進め、子育て世帯の孤立防止に努めます。</p> <p>○子育てに支援が必要な家庭に対し、子ども家庭総合センター、子育て応援サポートセンター等が連携して、妊娠期からの切れ目のない支援の充実を努めます。</p> <p>○子育て支援ボランティアの育成や、助け合い・支え合いによる子育て支援の仕組みを充実します。</p> <p>○要保護児童対策地域協議会などにおいて関係機関との連携を強化し、児童虐待の防止および早期発見と早期の適切な対応に努めます。</p> <p>○障がいの有無を問わず、子どもが放課後や長期休業時に安心して活動できる居場所づくりに努めます。</p> <p>○ひとり親世帯など経済的に困窮する世帯に対して、就労支援や子どもの居場所づくりに取り組みます。</p> <p>○民生委員・児童委員をはじめ、ケアマネジャーや学校等との連携により、ダブルケアやヤングケアラー等、課題を抱える家庭の把握と支援に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭総合センター、子育て応援サポートセンターおよび子育て支援センターの設置 ・つどいの広場 ・母子父子自立支援プログラムの策定 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・親子プレイステーション ・子ども食堂の普及 ・子どもの学習支援事業
④	<p>○障がい福祉サービスの利用、コミュニケーション支援、就労や社会参加、災害時の支援体制の構築など、障がい者が安心して、自分らしく毎日の生活を送れるように支援を行います。</p> <p>○一人ひとりの発達・成長を支援するため、関係機関の縦と横の連携をより一層強化して、発達支援システムのさらなる充実を努めます。</p> <p>○障害者差別解消法の周知を行い、差別の禁止や合理的配慮の啓発を行うとともに、地域における障がい者と市民の日常的な交流を促進し、障がい者への理解と尊厳の保持に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿登録および災害時の個別支援プランの作成 ・障がい者スポーツの普及 ・障がい者就労情報センター ・専任手話通訳者の設置と手話通訳養成講座 ・発達支援システム ・インクルーシブ教育
⑤	<p>○ひきこもりやニート、不登校の人など支援を必要とする人の把握に努めます。</p> <p>○民生委員・児童委員や市民への、ひきこもりに関する正しい知識の普及・啓発に努めます。</p> <p>○アウトリーチを通じた継続的な伴走支援を行います。</p> <p>○ひきこもり等の支援の課題共有や参加支援等のサービス創出に向けた協議の場を、市が主体となって組織・運営していきます。</p> <p>○不登校児童・生徒の情報について関係機関により共有を図り、適切な支援に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員への研修 ・出前講座 ・アウトリーチによる相談支援 ・ひきこもり支援のプラットフォームづくり ・不登校ネット担当者会議

再犯防止推進計画

【計画の概要】

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。刑務所出所者等が定職・住居を確保し、地域において孤立することなく、住民の理解と協力を得て再び地域社会の一員となるための支援が必要です。

更生保護の支援者や地域の関係者と連携して再犯防止等の取組を推進し、誰もが安全に安心して暮らせる地域を目指します。

	施策の方向	主な取組
<p>⑥</p> <p>○社会を明るくする運動などによる啓発や防犯パトロールの実施により、犯罪や非行を起こしにくい安全・安心な地域づくりを推進します。また、市民になじみの薄い再犯防止や、犯罪や非行歴のある人の社会復帰支援の重要性について、理解を促進するための広報・啓発に取り組みます。</p> <p>○刑務所出所者等の社会復帰に向け、就労、住居の確保や、保健医療・福祉サービスの利用等、関係機関と連携しながら包括的な支援に努めます。</p> <p>○非行歴のある少年の立ち直りを支援するため、学校、県子ども家庭相談センターや警察等の関係機関との連携を図り、非行の未然防止や、継続した学びの支援等に努めます。</p> <p>○保護司や更生保護女性会等の更生保護活動の支援と活動の周知を行います。</p> <p>○保護司等の更生保護の支援者や団体と、民生委員・児童委員や社会福祉協議会との連携を図ります。</p> <p>○保健所と連携し、薬物依存症に関する相談支援の充実を図るとともに、薬物乱用の防止に向け、児童・生徒への啓発・教育を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会を明るくする運動の推進 ・地域定着支援センターとの連携 ・保護司会・更生保護女性会への活動補助金 ・協力雇用主制度の周知 	



社会を明るくする運動街頭啓発

基本施策 3-3 健やかに暮らし続けるための取組の推進

住み慣れた地域で暮らすためには、誰もが役割と生きがいを持ち、心身ともに健康であることが大切です。地域における居場所づくりや生活支援の仕組みづくりとともに、フレイル予防をはじめとする健康づくりや認知症対策、感染症対策など、健やかに暮らすための支援に努めます。

《現状》

- 区・自治会や有志により、高齢者の居場所づくりや介護予防を目的として、安心応援ハウスやいきいき百歳体操が実施されています。
- 高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等による生活支援サービスが広がりつつあります。
- 認知症の人や家族、地域住民に、認知症に対する正しい知識と理解の取得を目的に啓発講座を開催しています。
- 学校や企業、老人クラブやサロン等の集いの場において、認知症サポーター養成講座を実施しています。
- 「健康こなん21計画（第2次）」に基づき、すべての市民が生涯にわたり健康を維持・増進し、豊かな生活を営むことができるよう、健康づくり事業や保健事業を推進しています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの地域活動が休止されました。

《課題》

- 高齢者の様々なニーズに応えられるよう、多様な担い手による生活支援サービスを充実させる必要があります。
- 認知症サポーターの養成など、一人でも多くの市民に認知症に対する正しい知識と理解を持ってもらうための取組が必要です。
- フレイル予防を推進するため、感染症対策を行いながら、いきいき百歳体操等を継続できる取組が必要です。また、未実施地区での取組を働きかける必要があります。
- 感染症流行時においても地域活動や交流を継続できるよう、インターネットの活用など、直接会わなくても交流できる方法を工夫する必要があります。

《施策の進捗を測る指標》

取組主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	地域の通いの場の箇所数	65箇所	80箇所
	認知症サポーターの年間受講者数	450人	500人
	住民による生活支援サービスの仕組みをつくった地域まちづくり協議会の数	1まち協	7まち協
社協	ボランティアグループのオンラインでの交流事業実施回数	0回	4回

施 策：①身近な集いの場づくり ②認知症対策の推進 ③健康づくり・フレイル予防の推進
④地域における生活支援の仕組みづくり ⑤感染症対策の推進

《施策・取組》

■■市民・企業に期待すること■■

- ①自分に合った集いの場に参加しましょう。
- ②認知症に対する正しい知識を身につけましょう。
- ③フレイルを予防するため、積極的に外出や交流の場へ参加するよう心がけましょう。
- ④地域の助け合いのできる生活支援に取り組みましょう。
- ⑤市民は、マスク・消毒などの身近な感染症対策に取り組みましょう。企業においても、日頃から感染症に関する情報収集や備蓄、また、新しい生活様式に沿った働き方や職場環境の取組に努めましょう。

■■福祉事業所に期待すること■■

- ①地域における居場所づくりや健康づくりの場の提供などに協力しましょう。
- ②③ノウハウや知識を活用し、地域住民の認知症やフレイル予防等の学習に協力しましょう。
- ④地域のニーズに応じて、生活支援サービスの提供に努めましょう。
- ⑤利用者が新しい生活様式に沿って安心してサービスが利用できるよう、職員や事業所の衛生管理を徹底し、感染症の拡大防止に努めましょう。

■■社協が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○市民が地域に出かけ、そこで同じ興味を持つ人同士が集える場、教室等への参加ができるようにつなげていきます。	・集う場へ参加するきっかけづくり
②	○サロンなど様々な場面を通じて認知症に関する情報提供に努め、認知症予防や認知症への理解促進に努めます。	・出前講座
③	○市民が興味のある活動や得意なことを行うことにより、やりがいや生きがいを持ち、地域で活躍できるよう支援に努めます。また、健康意識の向上やフレイル予防のため、健康づくりに関する情報の発信や意識啓発に努めます。	・活動のコーディネートやボランティア活動の推進
④	○生活支援サポーターを養成し、地域での声かけ・見守りに取り組むとともに、地域における住民主体の生活支援の取組を支援します。	・ふれあい給食サービス ・生活支援サポーター事業 ・生活支援体制整備事業
⑤	○感染症等による地域停滞状態から脱却するため、地域でつながりを持ち続けるように努めます。	・新しいつながり方の情報提供 ・オンラインによる交流促進

■■市が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○健康づくりや趣味、ボランティアなど、身近な地域での多様な集いの場づくりを促進します。	・安心応援ハウスやいきいき百歳体操等地域の通いの場の拡充
②	○認知症サポーター養成講座の実施等、認知症について正しい理解を深め、認知症の人を地域全体で見守る体制づくりを進めます。 ○認知症カフェや相談会の開催による本人や介護者の相談および集える居場所づくりの支援を行います。 ○認知症の人が行方不明になったときに、ICT機器も活用した早期発見の仕組みづくりの整備と強化に努めます。 ○若年性認知症の人や家族に対し、医療と福祉、就労等の関係機関が連携し、包括的な支援に努めます。	・認知症サポーターおよびキヤラバンメイトの養成 ・認知症地域支援推進員の設置 ・認知症地域支援推進事業 ・おかえりネットワーク ・徘徊高齢者家族支援サービス
③	○健康寿命の延伸やフレイル予防のため、健康意識の向上と生活習慣の改善を促します。 ○スポーツ、レクリエーション活動やイベントの開催により、障がい者や子どもから高齢者まで参加できる健康志向型のつながりの場づくりを進めます。 ○ボランティアや地域活動への参加、就労による高齢者の生きがいづくりを推進します。	・元気高齢者地域参画事業 ・健康出前講座 ・いきいき百歳体操の普及 ・BIWA-TEKUの利用促進 ・健康まつり ・スポーツフェスティバル ・シルバー人材センター
④	○生活支援サービスの提供体制の構築等を推進するため、市全域および地域まちづくり協議会単位に地域支えあい推進員を設置します。 ○市全域および地域まちづくり協議会を単位とする、住民やNPO、企業、団体等、多様な担い手による生活支援サービスの提供体制の構築を推進します。	・地域支えあい推進員の設置 ・共助による生活支援サービスの仕組みづくり
⑤	○新型コロナウイルス等感染症の情報を的確に提供し、感染状況に合わせて適切に安心して活動できるよう、新しい生活様式に基づく環境づくりに取り組みます。	・迅速な情報提供 ・各種手続きのオンライン化の推進



生活支援サポーターによる散歩の同伴



ふれあい給食サービスによる見守り

基本施策 3-4 安心して生活できる環境の整備

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、買い物や通院などが支障なくできるよう、コミュニティバスや移動支援サービスなどの移動手段を確保するとともに、誰もが安全に移動できるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みます。

また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「住宅セーフティネット法」という。）に基づき、居住に困難を抱える人の居住場所の確保に努めます。

《現状》

- コミュニティバスの利用者数は、平成 22 年度から令和元年度まではほぼ横ばいで推移してきましたが、令和 2 年度はコロナ禍の影響を受けて大幅な減少となりました。
- 高齢者・障がい者等の外出を支援するため、市民や事業者による移動支援サービスや福祉有償運送事業が実施されています。
- 市内 3 駅のうち、2 駅はバリアフリー改修が行われており、石部駅でも改修を進めています。
- 平成 29 年に住宅セーフティネット法が改正され、低所得者や高齢者、障がい者等の住居の確保が難しい人に対し、入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することが求められています。

《課題》

- 利用しやすく効率的で持続可能なコミュニティバス等の公共交通の確保に向けて、様々な市民等の意見を聞く機会を設けながら検討を進めることが必要です。
- 地域の支え合いによる移動支援事業の促進のため、先進事例の取組に学び、実施に向けた課題の整理が必要です。
- 誰にでも利用しやすい公共施設とするために、多言語によるサイン表示などの検討が必要です。
- 民間賃貸住宅等への入居が困難な人に対する入居支援や、入居後のサポート体制づくりが必要です。

《施策の進捗を測る指標》

取組主体	指標名	現状値 (令和 2 年)	目標値 (令和 8 年)
市	中型以上のコミュニティバス車両のノンステップ化率	60%	100%
市 社協	地域の支え合いによる移動支援事業を実施する地域まちづくり協議会の数	1 まち協	7 まち協

施策：①バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

②移動しやすいまちづくりの推進

③居住に課題を抱える人への支援

＜施策・取組＞

■■市民・企業に期待すること■■

- ①バリアフリーやユニバーサルデザインへの理解を深めましょう。
- ②市民は、コミュニティバスの利用に努めましょう。企業は、市民の移動手段の確保のための事業に協力しましょう。
- ③居住に課題を抱える人がいたら、市や関係機関へつなぎましょう。

■■福祉事業所に期待すること■■

- ①事業所等のバリアフリーやユニバーサルデザイン化に努めましょう。
- ②障がいのある人や高齢者の移動支援について、関係機関と連携して取組を進めましょう。
- ③居住に課題を抱える人がいたら、市や関係機関へつなぎましょう。

■■社協が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○バリアフリーやユニバーサルデザインへの理解向上に取り組めます。	・小中高生福祉体験講座
②	○地域の支え合いによる移送サービスの検討について、協議への参加と情報提供を行い、取組を支援します。	・地域まちづくり協議会での検討支援
③	○居住に不安のある方に対し、生活相談と必要な支援につなげるように努めます。	・生活福祉資金貸付等の生活相談支援

■■市が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○駅や公共施設等のバリアフリー化、多言語によるサイン整備など、ハード・ソフト両面においてユニバーサルデザイン化に取り組めます。	・おもいやり駐車場の設置 ・JR石部駅のバリアフリー化
②	○利用実態やニーズに即したコミュニティバスやデマンドバスの運行等による公共交通の確保策について、継続して検討を進めます。 ○高齢者や障がい者が安心して買い物や病院に行けるよう、市民等の助け合いによる移動支援サービスや福祉有償運送事業の充実に努めます。	・コミュニティバスの運行 ・外出支援サービス事業 ・支え合いによる移動支援サービスの拡充
③	○住宅セーフティネット法の周知・啓発を図り、協力事業者への働きかけを進めます。 ○民間賃貸住宅等について、手続き等が困難な人に対し、居住支援を行います。	・居住サポート事業 ・住宅確保要配慮者支援協議会の設置

4 適切な支援を届けるための体制づくり

基本施策 4-1 包括的な支援体制の構築

制度のはざまや複数の分野にまたがる複雑化・複合化した課題がみられており、必要に応じて複数の部署や関係機関等と連携して包括的な支援に取り組み、支援が必要な人をもらさない仕組みをつくります。

生きづらさを抱え社会的に孤立している人などに対し、アウトリーチによる支援、社会参加のきっかけづくりや居場所づくりに取り組みます。

《現状》

- 子ども、高齢者、障がい、生活困窮等の分野を超えた部署が必要に応じて連携し、支援が必要な人をもらさない取組を進めています。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指し、関係部署の職員で構成する連携会議で情報共有を行っています。
- 地域包括支援センターの機能強化、日常生活圏域ごとの地域ケア会議の開催等により、地域のニーズにきめ細かく対応する地域包括ケアシステムの推進に努めています。

《課題》

- 各分野の相談支援に従事する職員の問題発見能力の向上を図るさらなる研修が必要です。
- 複雑化・複合化した課題の相談をどの部署で受けても適切な担当部署につなぎ、必要な支援を提供する体制づくりのため、関係機関の役割分担や組織的な対応について整理が必要です。
- ひきこもり等、十分に支援の届いていない人に対して、アウトリーチによる継続的な伴走的支援の仕組みづくりを進めるとともに、多様な社会参加の場づくりが必要です。
- 複雑化・複合化した課題を抱える人の支援にあたり、庁内連携はもとより、民生委員・児童委員等の地域の相談役や司法等の関係者との連携、さらに、商工業・農業等の分野との連携も必要です。

《施策の進捗を測る指標》

取組主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	支援会議の開催回数	0回	6回
	(再掲) ひきこもり支援のプラットフォームづくり	未	済
社協	生活相談の件数	※ 5,182件	250件

※印の数値：新型コロナウイルス感染症の影響による増加

**施策：①断らない相談支援の構築 ②アウトリーチによる伴走的支援の強化
③参加・就労等の支援 ④関係機関との連携強化**

《施策・取組》

■■市民・企業に期待すること■■

- ①隣近所に困っている人がいたら、民生委員・児童委員や相談窓口等につなげましょう。
- ②③市民は、ひきこもりや孤立しがちな人を排除しない地域づくりに努めましょう。企業は、就労に課題のある人の受け入れに協力しましょう。
- ④地域に関わる団体や関係機関と協力して、地域生活課題の解決に努めましょう。

■■福祉事業所に期待すること■■

- ①利用者や利用者の家族の困りごとを受け止め、適切な相談機関につなげましょう。
- ②利用者やその家族とのつながりを持ち、継続的な支援につなげましょう。
- ③就労に課題のある人の受け入れに協力しましょう。
- ④関係機関と連携して、地域課題の解決に取り組みましょう。

■■社協が取り組むこと■■

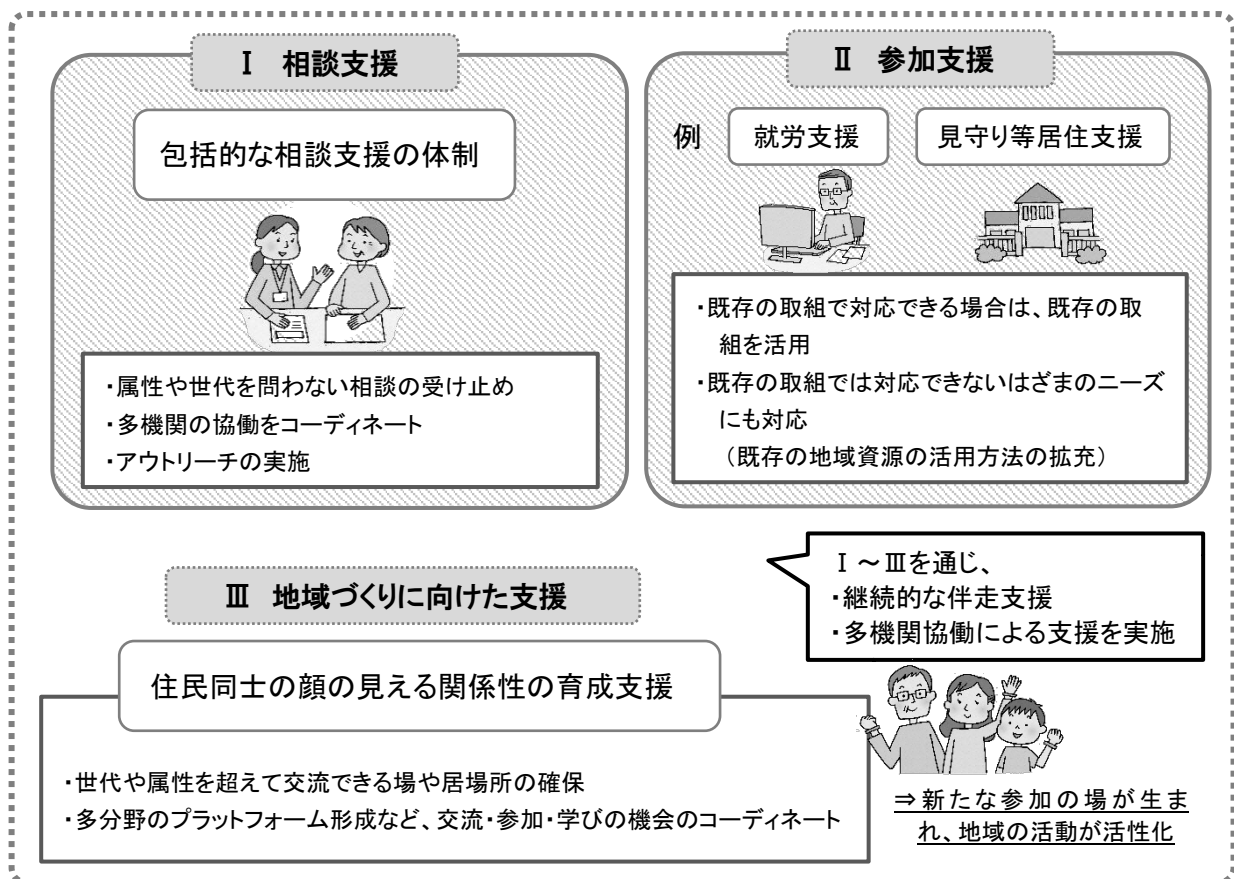
項目	施策の方向	主な取組
①	○権利擁護や生活困窮の相談において、複雑化・複合化した課題の発見に努め、必要に応じ適切な他機関につなぎます。	・生活相談事業
②	○自分から助けを求めることができない人へのアウトリーチによる相談や潜在的ニーズの掘り起こしに取り組みます。	・民生委員・児童委員との連携
③	○ボランティアセンターのコーディネーターが、地域で孤立している人の社会参加のきっかけづくりに取り組みます。	・ボランティアコーディネーターによる地域資源とニーズのマッチング
④	○市や関係機関と連携し、分野を横断したきめ細かい相談支援に努めます。	・障害児・者サービス調整会議や地域ケア会議等への参加

■■市が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○他分野にまたがる課題の解決に向け、課題の整理や関係機関の役割分担等を行う多機関協働機能を担う部署を設置し、ネットワークの整備と連携強化を進めます。 ○各分野の相談支援の充実と適切につなぐ体制を整え、どの窓口で相談を受けても必要な支援を提供できるよう相談支援体制の強化に努めます。 ○高齢分野における身近な相談窓口として、中学校区ごとに地域包括支援センターの設置を進めます。 ○身近な相談相手として民生委員・児童委員や身近な相談窓口の周知を進めます。	・関係機関対象の研修会・勉強会の開催 ・無料法律相談等相談会 ・中学校区における地域包括支援センターの設置 ・支援会議、重層的支援会議

②	○ひきこもり等支援の届いていない人などに対し、民生委員・児童委員等からの情報に基づき、アウトリーチ型の支援や継続的な支援に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチによる相談支援 ・ひきこもり支援のプラットフォームづくり ・支援会議、重層的支援会議
③	○ひきこもり等支援の届いていない人などに対し、社会とのつながりをつくるために、就労体験やボランティア活動の場、居場所など多様な社会参加の場の提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・参加支援事業 ・支援会議、重層的支援会議
④	○民生委員・児童委員など地域における相談役や各種相談員、専門相談機関、学校等との連携を強化し、一人ももらさない体制、また、専門的な相談に対応できる体制を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ・支援会議、重層的支援会議

■国が推進する重層的支援体制整備事業の全体像



参考資料: 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
社会福祉法の改正趣旨・改正概要

基本施策4-2 情報発信・共有の充実

市民が様々なサービスを利用したり地域の現状や課題を把握するためには、正確で適切な情報の入手が必要となります。

福祉や健康等に関する情報を、多様な媒体により、様々な立場の市民に届くようきめ細かな情報提供に努めます。

また、支援者間における情報共有の強化を図り、連携による包括的な支援に努めます。

《現状》

- 公共施設のほか、まちづくりセンターやコンビニなど、市民の身近な場所で福祉についての情報提供を行っています。
- 市役所窓口に、手話通訳者や外国語通訳者を配置し、聴覚に障がいのある人や外国人住民のコミュニケーション支援をしています。
- 市広報紙やホームページ、フェイスブック等のSNSなど多様な媒体を活用して、誰もが見てわかりやすい情報提供に努めています。

《課題》

- 福祉・健康に関する制度やサービス、相談窓口の情報、また正しい知識や理解を深めるための情報などのさらなる提供が必要です。
- 外国人住民のニーズを把握し、適切な言語で情報提供できる体制づくりが必要です。
- 多くの人に情報が届くよう、ホームページやSNSの活用など、対象者に応じた適切な手段による情報発信が必要です。
- 災害時にすべての市民に、必要な情報をもれなく届ける仕組みが必要です。
- 個別ケース会議や地域ケア会議など関係者が集まる場において、支援者間での情報共有は進みつつありますが、さらに様々な場における地域資源等の多様な情報の共有が必要です。

《施策の進捗を測る指標》

取組主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	(再掲) 支援会議の開催回数	0回	6回
	(再掲) 地域ケア会議の開催回数	16回	30回
社協	点訳・翻訳・手話通訳ボランティアグループの人数	51人	80人
	出前講座の回数	6回	12回

**施策：①福祉に関する情報の発信 ②関係機関による情報の共有
③わかりやすくきめ細かな情報提供**

《施策・取組》

■■ 市民・企業に期待すること ■■

- ① 普段から福祉サービスなど福祉に関する情報を調べましょう。
- ② 地域の課題や情報を共有したり、意見交換が行える場をつくりましょう。
- ③ 情報の入手に困っている人がいたら、できる範囲で情報を伝えましょう。

■■ 福祉事業所に期待すること ■■

- ① 福祉サービス等の情報を発信しましょう。
- ② 会議や協議の場への参加等、関係機関との情報共有に取り組みましょう。
- ③ 事業所の様々な福祉情報について、誰もがわかりやすい方法で伝えましょう。

■■ 社協が取り組むこと ■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○制度や事業に関する出前講座の実施や、地域福祉活動の先進事例の提供等を行います。	・出前講座 ・広報紙による情報提供
②	○支援を必要とする人についての関係者会議の実施等、情報共有や関係機関とのネットワークの構築に努めます。	・地域ケア会議や支援会議への参加 ・地域支えあい推進会議への参加
③	○手話、点訳、通訳、翻訳などを必要とする人への情報提供を充実できるよう、ボランティアの育成と活動支援に努めます。	・養成講座の開催・支援 ・小中高生福祉体験講座

■■ 市が取り組むこと ■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○福祉や健康に関する情報を多様な方法により発信します。 ○公共施設やスーパーなど市民が日常的に利用する身近な場やサロン等の集いの場での情報提供に努めます。	・広報紙、ホームページ・SNS等による情報発信 ・出前講座
②	○地域ケア会議、支援会議や重層的支援会議等において、包括的な支援のために必要な関係者が参画し、それぞれが保有する情報等を共有しながら複雑化・複合化した課題の解決を目指します。 ○事業所や団体等、関係機関による協議の場において、地域課題等の共有を図ります。	・支援調整会議 ・地域ケア会議 ・支援会議、重層的支援会議

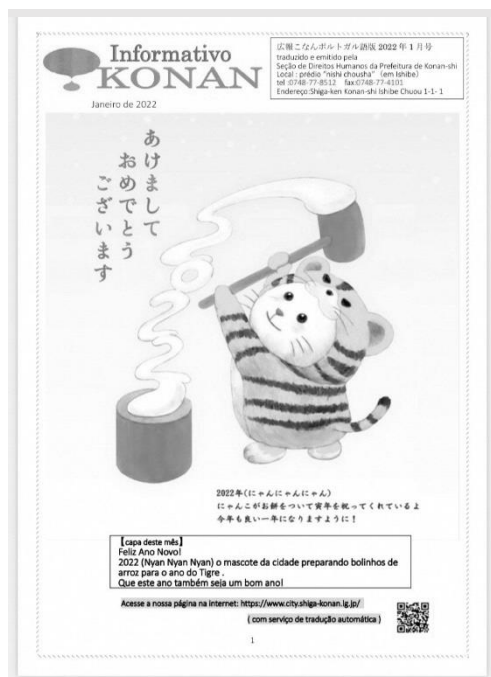
③	<p>○市役所の窓口到手話通訳者や外国語通訳者を配置し、円滑な情報伝達や行政手続きに努めます。</p> <p>○誰もがわかりやすい広報紙の作成や、市ホームページのアクセシビリティの向上に努めます。</p> <p>○複雑化・複合化した課題を持つ相談対応の必要な人に対し、アウトリーチによる情報提供に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者および外国語通訳者の窓口配置 ・「やさしい日本語」の普及と活用促進
---	---	--



広報こなん やさしい日本語版



こなんし子育てガイドブック



広報こなん ポルトガル語版



市公式アプリ「こなんいろ」

基本施策 4-3 福祉サービス提供体制の充実

市民のニーズに応じた福祉サービスを提供することができるよう、制度に基づくサービスの提供に加え、福祉人材や事業所の確保、社会福祉法人の地域での公益的な取組の促進などに取り組みます。

《現状》

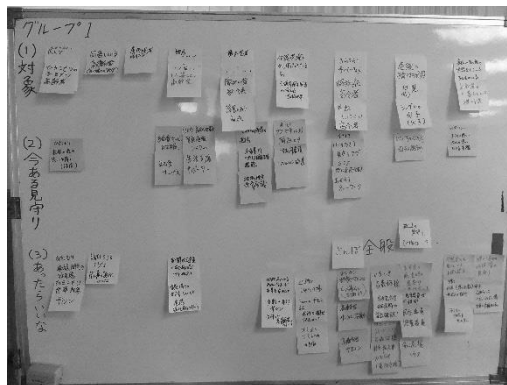
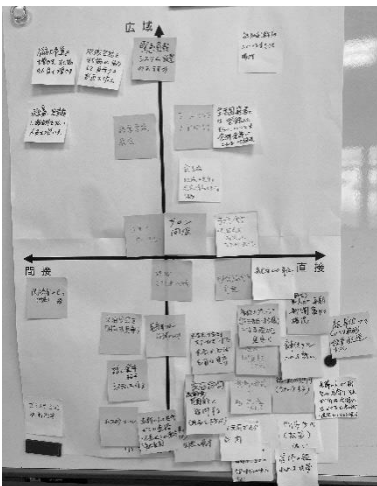
- 今後サービスの不足が予想される介護事業等において、サービスを安定的に提供するため、新たに資格を取得するヘルパーとケアマネジャーに対し、研修を受講する際の経済的支援を行うなど、人材の確保・養成に努めています。
- 甲賀圏域の福祉事業者との協働により、福祉の職場説明会等を実施し、福祉人材の確保と定着に努めています。
- 甲賀地域障害児・者サービス調整会議や地域ケア会議などの連絡会議等において、個別ケースや地域課題等について情報共有を図り、新たなサービスの創出等の解決に向けた取組を進めています。

《課題》

- 各福祉分野における人材不足やサービスの供給不足を解消するため、より一層、人材の確保や専門性の向上、および新規事業者の参入の促進に取り組むことが必要です。
- 社会福祉法により社会福祉法人に義務づけられた地域貢献事業として、地域のニーズに即した事業の立ち上げや、施設・設備の提供が求められます。

《施策の進捗を測る指標》

取組主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	社会福祉法人等事業者との連絡会の開催	0回	2回
社協	第1層(市全域)地域支えあい推進会議開催回数	1回	2回



第1層地域支えあい推進会議のグループワークで出された意見のまとめ

**施 策：①福祉人材確保の促進 ②福祉事業所の確保
③福祉事業所との連携促進 ④社会福祉法人による地域貢献の推進**

《施策・取組》

■■ 市民・企業に期待すること ■■

- ①福祉の職場に関する情報を入手し、関心を持ちましょう。
- ④企業は社会貢献活動に取り組みましょう。

■■ 福祉事業所に期待すること ■■

- ①新たな福祉人材の確保と職員の職場定着につながる職場環境の改善に努めましょう。
- ②地域のニーズに合ったサービスを提供できる体制づくりを進めましょう。
- ③各種事業所と連携し、個々に合った支援ができるように取り組みましょう。
- ④専門性やノウハウを生かし、地域貢献活動に取り組みましょう。

■■ 社協が取り組むこと ■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○サービス提供事業者として人材の確保に努めます。また、職員のスキルアップを図るとともに、必要に応じて、地域福祉のノウハウを伝えます。	・社会福祉協議会職員の地域派遣
②	○制度のはざまなど福祉サービスのニーズを把握し、福祉事業者等による新たな事業の立ち上げや新規事業者の参入の支援に努めます。	・地域や事業所と一緒に取組を考える仕組みづくり
③	○市と連携して、多様な事業者によるネットワークづくりを進めます。	・多分野ネットワーク会議の構築 ・第1層地域支えあい推進会議
④	○企業の社会貢献活動や社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進を図ります。	・地域とつながる取組検討 ・フードドライブ事業

■■市が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○福祉事業者との協働による福祉人材確保事業やキャリアアップにつながる研修機会の提供などを実施し、福祉人材の確保と定着を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材確保事業 ・保育士等登録制度
②	○ニーズに応じた福祉サービスを提供できるよう、計画的に新規事業者の参入を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備等補助金の交付
③	<p>○福祉・保健・医療等におけるサービス事業者の各種調整会議、事業者協議会との連携を強化し、情報の共有や新たなニーズに対応したサービスの創出に努めます。</p> <p>○各種調整会議、事業者協議会との連携により、職員の資質向上に向けた研修の機会づくりに努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児・者サービス調整会議との連携 ・介護保険事業者協議会との連携
④	○市内の社会福祉法人等に対し、国等から求められる新たな取組や地域における制度のはざまのニーズなどの情報提供・共有を行い、地域のニーズに即した新たなサービスの創出等、地域貢献に資する事業の実施を働きかけます。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人等事業者との連絡会 ・推進会議への参画の促進



福祉人材確保事業「福祉の職場説明会」

基本施策4-4 地域福祉の推進体制の強化

地域福祉を推進するためには、キーパーソンの存在が不可欠であり、ボランティアコーディネーターや地域支えあい推進員、民生委員・児童委員などとの連携により、地域福祉の推進体制を強化します。

また、庁内の横断的な連携に努めるとともに、市と社会福祉協議会、地域やボランティア、各種団体、企業などあらゆる人・機関が協働し、地域福祉を推進する体制をつくります。

《現状》

- 社会福祉協議会のボランティアコーディネーターが、ボランティアとニーズのマッチングや各種ボランティア養成講座の開催など、コーディネート力を発揮して活動しています。
- 生活支援体制整備事業の第1層（市全域）および地域まちづくり協議会（第2層）の地域支えあい推進員により、地域まちづくり協議会単位での支え合い活動の取組が行われています。
- 第2層の地域支えあい推進員の専任配置がすべての地域まちづくり協議会で実現し、情報共有や意見交換を行うため、毎月、地域支えあい推進員連絡会議を開催しています。また、地域まちづくり協議会役員も交えたまちづくり連絡会議も定期的に開催しています。
- 社会福祉協議会では、区・自治会、商工会、工業会、行政をメンバーとして「財源検討部会」を設置し、検討を行っています。

《課題》

- 令和3年度から専任による第2層の地域支えあい推進員の配置が実現した一方、地域まちづくり協議会によって支え合いの取組に温度差がみられるため、地域特性に配慮しながら、取組が前進するよう働きかけ、支援する必要があります。
- 地域支えあい推進会議を組織化できていない地域について多様な主体による組織化を促し、市や社会福祉協議会の交付金等を活用した地域福祉活動を促進する必要があります。
- 地域福祉を横断的な取組として推進するための庁内連携組織が未設置のほか、推進の中核となる担当部署の体制の充実を図る必要があります。

《施策の進捗を測る指標》

取組主体	指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
市	庁内連携のための推進組織の設置	未	済
社協	まちづくり連絡会議による情報共有の回数	28回	42回
	(再掲) フードドライブ事業の協力企業・団体数	13社	25社

施 策：①協働による地域福祉の推進 ②庁内連携体制の構築
③関係機関・企業等との連携強化 ④関係職員の資質の向上

＜施策・取組＞

■■市民・企業に期待すること■■

- ①地域福祉の推進に向けて、協働の取組に参加しましょう。
- ③企業は、市や社会福祉協議会との情報共有、人材やノウハウなどの資源の活用による地域貢献に努めましょう。

■■福祉事業所に期待すること■■

- ①関係機関と連携・協働し、地域福祉の推進に取り組みましょう。
- ③地域の多様な団体や機関との関わりを持ちましょう。
- ④市等が開催する研修会に参加し、地域へ参画する職員の育成に努めましょう。

■■社協が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○地域や企業・事業者、市などと横につながるコーディネートを行い、協働による地域福祉の推進に取り組みます。	・第1層および第2層地域支えあい推進会議
②	○市との連携を強化します。	・市の庁内連携組織への参加
③	○学校、地域の団体、ボランティア等との連携のほか、企業の社会貢献活動とのさらなる連携により、地域福祉の推進に取り組みます。	・フードドライブ事業 ・財源検討部会
④	○コミュニティソーシャルワーカーとしての資質の向上のため、積極的な研修の受講を促進します。	・職員研修および学習会

■■市が取り組むこと■■

項目	施策の方向	主な取組
①	○地域まちづくり協議会と区・自治会、NPO、ボランティアなど、それぞれの主体が協働して、様々な地域福祉活動に取り組む体制を構築します。 ○民生委員・児童委員、保護司、健康推進員等の地域の支援者、福祉事業所や関係団体との連携を強化し、見守りや相談・支援体制の充実に努めます。 ○地域と行政のパイプ役として活躍していただけるよう、民生委員・児童委員に対する研修の充実に図り、資質の向上に努めます。	・第1層および第2層地域支えあい推進会議 ・民生委員・児童委員研修

②	<p>○庁内の各部署が連携する仕組みづくりを進め、分野横断的な情報共有と連携の体制を構築します。</p> <p>○地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉協議会との連携をより一層強化します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携を図る推進組織の設置 ・社会福祉協議会活動補助金
③	<p>○学校、消防、警察等関係機関との連携を強化し、地域福祉の推進に取り組みます。</p> <p>○企業等が持つ人材やノウハウ等の資源を地域で生かすことができるような取組を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クラウドファンディングの活用促進
④	<p>○地域づくりに関わる職員の育成のため、その資質やコーディネート力の向上に向けて、研修に参加します。</p> <p>○地域づくりに関する視点を持つ福祉・医療関係従事者の育成を図り、地域への参画を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の研修参加



フードドライブ事業



市民や企業から寄せられたたくさんの食料品

第4章 計画の推進体制

1 計画の周知・普及

地域福祉を進める上で、本計画の目指す地域福祉の方向性や取組について、市民、企業、福祉事業所、学校、関係機関・団体、社会福祉協議会、行政等の、本計画に関係するすべての人が共通の理解を持つことが重要となります。

そのため、市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページ等を通じて計画内容を公表するとともに、計画書の内容を抜粋した概要版を作成し、地域づくりに関するイベント、地域懇談会や地域支えあい推進会議などの場を活用して、計画の周知と地域福祉への理解を図ります。

2 協働による計画の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、支え合い、助け合える地域を実現するためには、市や社会福祉協議会の取組だけではなく、市民、企業、福祉事業所、学校、関係機関・団体等の連携・協働が欠かせません。それぞれの立場に応じた役割を担い、地域課題を共有しながら、協働して地域福祉を推進する必要があります。

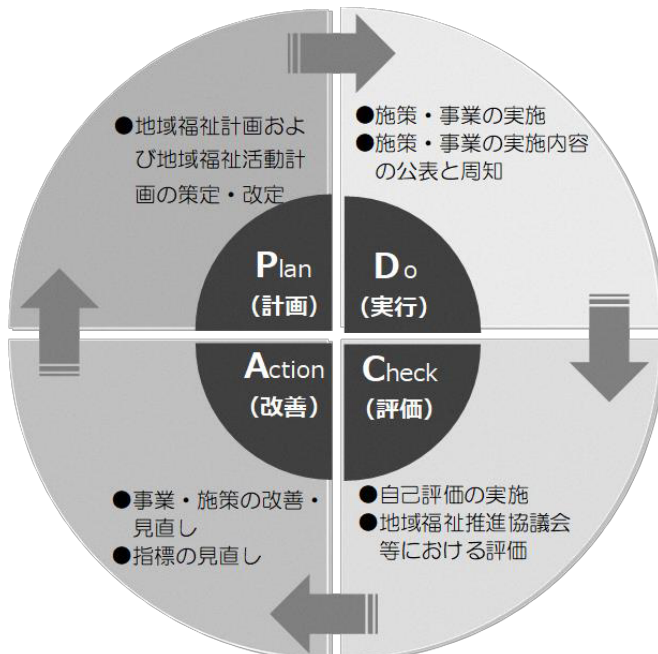
また、保健・医療・福祉の分野に加え、教育・農林・商工・土木建設・生活環境等様々な分野との連携が必要となるため、庁内の総合的かつ横断的な体制を整備し、関係各課との連携・情報共有に努めます。

3 計画の進行管理・評価

(1) PDCA サイクルに基づく計画の推進

本計画に基づく施策を効果的かつ着実に実行するためには、定期的に施策・事業の進捗状況を確認し、評価を行いながら進めていくことが重要です。そのため、PDCA サイクルに基づく進行管理を行い、必要に応じて計画の見直し、改善に努めます。

■計画の進捗管理・評価におけるPDCAサイクルのイメージ



(2) 地域福祉推進協議会による点検・評価

本計画の進捗状況を様々な視点から点検・評価するため、市民からの公募委員、地域の組織・団体、福祉関係者などからの選出委員、学識経験者、関係職員などにより構成する地域福祉推進協議会を設置し、施策の評価、見直し、改善について検討を行います。

(3) 地域懇談会、庁内および社会福祉協議会での点検・評価

次期計画の策定にあたり、必要に応じてアンケート調査を実施したり、市民参画による施策・事業の評価を行うために地域懇談会の場等において計画の点検・評価に取り組みます。

また、定期的に庁内関係各課および社会福祉協議会による各施策の進捗状況等の確認を行います。

資料編

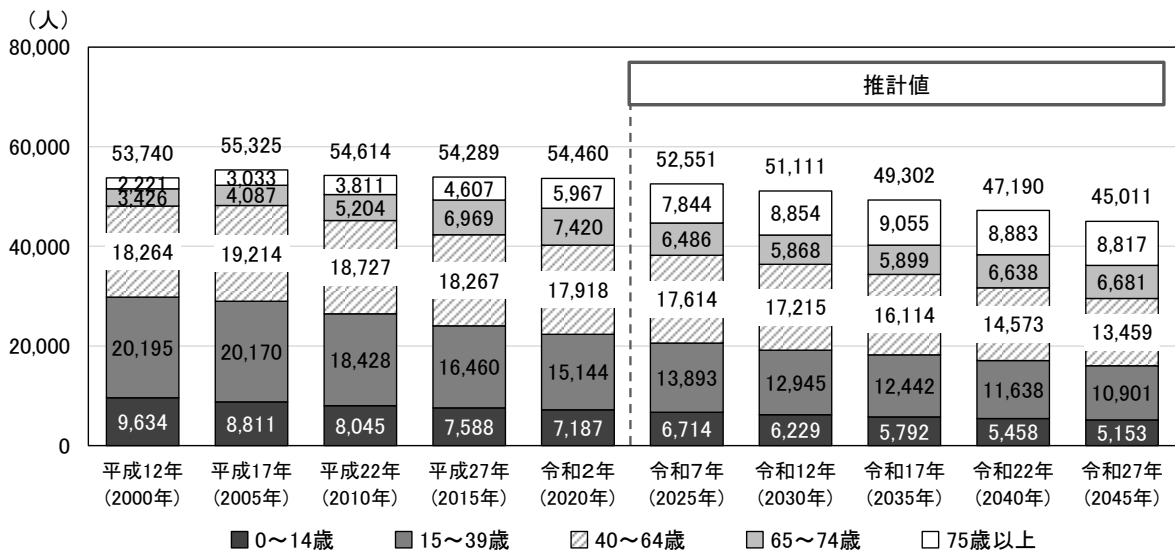
1 統計からみる現状

(1) 人口・世帯の状況

①人口

総人口は平成 12 年から令和 2 年にかけて 54,000 人前後で推移しています。令和 7 年以降は減少傾向となり、令和 27 年には 45,011 人となることが予測されます。65 歳未満の人口は減少する一方、65 歳以上の人口は今後も増加していくことが見込まれます。

■年齢 5 区分人口の推移・推計



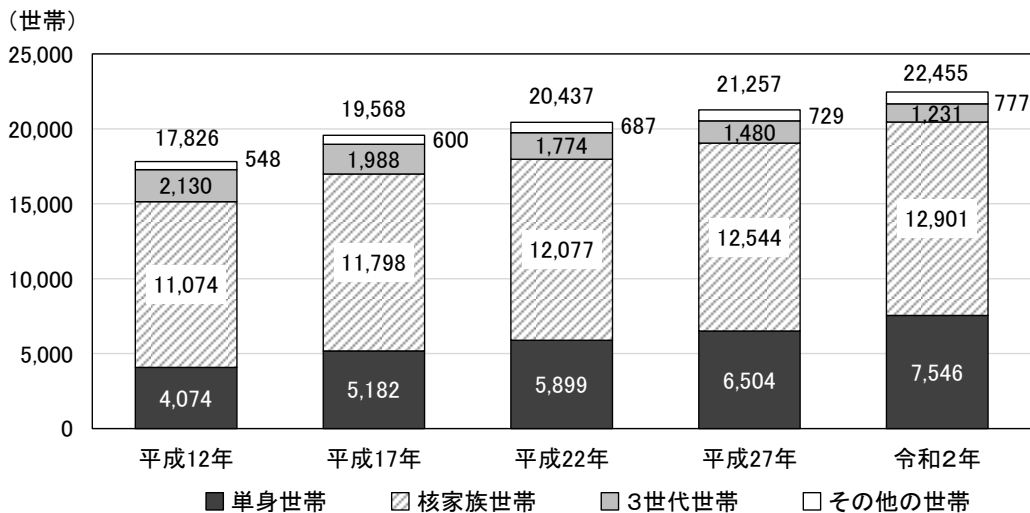
※総人口には年齢不詳を含むため、合計とは一致しません。

資料：国勢調査、推計値は国立社会保障・人口問題研究所

②世帯

総世帯数は平成 12 年から令和 2 年にかけて増加しています。家族類型別では、特に単身世帯が急激に増加しており、核家族世帯もゆるやかに増加、3 世代世帯のみ減少となっています。

■世帯の推移

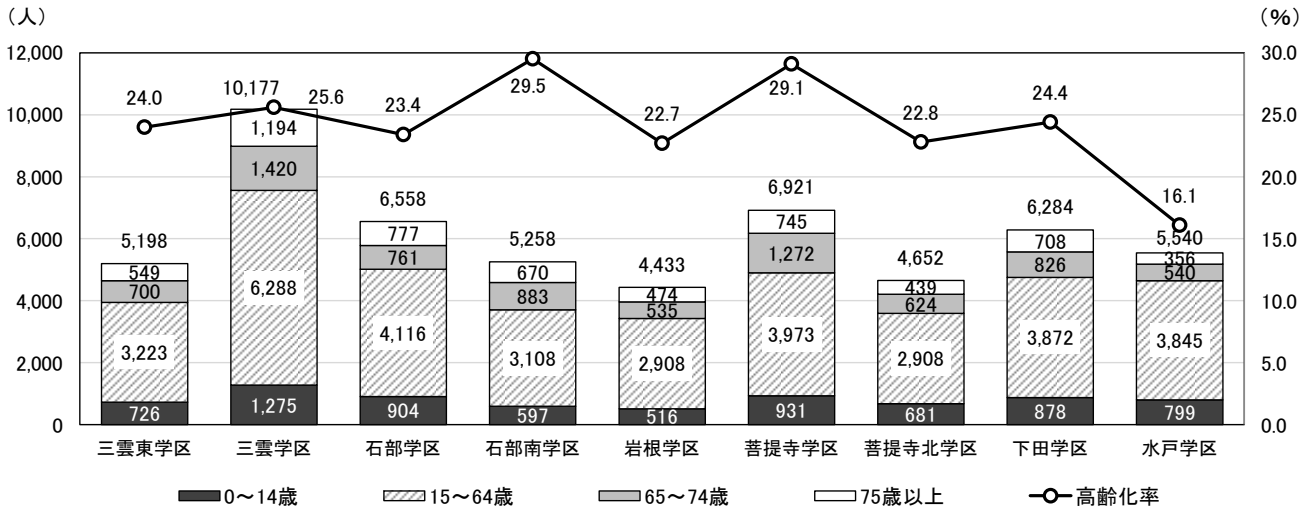


資料：国勢調査

(2) 学区別の状況

学区別の総人口は令和3年時点で、三雲学区が10,177人と最も多く、岩根学区が4,433人と最も少なくなっています。高齢化率は石部南学区が29.5%と最も高く、水戸学区が16.1%と最も低くなっています。

■学区別年齢4区分別人口



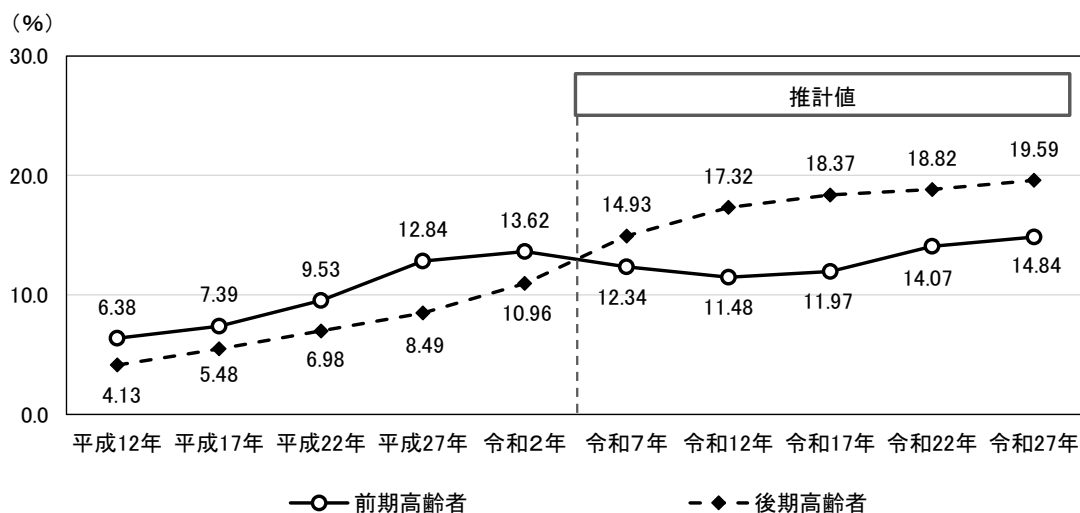
資料：湖南市（令和3年1月1日現在）

(3) 高齢者の状況

① 高齢化率

前期高齢者（65～74歳）・後期高齢者（75歳以上）割合は、令和2年から令和7年にかけて後期高齢者割合が前期高齢者割合を上回り、その後も後期高齢者割合が増加傾向で推移することが予測されます。

■ 前期高齢者・後期高齢者割合の推移・推計

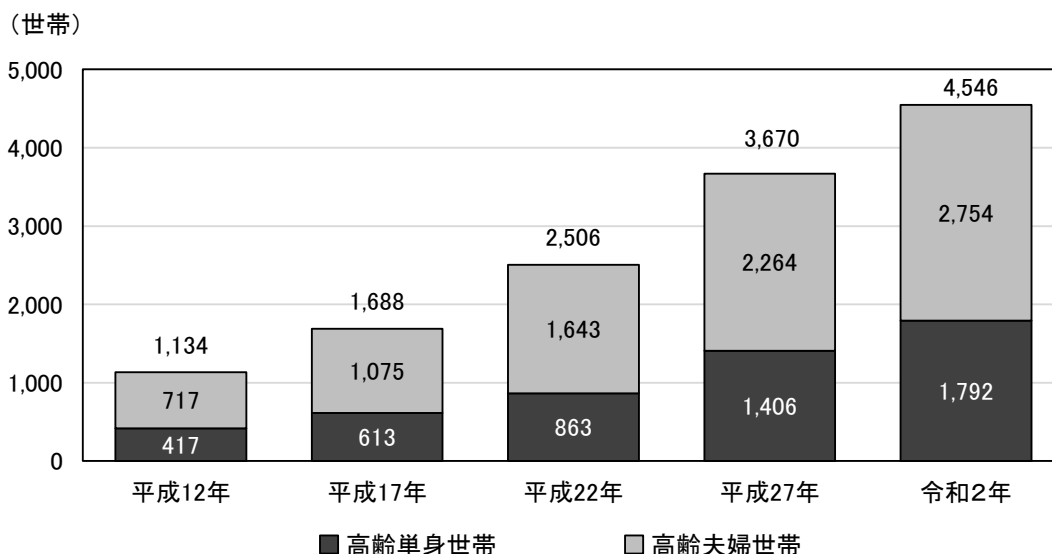


資料：国勢調査、推計値は国立社会保障・人口問題研究所

② 高齢者世帯

高齢者世帯は平成12年から令和2年にかけて約4倍に増加しています。高齢単身世帯と高齢夫婦世帯ともに増加していますが、高齢単身世帯の方が上昇率は大きくなっています。

■ 高齢者世帯の推移

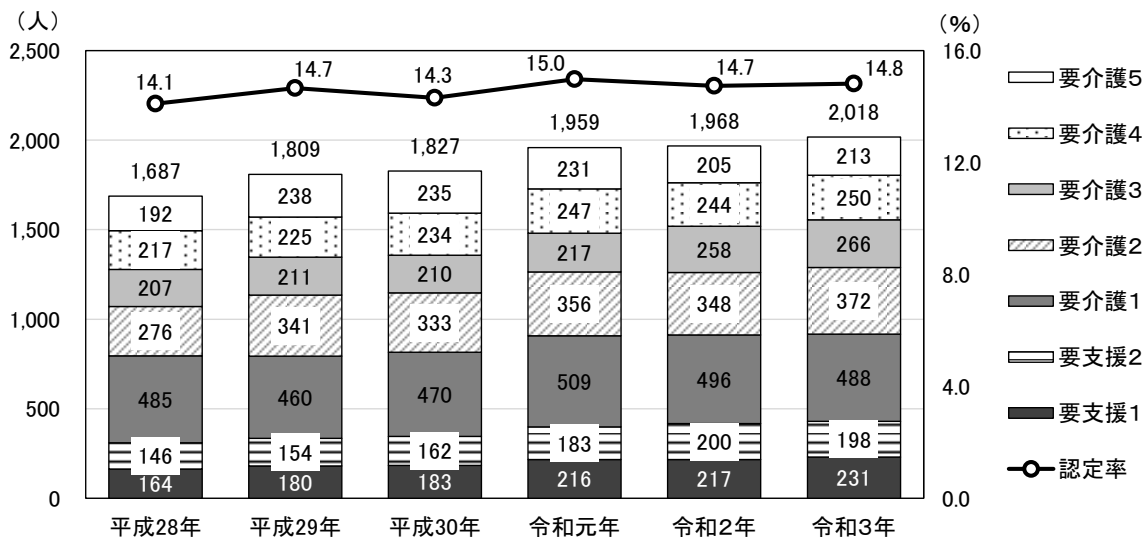


資料：国勢調査

③要支援・要介護認定者

要支援・要介護認定者数は年々増加しており、平成28年から令和3年にかけて、特に要支援1、要支援2が増加しています。また、認定率は増減しながら推移しています。

■要支援・要介護認定者数と認定率の推移

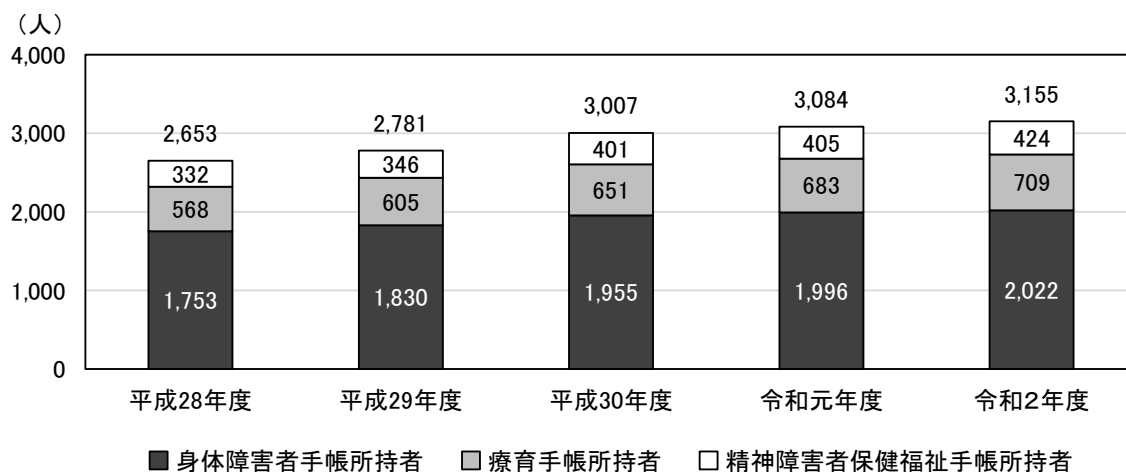


資料：厚生労働省「介護保険事業報告」（各年9月末現在）

(4) 障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数は年々増加しており、精神障害者保健福祉手帳所持者は平成28年度から令和2年度にかけて92人増加しています。

■障害者手帳所持者数の推移



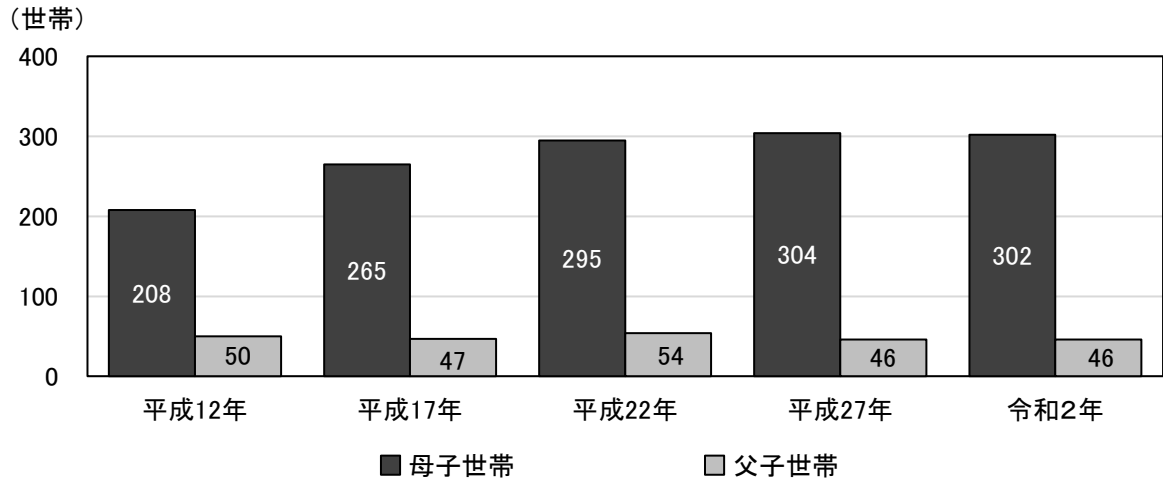
資料：湖南省

(5) 子ども・子育ての状況

①ひとり親世帯

ひとり親世帯数は、母子世帯が増加傾向、父子世帯が50人前後で横ばいに推移しています。

■ひとり親世帯数の推移

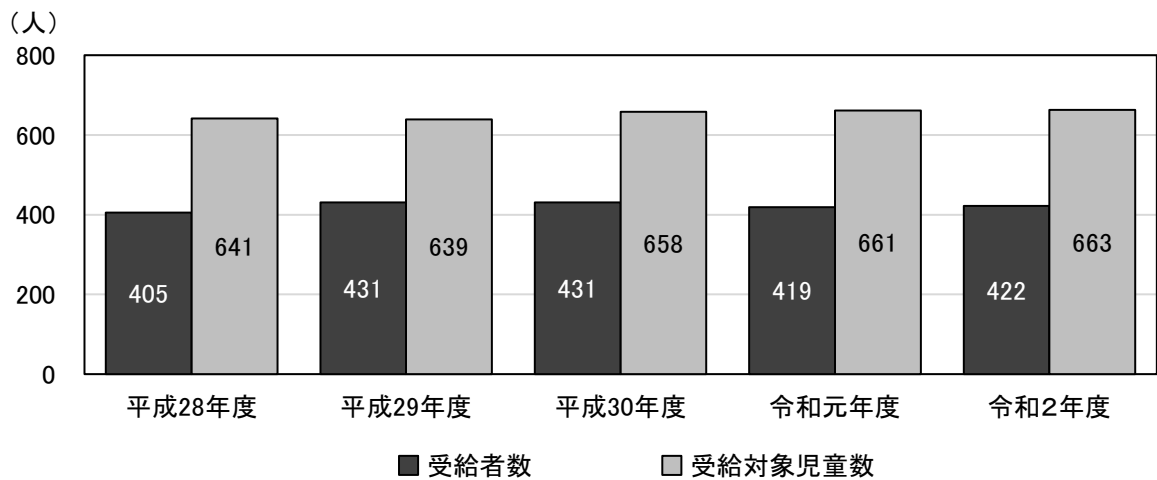


資料：国勢調査

②児童扶養手当受給者数

各年度平均で換算した児童扶養手当受給者数と受給対象児童数は、過去5年間で大きな変動はなく、ほぼ横ばいで推移しています。

■児童扶養手当受給者数の推移

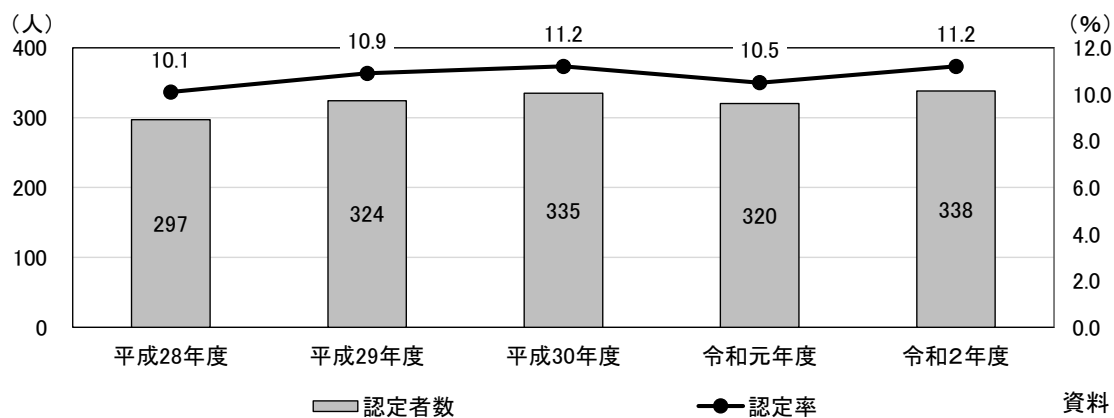


資料：湖南省

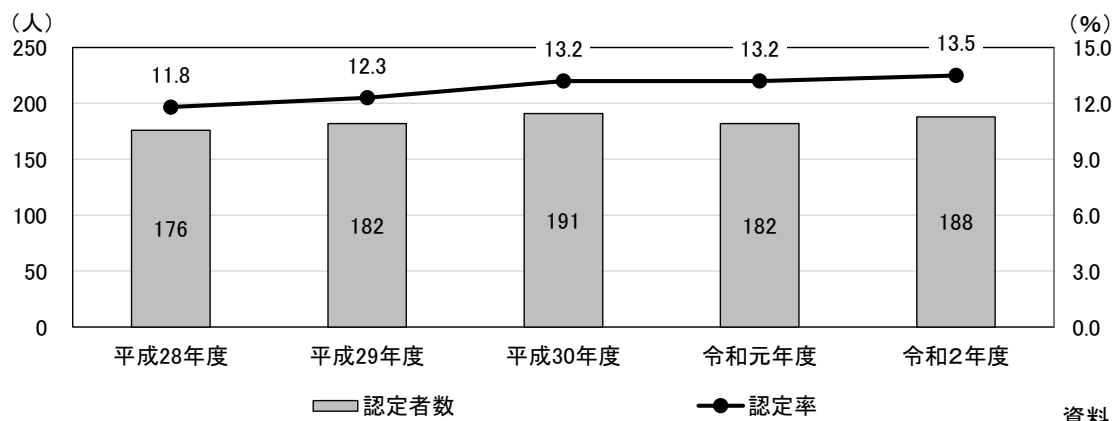
③就学援助認定者

就学援助認定者は、小学生・中学生ともにほぼ横ばいで推移しています。認定率は中学生の方が高い値で推移しています。

■就学援助認定者（小学生）の推移



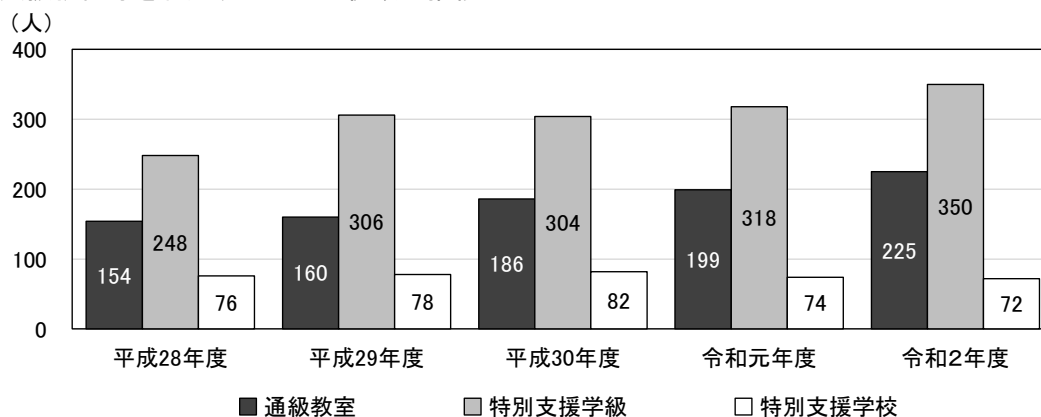
■就学援助認定者（中学生）の推移



④特別支援教育等を利用する児童生徒数

通級教室と特別支援学級を利用する児童生徒は増加傾向となっており、特別支援学校は横ばいで推移しています。

■特別支援教育等を利用する児童生徒数の推移

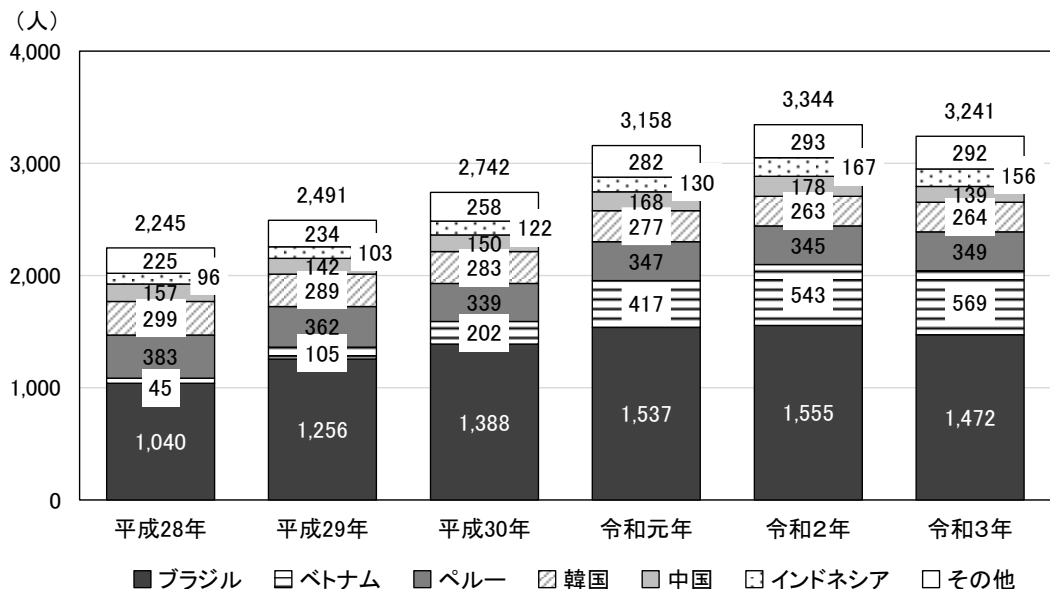


(6) 外国人住民の状況

① 国籍別人口

外国人住民数は令和2年まで年々増加しており、令和3年に減少しています。国籍別では特に、平成28年から令和3年にかけてベトナムが増加しています。

■ 国籍別外国人住民数の推移

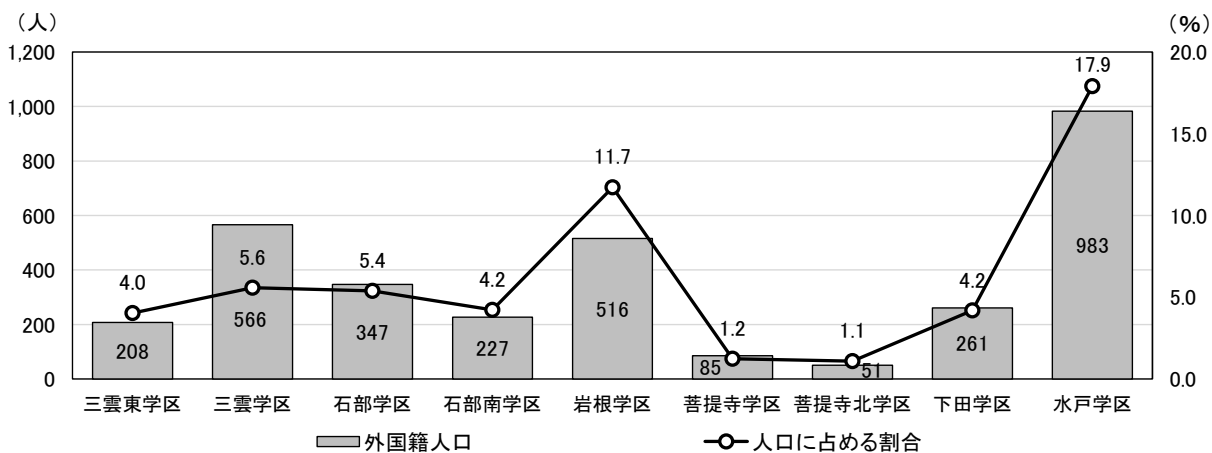


資料：湖南省市（各年6月1日現在）

② 学区別人口

学区別の外国人住民数は、水戸学区が最も多く、人口に占める割合は17.9%となっています。次いで、三雲学区、岩根学区の外国人住民数が多くなっています。

■ 学区別外国人住民数



資料：湖南省市（令和3年4月30日現在）

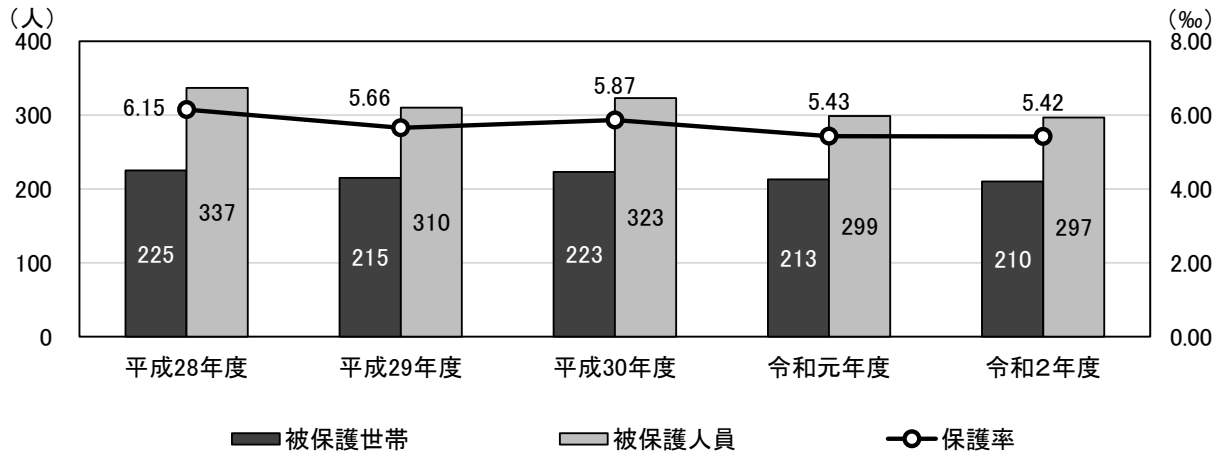
(7) その他の支援が必要な人の状況

①生活困窮者

被保護世帯数・人員数は増減しながら推移しており、平成30年度以降は減少傾向となっています。

生活困窮者自立支援制度に関する支援状況は、令和元年度までは増減しながら推移しており、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により増加しています。

■被保護世帯数・人員数の推移



資料：湖南省

■生活困窮者自立支援制度に関する支援状況

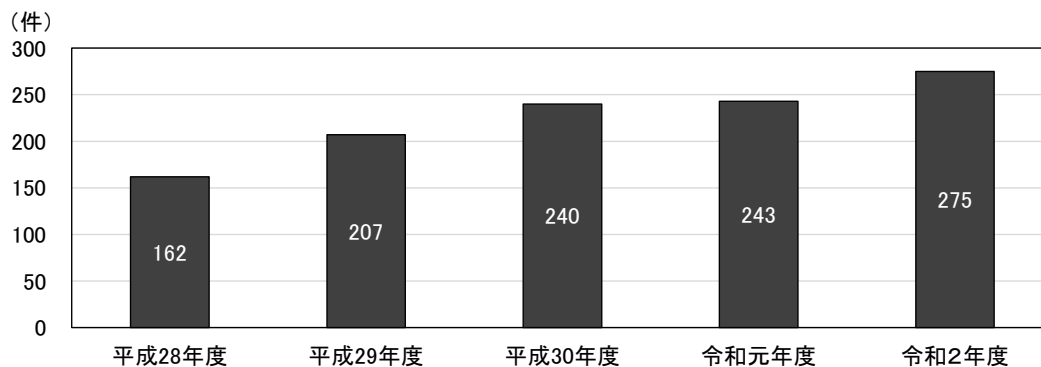
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新規相談受付数 (件)	177	149	178	191	1,825
支援プラン作成件数 (件)	11	21	7	13	680
就労支援対象者数 (人)	7	9	1	7	673

資料：厚生労働省「生活困窮者自立支援制度支援状況調査」

②虐待相談

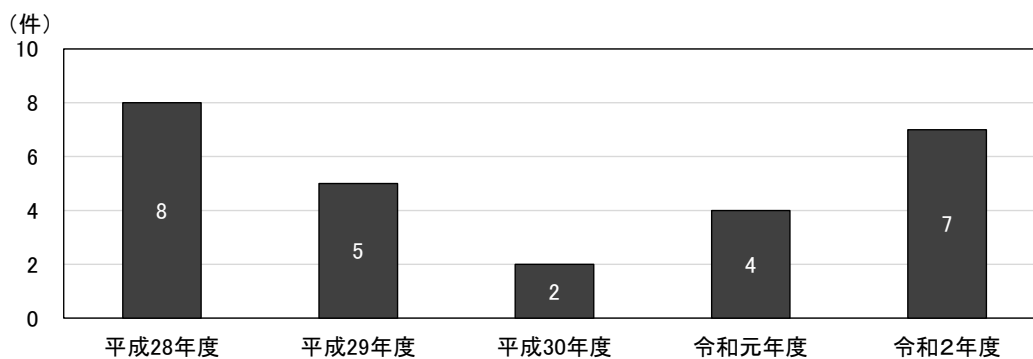
虐待相談件数は、障がい者、高齢者に関する相談件数は、年度によってばらつきがありますが、児童虐待の相談件数は増加傾向となっています。

■児童虐待相談件数の推移



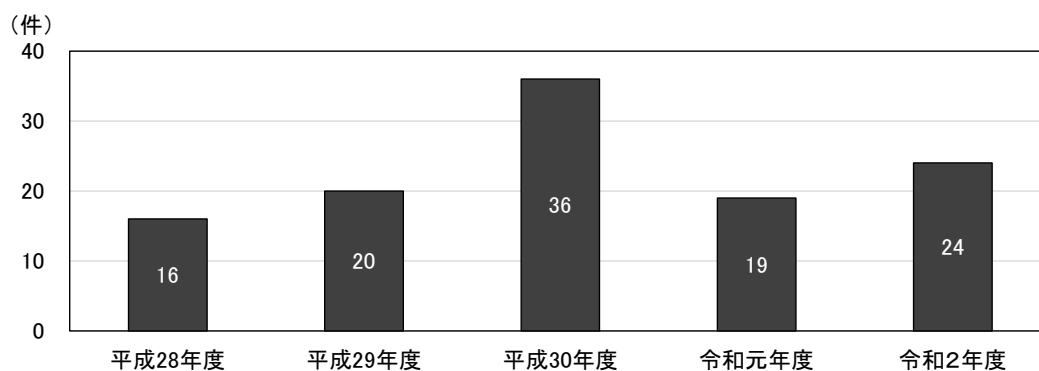
資料：湖南省

■障がい者虐待相談件数の推移



資料：湖南省

■高齢者虐待相談件数の推移

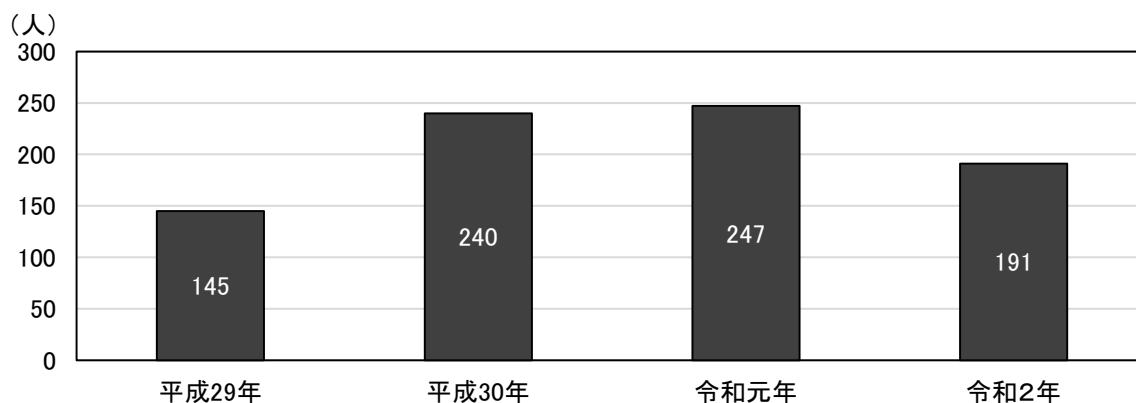


資料：湖南省

③避難行動要支援者

避難行動要支援者の新規登録者数は、令和元年まで増加傾向となっています。

■避難行動要支援者新規登録者数の推移



資料：厚生労働省「市町村における避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査」

(各年6月1日現在、令和2年は10月1日現在)

(8) 地域福祉活動等の状況

①自治会

学区別の自治会加入率は、石部南学区を除いたすべての自治会で減少傾向となっています。

■学区別自治会加入率の推移

単位 (%)

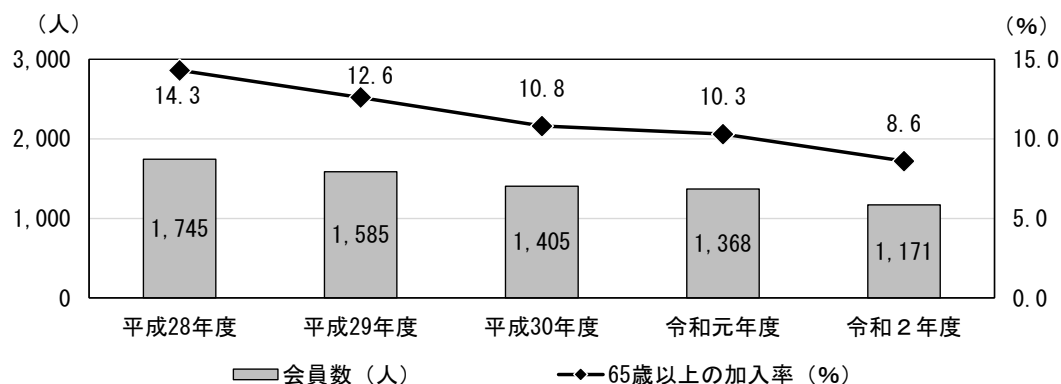
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
全体	62.7	63.0	62.5	61.7	60.8
三雲東学区	54.6	54.1	53.1	51.5	49.9
三雲学区	60.4	60.3	59.7	58.5	57.5
石部学区	41.5	41.0	40.4	39.2	38.4
石部南学区	61.9	62.2	62.0	62.0	62.0
岩根学区	41.3	42.6	42.6	40.0	41.1
菩提寺学区	84.0	83.9	82.8	82.2	81.2
菩提寺北学区	82.0	83.7	81.8	81.5	81.6
下田学区	63.6	63.3	63.6	62.3	62.8
水戸学区	76.1	77.3	76.7	79.3	75.5

資料：湖南省（各年9月末現在）

②老人クラブの状況

老人クラブ加入数と加入率は過去5年間で減少傾向となっており、令和2年度の加入率は10%を下回っています。

■老人クラブ加入数と加入率の推移



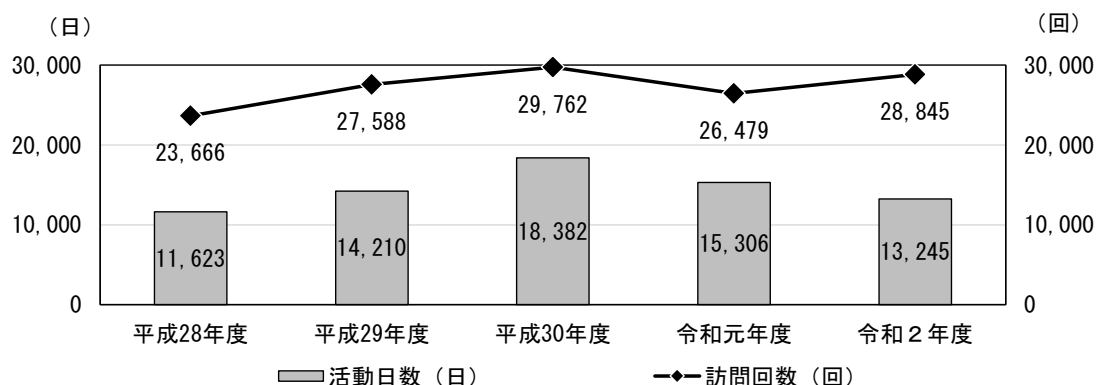
資料： 湖南省老人クラブ連合会

③民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員数は、令和2年度で120名となっています。

民生委員・児童委員による活動日数・訪問回数は、増加傾向にありましたが、平成30年度をピークに以降は活動日数が減少傾向、訪問回数が令和2年度に再び増加に転じています。

■活動日数・訪問回数の推移

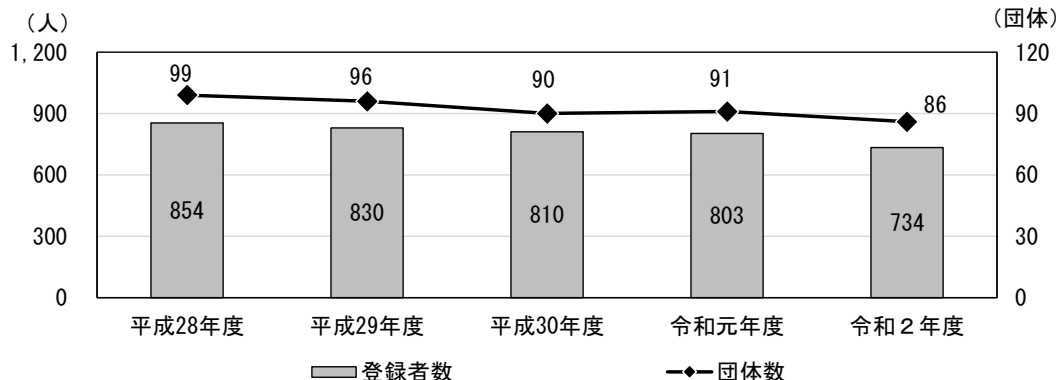


資料： 厚生労働省「福祉行政報告例」

④ボランティアの状況

ボランティアセンターの登録者数と団体数は、減少傾向となっています。

■ボランティアセンター登録者数・団体数の推移



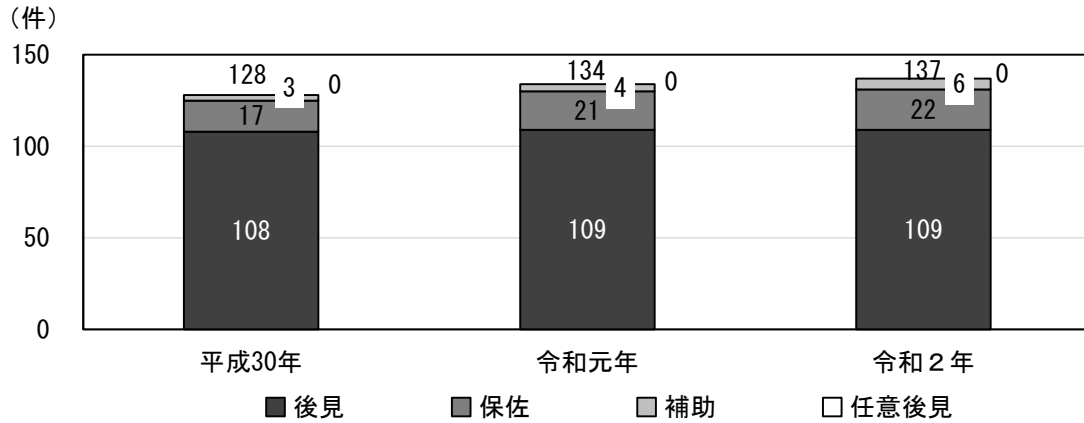
資料： 湖南省社会福祉協議会

(9) 成年後見制度に関する状況

① 成年後見制度利用の状況

成年後見制度の利用件数は、増加傾向となっています。

■ 成年後見制度利用件数

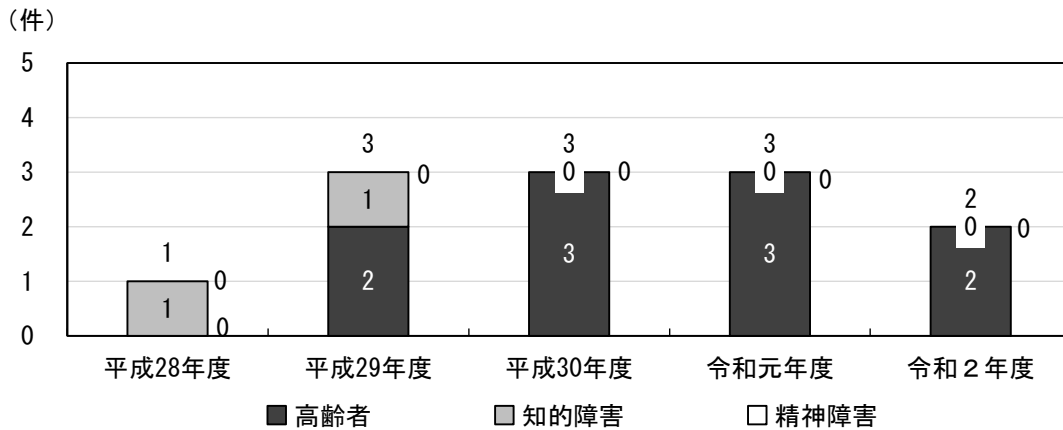


資料： 大津家庭裁判所における成年後見制度利用者数（各年12月末現在）

② 市長申立の状況

市長申立件数はほぼ横ばいで推移しており、高齢者が多くなっています。

■ 市長申立件数（対象者別）

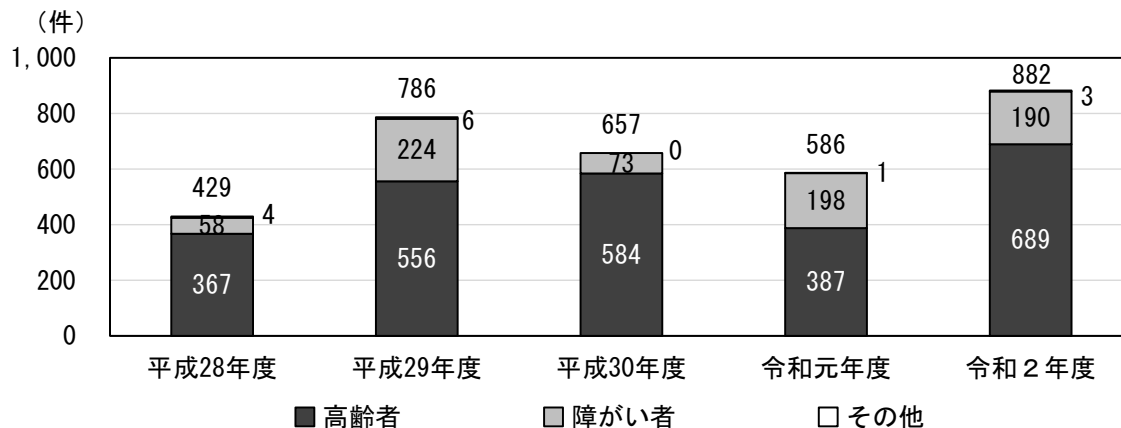


資料： 厚生労働省「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」

③ 成年後見センター相談件数

成年後見センターの相談件数は、平成 29 年度から令和元年度まで減少していましたが、令和 2 年度で増加しています。

■ 成年後見センター相談延べ件数の推移

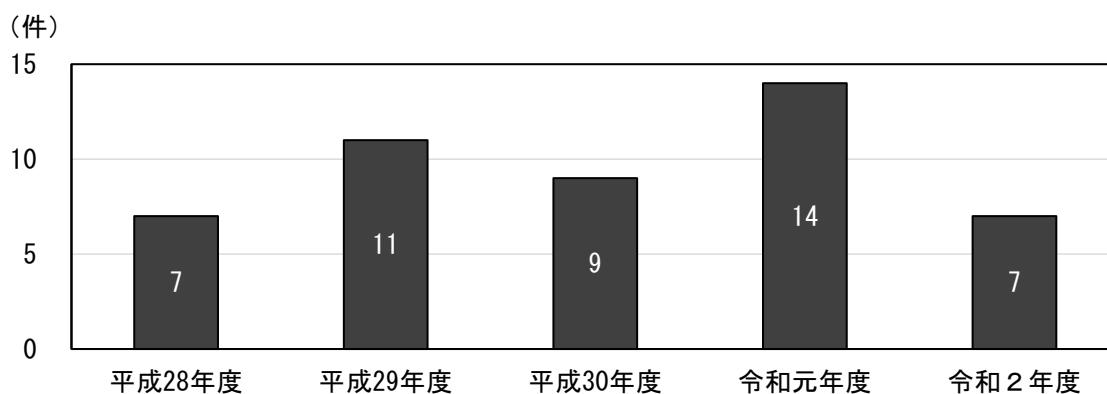


資料：NPO 法人甲賀・湖南成年後見センターぱんじー

④ 成年後見センター申立支援件数

成年後見センターによる成年後見制度申立支援件数は、増減しながら推移しています。

■ 成年後見制度申立支援件数の推移

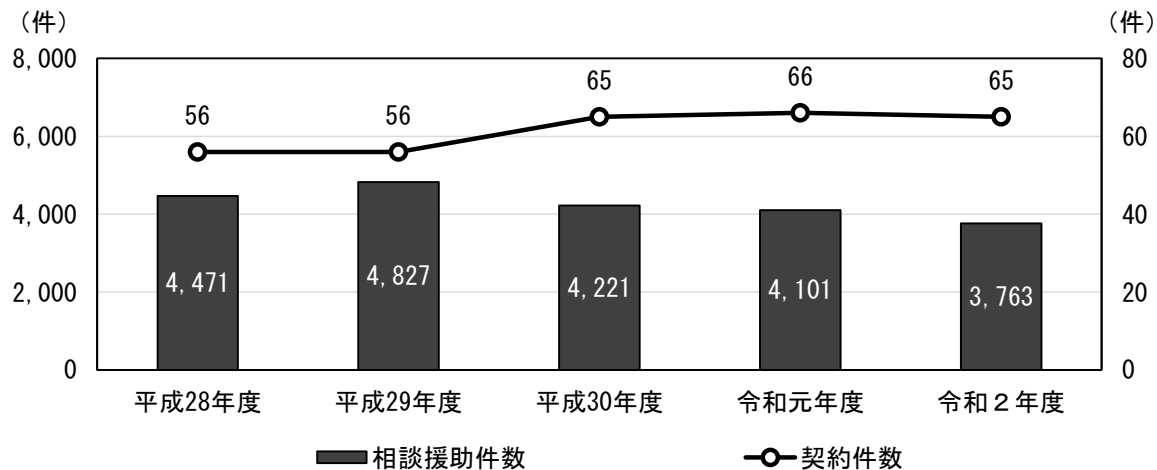


資料：NPO 法人甲賀・湖南成年後見センターぱんじー

⑤地域福祉権利擁護事業

地域福祉権利擁護事業の利用に関する相談援助件数は、平成 29 年度以降減少傾向となっています。契約件数は、ほぼ横ばいで推移しています。

■相談援助と契約件数の推移

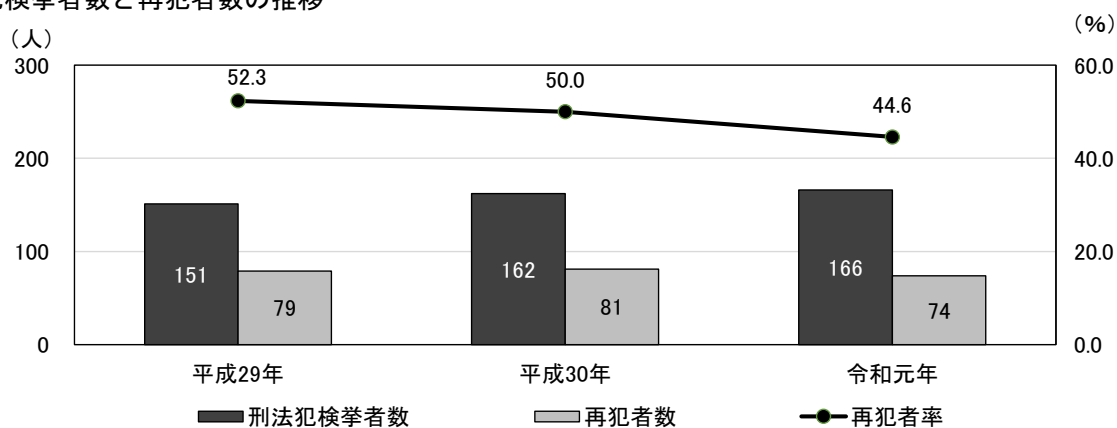


資料：湖南省社会福祉協議会

(10) 再犯防止に関する状況

甲賀警察署管内（甲賀市・湖南省）の刑法犯検挙者数は、平成 29 年から令和元年にかけてやや増加していますが、再犯者率は減少傾向となっています。

■刑法犯検挙者数と再犯者数の推移



資料：法務省矯正局大阪矯正管区更生支援企画課

2 各種調査等からみる現状

(1) 各種アンケート調査

市の現状や課題等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、地域で活動している方々にアンケート調査を実施しました。

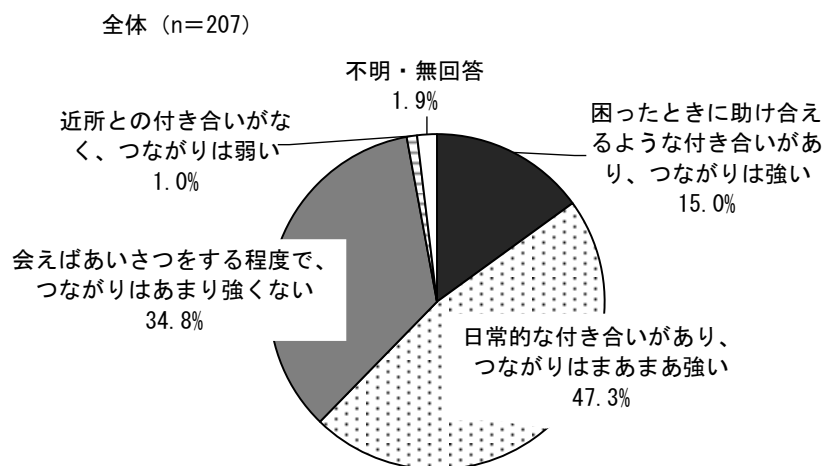
■調査概要

区分	対象者	調査期間	調査方法	回収状況		
				配布数	回収数	回収率
民生委員・児童委員等	民生委員・児童委員、地域まちづくり協議会役員、区役員、健康推進員、保護司	令和3年7月9日～8月5日	郵送による配布・回収	269件	207件	77.0%
団体	湖南省で活動している団体	令和3年7月20日～8月5日	区長便・郵送による配布・回収	152件	111件	73.0%
福祉事業所	湖南省で活動している福祉事業所	令和3年7月15日～7月30日	直接配布・直接回収	63件	36件	57.1%
相談支援機関	湖南省で活動している相談支援機関	令和3年7月15日～7月30日	郵送による配布・回収	34件	24件	70.6%

①地域のつながりについて

民生委員・児童委員等の調査では、「日常的な付き合いがあり、つながりはまあまあ強い」が約半数となっています。

■地域のつながりの状況【民生委員・児童委員等】



自由回答意見等

- ・世代間交流ができる場所や身近な集いの場があればよいという意見が挙がっている【団体】
- ・ひとり親家庭など子育て世帯で悩みを抱えている人が気軽に相談できる機会や場があればよいという意見が挙がっている【福祉事業所】

② 支え合い・地域活動について

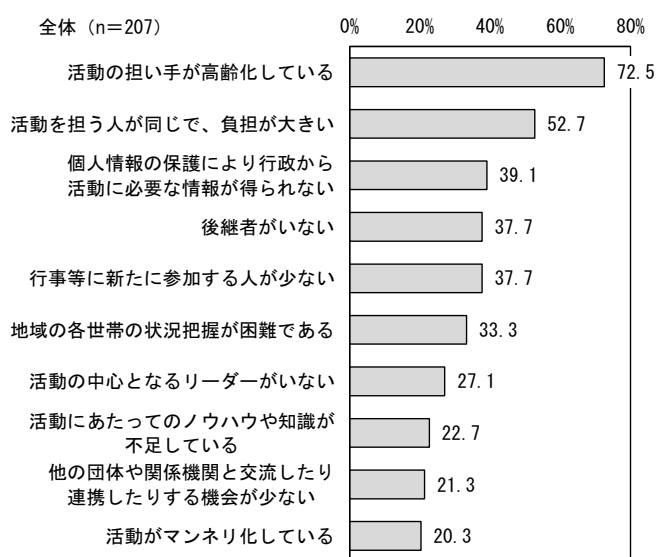
地域の支え合い活動を活発にするために重要なことについて、困っている人と支援できる人との調整をする人やボランティアリーダーなど人材育成が多く挙げられています。

■ 地域の支え合い活動を活発にするために重要なこと（上位抜粋）

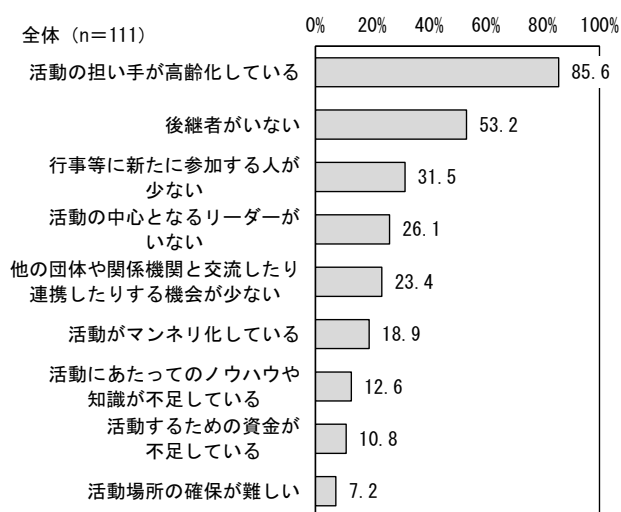
団体 (n=111)	福祉事業所 (n=36)	相談支援機関 (n=24)
ボランティアリーダーや助け合い・支え合い活動に携わる人の養成 (37.8%)	困っている人と支援できる人との調整を図る人材の育成 (47.2%)	困っている人と支援できる人との調整を図る人材の育成 (45.8%)
ボランティアなどの活動の拠点となる場の整備 (31.5%)	行政による助け合い・支え合い活動の活動費・運営費等の資金的な援助 (38.9%)	ボランティアリーダーや助け合い・支え合い活動に携わる人の養成 (41.7%)
助け合い・支え合い活動の意義と重要性の周知 (29.7%)	助け合い・支え合い活動の相談・指導を担当する専門職員の充実 (38.9%)	困っている人や助け合いの場合、組織についての情報を得やすくすること (41.7%)

活動を進める上では、担い手の高齢化や後継者不足、負担が大きいことが課題となっています。

■ 地域の支え合い活動を進める上での課題（上位抜粋） 【民生委員・児童委員等】



■ 活動を行う上での課題【団体】



自由回答意見等

- ・個人情報など見守りに必要な情報がないことが課題として多く挙げられている【民生委員・児童委員等】
- ・自治会未加入者の増加に関する意見が多く挙げられており、未加入者の状況が把握できないことが課題となっている【民生委員・児童委員等】
- ・若い人の参加や新規の参加がないことなど、団体の継続についての意見が多く挙げられている【団体】
- ・コロナ禍で新たに取組んだこととして、オンライン会議・研修会、電話での安否確認などが挙げられている【民生委員・児童委員等、福祉事業所、相談支援機関】

③地域の課題について

普段の活動や業務の中で感じる地域の課題について、民生委員・児童委員等および団体の調査では、地域に関心のない人が多いことや役員などのなり手がいないこと、世代間交流の機会がないことなどが多く挙げられています。福祉事業所および相談支援機関の調査では、誰にも相談せず、支援を受けていない人や地域から孤立している人がいること、災害発生時の避難が不安、交通手段がないことなどが多く挙げられています。

■ 普段の活動や業務の中で感じる地域の課題

民生委員・児童委員等 (n=207)	団体 (n=111)	福祉事業所 (n=36)	相談支援機関 (n=24)
地域の役員などのなり手がいない (64.7%)	地域のことに関心のない人が多い (46.8%)	誰にも相談せず、支援を受けていない人がいる (41.7%)	災害発生時の避難に不安を感じる (54.2%)
地域のことに関心のない人が多い (54.1%)	地域の行事に参加する人が少ない (43.2%)	身近に相談できる人や場所がない (38.9%)	地域から孤立している人がいる (50.0%)
世代間で交流できる機会がない (44.9%)	地域の役員などのなり手がいない (42.3%)	災害発生時の避難に不安を感じる (33.3%)	交通手段がなく、買い物や病院に行くときに不便を感じる (50.0%)
災害発生時の避難に不安を感じる (31.9%)	世代間で交流できる機会がない (37.8%)	交通手段がなく、買い物や病院に行くときに不便を感じる (33.3%)	誰にも相談せず、支援を受けていない人がいる (50.0%)

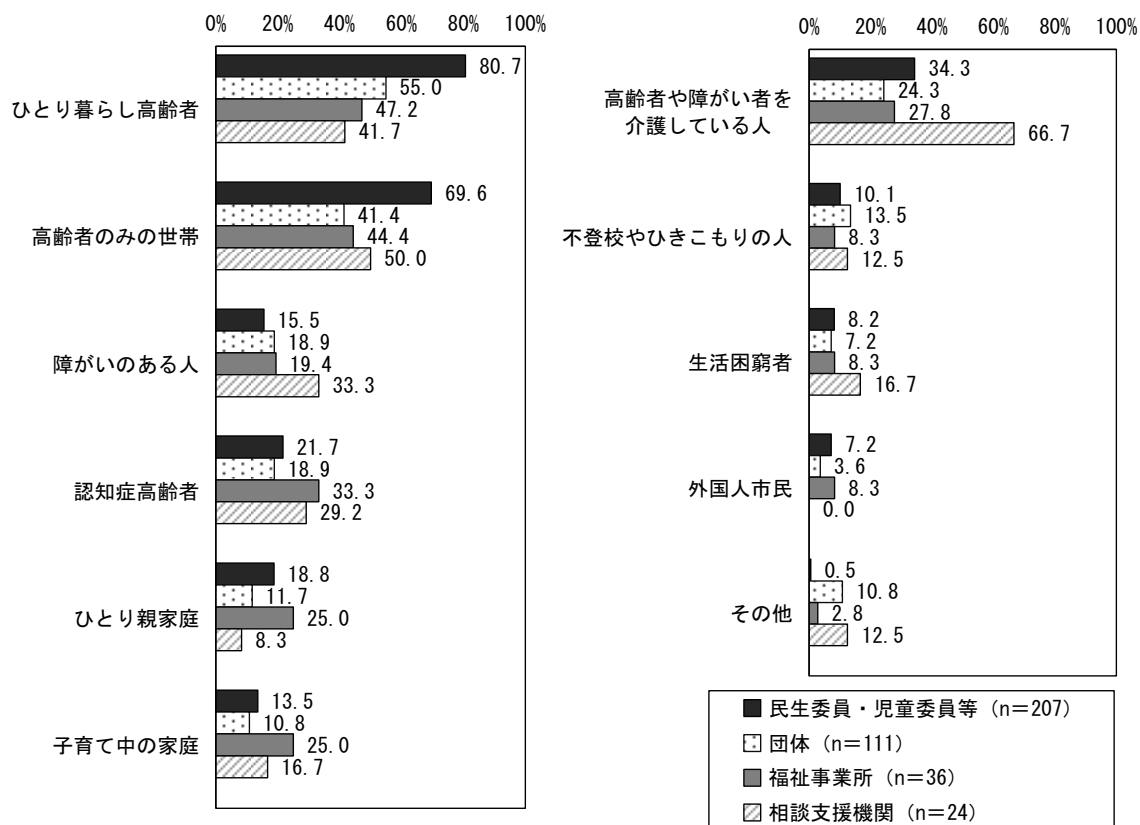
自由回答意見等

- ・高齢者の外出支援に向けた移動手段の確保に関する意見が多く挙げられている【民生委員・児童委員等】
- ・高齢者の免許返納後等、交通手段の確保に関する意見が多く挙げられている【団体】
- ・交通手段が確保できない人について、活動の場や買い物に行けないことが課題として挙げられている【福祉事業所】

④支援の必要な人や制度のはざまについて

今後特に支援が必要だと思う対象について、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が多く挙がっています。相談支援機関の調査では、高齢者や障がい者を介護している人が最も多く、福祉事業所の調査では認知症高齢者も多くなっています。

■今後特に支援が必要だと思う対象



地域で移動手段のない人や複合的な課題を抱える家庭に対して、地域での見守りや支援、関係機関や行政の連携が必要となっています。

■既存の公的な制度や福祉サービスだけでは対応が不十分だと思う福祉課題と必要な支援

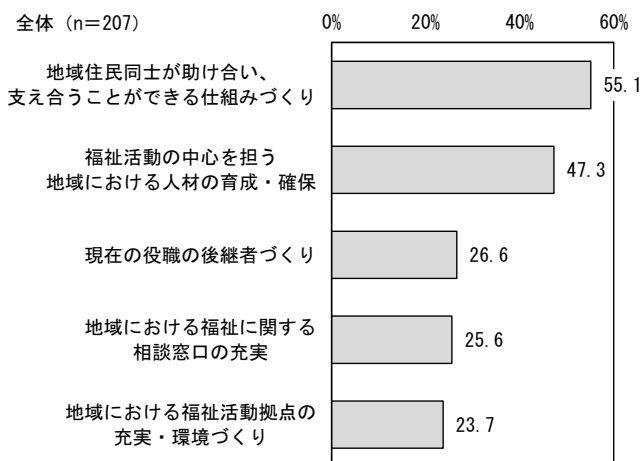
	団体 (n=111)	福祉事業所 (n=36)	相談支援機関 (n=24)
課題	・手続きが困難でサービスを受けられていない人 ・移動手段のない人 など	・障がい者や認知症高齢者、外国籍の人 ・複数の課題を抱える人 など	・ダブルケアやヤングケアラー ・複合的な課題を抱える家庭 など
必要な支援	・訪問による申請等の指導 ・地区での相談・見守り、送迎支援 など	・関係機関や行政担当課をまたいだ連携 ・情報共有 など	・ボランティアや地域での助け合いによる支援 など

⑤地域福祉の推進について

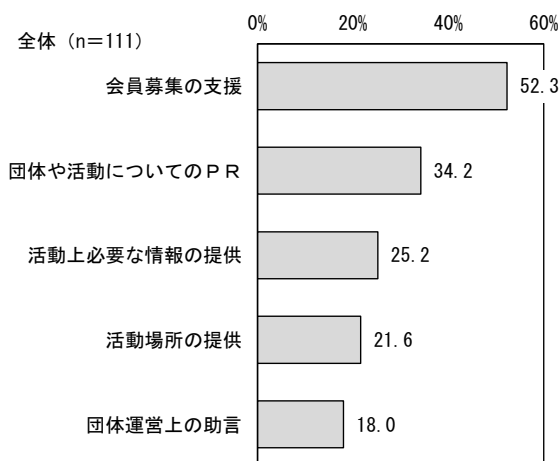
地域福祉を進める上で、市や社協に期待することについて、民生委員・児童委員等の調査では、地域における支え合いの仕組みづくりや人材育成、団体の調査では、会員募集の支援やPR、福祉事業所・相談支援機関の調査では、困難ケースへの対応が多くなっています。

■地域福祉を進める上で、市や社協に期待すること

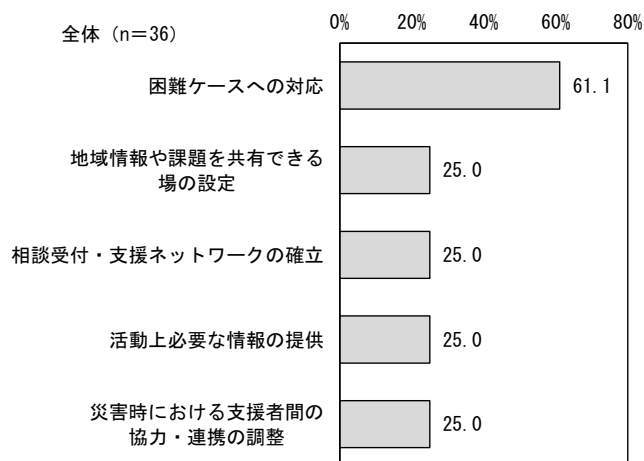
【民生委員・児童委員等】



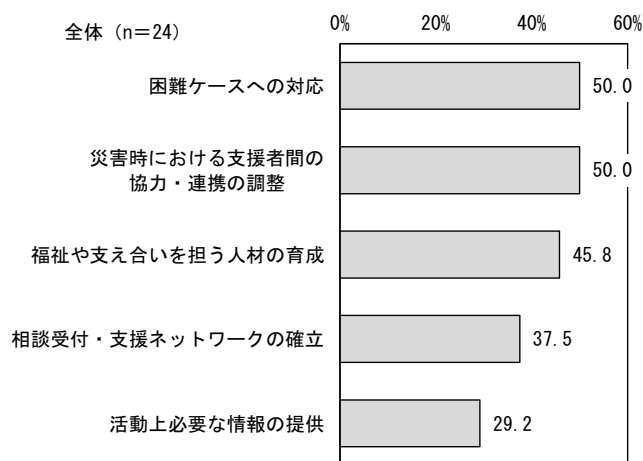
【団体】



【福祉事業所】



【相談支援機関】



(2) 市民懇談会

地域で生活・活動する市民目線での地域の現状や課題、取組のアイデア等の意見をいただき、地域福祉計画および地域福祉活動計画へ生かすため、学区ごとに市民懇談会を開催しました。

■実施概要

学区	まち協	開催日時	会場	参加人数
甲西 中学校区	三雲まち協	令和3年 6月23日(水) 午後7時～9時	共同福祉施設(サンライフ) 2階 大ホール	29人
石部 中学校区	石部まち協 石部南まち協		石部まちづくりセンター 2階 中会議室	27人
甲西北 中学校区	岩根まち協 菩提寺まち協	令和3年 6月25日(金) 午後7時～9時	共同福祉施設(サンライフ) 2階 大ホール	35人
日枝 中学校区	下田まち協 水戸まち協		下田まちづくりセンター 2階 大会議室	34人

①地域の活動

主な意見

- ・いきいき百歳体操、グラウンドゴルフ、サロン、認知症予防講座
- ・あいさつ運動、スクールガード、夜間パトロール、防災訓練、災害時要支援者の把握、清掃活動
- ・独居高齢者の見守り、配食サービス、子ども食堂、放課後の子どもの居場所、地域支えあい推進活動

②地域の課題

主な意見

- ・近所付き合いや地域の絆が薄れてきている
- ・サークル等への男性の参加が少ない、老人クラブの参加者が少ない
- ・自治会未加入者が増えており、接点がなく、情報がどれくらい届いているのかわからない
- ・世代を問わず交流できる場がない
- ・独居高齢者等の把握ができず、見守りができていない。どこに困っている人がいるのかわからない
- ・運転ができない人や高齢者等の買い物や通院、行事等への移動手段がない

③必要な取組

主な意見

- ・住民同士の支え合い促進や高齢者の外出促進に向けた意識啓発
- ・「一緒に」の声かけで、行事等への参加を促す
- ・自治会未加入者への情報発信、つながりづくり。時代に合った自治会活動
- ・若い世代と連携した取組、価値観の共有
- ・困っている人の現状を知ること、高齢者の困りごとを聞く「お助けマン」の発掘
- ・一部有料化等、負担にならないボランティア活動の推進

3 前回計画の評価

第三次地域福祉計画および地域福祉活動計画について、市および市社会福祉協議会それぞれの評価と課題の整理を行いました。

※「第四次計画策定に向けた現状・課題のまとめ」欄中、「○」は市の、「●」は社会福祉協議会のまとめです。

基本目標 1：一人ひとりの尊厳を大切に

取組の方向 1. 人権の大切さに気づく学習と交流の場づくり

第四次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

- 人権教育・啓発のため、身近にある人権課題に気づくための人権学習の機会の提供や、市民同士の交流の場づくりに努めてきました。しかし、学習や交流の場への参加者の固定化や減少がみられ、市民とともに内容や実施方法の検討・見直しが求められます。
- 市民をはじめボランティアグループ、福祉団体を対象に人権啓発や研修の機会を設けるように努めます。
- 市民のつどう場、各種団体の集まりの場や指定管理施設での人権教育・啓発に係る情報提供を継続していきます。
- イベントについては、誰もが参加しやすいイベントとなるよう、「老人福祉センターまつり」「ボランティアまつり」「まちづくりセンターまつり」「ふれあい広場」に引き続き参加・参画していきます。また、イベント情報を市民や団体から広く集め、市民が参加できる情報を今以上に提供していきます。

取組の方向 2. もらさないためのしくみづくり

第四次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

- 高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て世帯に対する相談支援は、各部署において必要に応じて他部署等との連携を図りながら実施しています。しかし、問題の発見や横の連携は職員個々の力量によるところもみられ、市として組織的な対応の仕組みが構築できていません。
- 把握した課題を集約・整理し、役割分担を指示する機能が必要であり、国が進める包括的な相談支援体制の構築が求められます。
- 民生委員・児童委員やボランティアによる高齢者の見守り活動が継続的に行われているが、区・自治会組織での地域住民による見守りや、郵便局、新聞・牛乳配達事業所や宅配事業者などの協力を得た市としての見守りや早期発見につながる仕組みをより充実する必要があります。
- 自殺防止を推進するため、一人でも多くのゲートキーパーを育成するとともに、関係者・機関の役割の明確化と連携・協働の仕組みの構築・強化が求められます。
- 各事業の実施にあたり、担当者会議や関係機関等との情報共有の場を充実していきます。
- 市が進める重層的支援体制整備事業における包括的な相談支援体制の構築において、社会福祉協議会が担うべき役割等について、市や関係機関と共に検討を進める必要があります。
- 偏見と差別や貧困の連鎖をなくすため、「子どもの未来について考えるフォーラム」に加え、「子ども未来づくり助成金」による子どもの居場所づくりを推進していきます。
- 行政や福祉団体との連携を念頭に見守り活動についての調査などにより情報収集を行い、地域の実践につなげられるよう進めていきます。
- ひとり暮らしなどの見守りでは、ふれあい給食、生活支援サポーター、共同募金などの情報を社会福祉協議会広報紙やチラシにて周知するとともに、利用についての声かけを継続していきます。

取組の方向3. 権利擁護の推進

第四次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

- 成年後見センターばんじーが、他機関や専門職と連携しながら、市民からの様々な相談に応ずるほか、支援者支援、法人後見の受任、後見の申立支援を行い、支援の必要な人の暮らしを支えています。
- 甲賀圏域権利擁護支援推進計画に基づき、中核機関としての成年後見センターばんじーの体制整備を図り、関係機関のネットワークによる本人の意思を尊重した支援が求められます。
- 虐待事案の対応については、各分野それぞれ必要に応じ関係機関と連携を取りながらケース対応を行っています。また、各分野とも関係機関等による虐待防止を目指す組織はあるものの、会議の議論の内容が市をはじめ構成団体等の取組として広がっていません。
- 虐待に関する市民への啓発に加え、ケアマネジャーなど虐待の早期発見や防止につながる専門職等との連携強化と、市職員体制の整備が求められます。
- 地域福祉権利擁護事業の事業案内を、引き続き社会福祉協議会の広報紙やホームページに掲載して啓発を行います。また、事業パンフレットの作成による周知を図ります。
- 地域福祉権利擁護事業担当職員の資質向上のため、積極的に研修に参加していきます。

取組の方向4. 安心・安全のまちづくり

第四次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

- 地域住民による登下校時の見守り活動や通学路の点検活動が定着化し、子どもたちの安全確保が図られています。しかし、スクールガードの登録者数が減少傾向にあります。
- メール配信サービスにより災害や防犯に関する緊急情報を配信し、災害に対する事前準備や防犯の注意喚起などにおいて一定の効果がみられます。
- メール配信サービスの利用登録者数をさらに増やす必要があります。
- 引き続き情報の必要な人への情報提供を行うとともに、利用者の困りごとに耳を傾けていきます。

取組の方向5. 災害時の要配慮者、避難行動要支援者対策

災害時の取り組み（社協）

第四次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

- 避難行動要支援者名簿の定期更新と区長および民生委員・児童委員への定期的な提供を行っています。また、区長等の協力を得て名簿登録者の個別支援プランの作成数も徐々に増えつつあります。
- 一方で、名簿登録に同意する人の割合が低いことから、名簿登録制度や個別支援プランの重要性について理解を得ることが必要です。専門職の協力による名簿登録および実効性のある個別支援プランの作成方法と共有の仕方を確立する必要があります。
- 地区防災計画の作成に表れているように、行政区における防災の取組には地域格差がみられます。このため、地区防災計画の作成支援や市防災マップを活用した防災訓練が、各地域で実施されるよう働きかけが必要です。また、地域での防災士の活躍の場づくりの検討が求められます。
- 発災時に対応できるよう、机上訓練や実地訓練などを組み合わせた災害ボランティアセンター設置運営訓練を行い、あわせて災害ボランティアの養成を行うことが必要です。
- 災害ボランティア登録については、協力者の登録体制を整え、いざという時のために備えていきます。

基本目標 2 : 必要な人に必要な情報をわかりやすく

取組の方向 1. 身近なところで、口コミの力を生かした情報提供

第四次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

- 公共施設だけでなく、市民が日常的に利用する身近な場所での情報提供を行っています。さらに協力いただける商業施設や金融機関、医療機関等の拡充に取り組み、必要な人に必要な情報を届ける工夫が必要です。また、市民の集まりの場を活用したプッシュ型の情報の伝達も求められます。
- 地域総合センター（会館）等における就労相談の場や、中学校区ごとの子ども家庭総合センターにおける子育ての相談の場はあるが、各地域における総合相談の窓口は設置できていません。
- 引き続き、市民が利用する身近な店舗や施設等においてチラシや啓発物などを配置していただけるよう働きかけます。
- 社会福祉協議会出前講座の内容を充実して受講者の増加を図り、さらに相談の機会につなげていきます。

取組の方向 2. 必要な人、届きにくい人への情報提供

第四次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

- 高齢および障がい分野では、専門の相談支援機関がアウトリーチ伴走型の支援により、情報が届きにくい人への対応を行っています。一人ももらさないよう、さらにアウトリーチ型の相談支援機能を充実させ、関係機関の連携を強化する包括的な相談支援体制の整備が求められます。
- 引き続き、専任手話通訳者や外国語通訳者を配置するとともに、地域におけるコミュニケーションが円滑に進むよう、手話や通訳・翻訳ができる人材の確保を目指した取組が求められています。また、外国人市民への情報提供の方法等については、多国籍化等への対応も必要です。
- 事業者との会議、個別支援会議では、引き続き情報共有に努め、また、情報提供の機会を増やします。情報共有を進める上でサイト活用等も検討していきます。
- サービス事業情報を提供しやすい仕組みづくりについて関係機関とともに検討していきます。

取組の方向 3. わかりやすい情報提供

第四次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

- 広報紙や市ホームページは広報コンクールにおいて表彰されるなど高い評価を受けています。さらに誰もが読みやすくアクセスしやすい媒体にしていく必要があります。
- メール配信サービスの登録者数も徐々に増えており、市民に利用が浸透してきています。さらなる登録者数の増加を目指した啓発等の取組が必要です。
- 社会福祉協議会のホームページは、わかりやすい情報提供のために、ブログ形式でのタイムリーな情報追加機能を実装するなど充実に向けての取組はできており、さらに内容の充実に努め、情報提供のツールとして活用していきます。
- 引き続き、広報紙やチラシにより定期的な情報提供に努め、社会福祉協議会の事業についてわかりやすく周知し、市民の理解を深めていきます。

基本目標3：十人十色に参加できる「役」づくり

取組の方向1. 役割再発見プログラムの推進

第四次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

- アール・ブリュット作品を公共施設で展示することにより、障がい者の社会参加の仕方の一つとして市民に広く紹介し、障がい理解の推進を図っています。
- 市民の誰もがそれぞれできる役割があることを学んだり、持っている力を発揮できる多様な場づくりに取り組めていません。
- 引き続き、ボランティア活動の意義、重要性を学べる各種ボランティア講座を開催し、人材育成に努めます。また、様々な活動のサポート役や、地域での見守り活動の学習の場などで、活動を継続してもらえるように活動機会をつないでいきます。

取組の方向2. 活躍の場づくり、きっかけづくり

第四次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

- ボランティア活動の活性化を目指して補助金を交付していますが、サークル数および会員数の減少がみられます。退職した人をはじめ新たなボランティア人材の発掘・育成の場や、活躍の場づくりが必要です。
- 市国際協会等の協力を得て、国籍に関わらず市民同士の相互理解が深まり多文化に触れることができる交流や学びの機会を設け、外国人市民が活躍できる場づくりが必要です。
- ボランティアセンターの活動を紹介する冊子を作成し、センターの理解を促進します。
- 外国人住民が活躍できる場づくりについては、市国際協会等と連携しながら、「ボランティアまつり」やボランティアグループの活動を一緒に行うなど企画や機会について検討します。
- 若年層のボランティア育成について、きつぽらんていあ講座や「ボランティアまつり」などへの参加を呼びかけるとともに、ボランティア活動を実践する仕組みとして、外国人との交流の場や高齢者施設へ出向いて話し相手をする場をつくっていきます。

取組の方向3. だれにでもできるちょっとした応援

第四次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

- 優先調達取組により障がい者就労施設等の受注に一定つながっているが、発注元が特定部署に偏ったり、発注内容の拡充には至っていません。
- 住民同士の助け合いの地域体制や生活支援サービスの実施については、地域支えあい推進会議とその取組による地域づくりの支援を継続していきます。
- 社会福祉協議会も、各地域での活動を他の地域でも実施、検討してもらえよう、引き続き、情報提供や会議への参加を行います。

基本目標4：垣根を越えて、つながりあえるまちづくり

取組の方向1．地域におけるつながりの場づくり

第四次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

- 高齢者を対象とする介護予防や健康づくりに資する地域の場づくりに積極的に取り組んでいます。しかし、安心応援ハウス事業の未実施地域もあり、実施箇所数の増加と、フレイル予防に着目した取組内容の普及などの取組が求められます。
- 子どもの食育や居場所づくりを目的とする子ども食堂や、生活困窮家庭の子どもたちの学力向上を目的とする学習支援事業が住民主体により取り組まれるよう、支援する仕組みづくりが必要です。
- 青少年育成市民会議による多世代交流の事業を奨励するとともに、福祉事業者による施設の空きスペースや時間を活用した地域貢献に資する事業の実施を促していく必要があります。
- 多様なつながりの場づくりを進めるために、地域まちづくり協議会に配置した地域支えあい推進員と多様な主体を構成員とする地域支えあい推進会議の協働による取組が進むよう、市および社会福祉協議会による支援が求められます。
- 市および社会福祉協議会として、区や地域まちづくり協議会に対し、つながりの場づくりを含めた地域の支え合い活動、小地域福祉活動を、どのような事業メニューと補助金・交付金により推進していくのか、地域まちづくり協議会と区の役割の協議を踏まえた検討が必要です。
- ボランティアの交流や多世代の参加と交流を目指したイベントによる交流の場づくりについて検討していきます。また、「ボランティアまつり」では、車イス体験・アイマスク体験など参加型のいろいろな体験ができる内容にしていきます。
- 組織として地域担当職員を配置し、地域まちづくり協議会などの会議や活動の場に参加します。また、小地域での見守り活動について、市民とともに活動を展開していきます。

取組の方向2．サービス事業所との連携

第四次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

- 医療、障がい者福祉、高齢者福祉などそれぞれの分野で、調整会議や連絡会議により一定の連携は取れています。しかし、余暇支援や就労支援の充実を図るための関係者間の連携強化が必要です。
- 相談支援機関によるインフォーマルサービスを取り入れたプランの作成を目指し、地域資源の創出と関係機関やボランティアとの連携の強化が必要です。
- 市と調整を図りながら、多様な事業者によるネットワークづくりと地域見守り・支援サービスネットワークのあり方について検討していき、また市民向け講演の開催についても検討していきます。

取組の方向3. 横につなげるための体制づくり

第四次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

- 年1回、地域福祉推進協議会を開催し地域福祉計画の進捗の評価を行っています。しかし、全庁的な取組とするための庁内組織・体制が構築されていないため、十分な評価や提案ができていません。
- 地域支えあい活動の推進において、地域まちづくり協議会役員や地域支えあい推進員と市および社会福祉協議会の職員により定期的な連絡会議を開催し、情報共有や意見交換を行っています。
- ボランティアコーディネーターは、さらにボランティアの育成に努め、コーディネート数の増加への対応と技術力の向上を図っていきます。
- 第1層地域支えあい推進員は、定期的な連絡会議の実施などにより、第2層地域支えあい推進員に情報提供や活動の支援を行います。また、第1層地域支えあい推進会議の定期的な開催に努めます。

取組の方向4. 地域資源を有効活用した集いの場づくり

第四次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

- 指定管理により運営しているまちづくりセンター等について、自主事業による集いの場づくりを促すなど、施設の有効利用を促進する必要があります。
- 地域貢献、地域交流の一環として、施設の空きスペース・時間や人材を活用した地域に開かれた施設となるよう、社会福祉法人等に働きかけが必要です。
- 施設を活用した展示について、施設の展示場所や利用団体の調査を行います。また、施設のことを民間企業等に知っていただき、新しい有効活用の方向を考えていきます。

取組の方向5. 行きたいときに行きたいところへ

第四次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

- コミュニティバスの利便性を高めるため、引き続き、利用状況と路線や運行時間等の検証を行うとともに、デマンド型乗合タクシーの実証実験を進め導入の検討を行います。
- 支え合いによる移動支援（同行支援）事業が一つの地域まちづくり協議会で実施されていますが、移動支援のニーズは高いものの事故に対する懸念などにより地域による取組の広がりはみられません。
- 地域の支え合いによる移送サービスについて協議する場へ積極的に参加し、必要な情報提供をしています。

基本目標5：市民や事業者も地域福祉の「財源」を考えよう

取組の方向1．財源・資源の活用と確保を考える

第四次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

- 安定した財源確保のため、財源検討部会での継続協議の場は必要です。なお、部会の意見を受けて、社会福祉協議会会費については理事会で協議を進めていきます。
- 民間助成金等については、情報収集と提供等を継続していき、助成金の情報がある場合は随時情報提供を行います。

取組の方向2．市民や事業者が参加できる方法を考える

第四次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

- 市主催のイベント事業において、各種団体のバザー等による活動資金の確保や募金活動の場を引き続き提供していく必要があります。また、クラウドファンディング活用事業公認制度の周知を図り、制度を利用した市民活動の展開が期待されます。
- リサイクルコーナーおよびリサイクル募金を継続して実施します。
- フードドライブ事業を継続し、市民や企業などに広く協力の呼びかけを行っていきます。

取組の方向3．市民と行政が協働で財源を考える

第四次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

- 地域まちづくり協議会を単位に、社会資源も含めた地域福祉の財源を考える場として、多様な主体の参画による地域支えあい推進会議等の協議の場づくりを推進することが必要です。
- 市の財政状況の公表に合わせて、自助、互助・共助による地域福祉の推進の必要性を市民に啓発する内容を情報として提供していくことも求められます。
- 「地域福祉の財源や資源を考える場」については、取組のための情報収集と内部協議を積極的に行います。

取組の方向4．市民の健康保持と経済的な自立を応援する

第四次計画策定に向けた現状・課題のまとめ

- 健康福祉部および教育部を中心に、健康づくりや介護予防に資する様々な事業を実施しています。健康寿命の延伸の一方、要介護認定率の上昇や要介護者数は増加しており、その動きに歯止めをかけるため、全庁的な取組が求められます。
- チャンスワークこなんとの連携を中心とした一般就労への支援を引き続き行うとともに、一般就労に結び付いた人の安定就労に向けた定着の支援や、就労に結び付きにくい人に対する基礎的能力の養成や社会参加の場づくりが求められています。
- 生活福祉資金の貸付や家計改善支援について、引き続き市担当課と連携して支援を行います。相談件数が増加する状況において、職員の育成・強化が必要です。
- フードドライブ事業による生活困窮者に対する食料支援を引き続き行います。市民や企業など広く協力の呼びかけを行い、まちづくり協議会や福祉団体と連携体制を構築していきます。

4 策定の経緯

※ 市または社会福祉協議会それぞれが行った取組は、実施事項欄の文言の前に（市）または（社協）と付している。

年	月日	実施事項	内容等
令和3年	4月5日 ～ 5月21日	(社協) 各課ヒアリング	○令和2年度における第三次地域福祉活動計画の各課の取組状況と課題を聴取。
	5月28日	(社協) 理事会	○令和2年度における第三次地域福祉活動計画の進捗状況を報告。
	6月23日 6月25日	市民懇談会	○中学校区単位で懇談会を実施し、市民目線での地域の現状や課題、取組のアイデア等を把握。 <参加者> ・甲西中学校区 29人 ・石部中学校区 27人 ・甲西北中学校区 35人 ・日枝中学校区 34人
	6月29日	第1回策定委員会	○委員の委嘱 ○委員長・副委員長の選出 ○第四次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に向けて、および基本的な考え方について ○計画策定スケジュールについて
	7月9日 ～ 8月5日	アンケート調査	○地域で活動している人・団体や事業所等を対象として、市の現状や課題を把握。 <回答者> ・民生委員・児童委員等 207人 ・各種団体 111団体 ・福祉事業所 36事業所 ・相談支援機関 24機関
	7月26日 ～ 7月28日	(市) 庁内ヒアリング	○令和2年度末における第三次地域福祉計画の関係各課の取組状況と課題を聴取。 ※17課対象
	7月27日 7月29日	(社協) 理事との計画策定検討会議	○第三次地域福祉活動計画の進捗状況の確認 ○第四次地域福祉活動計画における重点的取組など
	10月12日	第2回策定委員会	○第三次地域福祉計画および地域福祉活動計画の実施状況の評価について ○市民懇談会の結果について ○地域福祉に関するアンケートの結果について ○第四次計画における課題について (意見交換) ※3グループに分かれて
	10月14日 ～ 11月17日	(社協) 各課ヒアリング	○令和3年度上期における第三次地域福祉活動計画の取組状況と課題を聴取。

	11月10日 ～ 12月3日	(社協) 各課ヒアリング	○第四次地域福祉活動計画の取組内容について
	11月12日	第3回策定委員会	○第四次地域福祉計画・地域福祉活動計画の骨子案について ○第四次地域福祉計画・地域福祉活動計画の構成案について ○施策部分の記載イメージについて
	11月22日 ～ 11月26日	(市) 庁内ヒアリング	○第四次計画に盛り込む施策の方向や取組・事業について、関係各課から意見を聴取。 ※15課対象
	12月8日	(社協) 理事会	○第四次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定状況について ○第三次地域福祉活動計画の取組状況と課題について
	12月17日	第4回策定委員会	○第四次地域福祉計画・地域福祉活動計画骨子案の修正について ○第四次地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案について ・第1章 計画の策定にあたって ・第2章 計画の基本的な考え方 ・第3章 施策の展開 基本目標1 および基本目標2
令和4年	1月18日	第5回策定委員会	○第四次地域福祉計画・地域福祉活動計画骨子案の修正について ○第四次地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案について ・第1章～第3章 基本目標2まで ・第3章 基本目標3および基本目標4 ・第4章 計画の推進体制について
	1月26日 ～ 2月20日	パブリックコメントの実施	○意見1人(4件)
	2月25日	第6回策定委員会	○パブリックコメントの意見への対応について ○第四次地域福祉計画・地域福祉活動計画について
	3月23日	市議会本会議で議決	○湖南省第四次地域福祉計画・地域福祉活動計画の議決。

5 策定委員会設置要綱

○湖南省地域福祉計画策定委員会運営規則

平成25年規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、湖南省附属機関設置条例（平成25年湖南省条例第8号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、湖南省地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に依りて、条例第2条第2項に規定する委員会の担任する事務について調査及び検討し、意見を述べるものとする。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の関係者又は福祉事業に従事している者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するまでの期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第6条 条例第3条第2項に基づき、特定又は専門の事項について調査検討等を行うため、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

6 部会長は、検討結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域福祉計画の策定及び推進に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開催される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成30年規則第3号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○社会福祉法人湖南省社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法人湖南省社会福祉協議会（以下「本会」という。）が地域福祉活動計画を策定するため、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織、運営その他必要な事項について定める。

(委員会の任務)

第2条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉活動計画（案）の策定
- (2) その他策定に必要な事項

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱し、20人以内とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の関係者又は福祉事業に従事している者
- (3) その他会長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総括し、委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第6条 計画策定に必要な調査検討等を行うため、委員会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は委員長が指名し、委員長が招集する。

3 部会は次のことを行う。

- (1) 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」との連携事項の調査
- (2) 湖南省における地域課題の現状、調査および分析
- (3) その他委員会からの付託事項

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、本会において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

6 策定委員会委員名簿

■ 湖南省第四次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

順不同・敬称略

氏名	所属	備考
村田 智美	龍谷大学社会学部現代福祉学科	委員長
桐高 とよみ	NPO 法人 甲賀・湖南成年後見センターぱんじー	
小林 修	湖南省民生委員児童委員協議会	
望月 惇二	湖南省保護司会	
鶴衛 正義	湖南省国際協会	
井上 明保	湖南省青少年育成市民会議	
田中 琴美	こなんHUG くみステーション	
上野 実	湖南省障がい児者団体連絡協議会	
金子 秀明	社会福祉法人 さわらび福祉会	副委員長
武村 伍一	湖南省老人クラブ連合会	
早川 昌子	甲賀湖南介護支援専門員連絡協議会	
溝口 弘	NPO 法人 鳩の街	
船越 鈴代	生活支援サポーター	
鍋野 道子	湖南省健康推進員協議会	
市川 徹二	社会福祉法人 湖南省社会福祉協議会	
手島 英治	湖南省地域代表者会議	
森本 信吾	市民公募	

7 用語解説

【あ行】

アール・ブリュット

『生（き）の芸術』という意味。文化的な伝統や流行、教育等にとらわれず、つくり手の内面から沸きあがる衝動のままに表現された、純粹で無垢な芸術作品を指す。

アウトリーチ

支援が必要であるにも関わらず、社会的な援助に結び付いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報や支援を届けること。

あきやナクス

空き家の発生予防の啓発や管理のサポート、また空き家を利用した地域活性へのサポートなどを行う相談窓口。

アクセシビリティ

高齢や障がい、病気などで運動・視聴覚機能に制約があっても、機器やソフトウェアの操作、情報の入手、利用などが可能である状態やその度合い。

安心応援ハウス事業

高齢者が地域で孤立することなく身近なところで気軽に集い、寝たきり等の予防および生きがいや交流ができる場所として、区・自治会や地域まちづくり協議会等が運営している事業。

インクルーシブ教育

障がいのある人とない人が共に学ぶ仕組み。障がいのある子どもが教育制度一般から排除されないこと、地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされている。

【か行】

クラウドファンディング

crowd（群衆）と funding（資金調達）を組み合わせた造語で、ある目的を達成するために、インターネットなどにより不特定多数の人に資金提供を呼びかけ、賛同してくれた人から広く資金を集める仕組み。

健康推進員

病気の予防や健康づくりに関する学習を通して健康への知識や意識を深め、市が実施する保健事業などへの協力や自主的な活動を行い、地域における健康づくりの担い手となる人。

甲賀地域障害児・者サービス調整会議

障がい者等への支援の体制の整備を図るため、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育や雇用の関係者および行政により構成する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づく協議会。

子育て応援サポートセンター

妊娠期から子育て期にわたるまでの円滑な子育てを支援するため、子ども・子育て支援法に基づき、保健師等が専門的見地から育児等に関する様々な悩みに対して相談・支援事業を行う機関。保健センター内に母子保健コンシェルジュを配置。

子育て支援センター

子育て活動の育成および支援、子育てに関する情報提供、子育て支援事業の実施や普及促進、育児不安等についての相談、指導などを行い、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図り、地域に密着した取組を推進する機関。市内に2箇所設置。

子ども家庭総合センター

様々な悩みを抱える子育て家庭および妊産婦に寄り添い、面談、家庭訪問等を通じて、継続的かつ包括的に子どもおよび家庭を支援することを目的に、子育て応援サポートセンターとして中学校区ごとに設置している相談支援機関。子育て支援コンシェルジュをそれぞれ配置。

子ども食堂

地域のボランティアが子どもたちに対し、無料または低額で食事を提供する取組。子どもへの食事提供だけでなく、孤食の解消や食育、さらには地域交流の場などの役割を果たす。

個別支援プラン

避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した個別避難計画。

コミュニティソーシャルワーカー

地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等を重視した援助を行ったり、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結び付けるなど、必要に応じて行政や各種団体と連携・協働しながら解決を図る活動を行う人。

コミュニティバス

交通不便地域の解消、地域住民の利便性の向上を目指して、地域のニーズに応じてサービスを工夫したバス運行システム。

【さ行】

災害時要配慮者

高齢者、障がいのある人、妊産婦、傷病者、難病患者、乳幼児、外国人など、災害時の避難行動や情報伝達、避難生活等において特に配慮を要する人。

災害ボランティアセンター

主に災害発生時、災害支援ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。被災地のボランティア活動の窓口となり、被災者ニーズの把握、外部ボランティアの受け入れ等を行う。

支援会議

社会福祉法第106条の6に規定される会議。会議の構成員に対する守秘義務を設けることで、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討等が可能。

社会福祉協議会

社会福祉法第109条に基づき設置されている、地域福祉の推進を目的とする民間団体。一定の地域において、社会福祉活動への住民の参加のための援助や社会福祉を目的とする事業の企画および実施、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を行う。

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。

社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動。

重層的支援会議

重層的支援体制整備事業において、関係機関との情報共有に係る本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランの共有や適切性の協議、社会資源の開発に向けた検討を行う会議。

小地域福祉活動

社会福祉協議会が推進する、身近な地域で市民が主体となって行う、地域の福祉課題や実情に合わせた支え合いや助け合いの活動。

生活困窮者

収入や資産がなく経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

生活支援サポーター

ひとり暮らし高齢者など見守りが必要と思われる人に、話し相手のほか散歩の付き添いや自宅でのちょっとした手伝いを行うボランティアのこと。

生活支援体制整備事業

住民や地域の組織・団体、福祉事業所など様々な主体が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化および高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とし、地域支えあい推進会議や地域支えあい推進員の活動により、支え合いの地域づくりを進めていく事業。

生活福祉資金

低所得者、障がいのある人または高齢者世帯に対し、経済的自立および生活意欲の助長を図り安定した生活を送れるようにすることを目的に、社会福祉協議会が行う資金の貸付けと必要な援助・指導。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人が、不動産や預貯金などの財産管理、介護サービス等の契約をすることが困難な場合、本人に不利益が生じないよう成年後見人等が支援する制度。本人の判断能力が低下してから親族等が申立てをし、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法的に支援する「法定後見制度」と、本人に十分な判断能力があるときに、あらかじめ、任意後見人となる人や代わりにしてもらいたいことの内容を定めておく「任意後見制度」がある。

【た行】

ダブルケア

育児と親や親族の介護を同時期に担っている状態のこと。

地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法のひとつ。行政職員や保健・医療・福祉の専門家、民生委員・児童委員、地域の関係者等が個別ケースの支援内容や地域課題について検討する。

地域支えあい推進員

地域の支え合い活動の発掘・発信、新たな支え合いの担い手の養成やサービスの開発、関係者のネットワーク化の役割を担う人。国では「生活支援コーディネーター」という。

地域支えあい推進会議

地域住民や各種団体、企業の関係者など様々な人等が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化および高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的に、地域に支え合いの輪を広げていくための地域住民同士の話し合いの場。国では「協議体」という。

地域代表者会議

地域相互の連絡、調整、意見交換や、市および市の関係機関との連絡調整など、住民による自治組織と行政との連携を深め、市政の円滑な運営を図るために設置する会議。行政事務学区統括委員（地域まちづくり協議会会長）および行政事務取扱委員（行政区区長）で構成される。

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人に対し、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行う。

地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に切れ目なく提供される仕組みのこと。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、高齢者の生活支援や相談支援の中核的な役割を担う機関。保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う。

地域まちづくり協議会

「自分たちのまちは自分たちでつくる」という基本理念のもとに、地域住民により設立された協議会。地域コミュニティプランを策定し、当該区域の法人や各種団体等と協力して、地域の課題解決や地域福祉の向上に向けた活動を行う地縁組織。

地域若者サポートステーション

働くことに困難を抱える15歳～49歳までの方に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う機関。

地区防災計画

地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者および事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する計画。

チャンスワークこなん

市とハローワークにより市役所庁舎内に設置されている、障がい者や福祉施策を受けている就職困難者や生活困窮者に対する就労支援を行う職業相談コーナー。ハローワークの就職支援ナビゲーターと市の障がい者就労情報コーディネーターが一体となり、きめ細かな相談を実施。

中核機関

権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関のことで、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担う。成年後見制度に関する広報、相談、制度利用促進、後見人支援の4つの機能を備える。

つどいの広場

子育ての孤立化の予防、育児不安を解消するため、乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、語り合い、育児相談等を行う、遊びと交流の場。市内4箇所を提供。

デジタルデバイド

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に情報格差が生まれ、それが経済的、社会的な格差につながること。

出前講座

団体・グループ等からの希望に応じて、市や社会福祉協議会の職員を講師として派遣し、制度や事業の説明等を行うこと。

デマンドバス

利用者の事前予約に応じる形で運行経路や運行スケジュールをそれに合わせて運行する、一定地域内の輸送にあたる小型バス。

【な行】

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、地域で生活している認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のこと。市とキャラバンメイト（認知症サポーター養成講座の講師役）が認知症サポーター養成講座を実施し、認知症サポーターを養成している。

【は行】

8050 問題

80代の親が50代のひきこもりの子どもを養っている状態にあり、孤立や生活の行き詰まりなどの問題を抱えていること。

発達支援システム

支援の必要な人に対し、乳幼児期から学齢期・就労期までのライフステージにおいて、保健・福祉・医療・教育・就労の関係機関の横の連携による支援と、個人に応じた指導・支援の計画による縦の連携による支援を提供するシステム。

避難行動要支援者名簿

災害時要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人（避難行動要支援者）をあらかじめ登録しておく名簿。災害対策基本法では、避難行動要支援者名簿の作成が市町村の義務とされ、個別避難計画の作成が努力義務と規定されている。

ファミリー・サポート・センター

子育てを支援してほしい人（依頼会員）に子育ての応援ができる人（提供会員）を紹介し、会員同士で子育ての相互援助活動を行うことができるよう橋渡しすることにより、地域ぐるみで子育て支援を行う事業。

フードドライブ事業

家庭で余っている食品の寄付を募り、食品が必要な地域の福祉団体や施設、生活困窮者等に提供する活動。同時に食品ロスの削減にも貢献する取組。

福祉避難所

災害時に高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児など、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難施設。

ふれあい給食

見守り・安否確認が必要なひとり暮らし高齢者のための給食サービス事業。ボランティアグループが、手づくりの弁当を月2回手渡しにより配達。

フレイル

加齢とともに心身が衰えた状態で、健康な状態から要介護状態へ移行する中間の段階のこと。適切に支援を受けることで健常な状態に戻ることができる時期ともされており、フレイル予防のため、生活習慣病の（進行）予防をしながら、運動機能・認知機能の低下を防ぎ、社会的に関わりを保ち続けることが大切となる。

フレイルサポーター

市が行うサポーター養成研修を受けて、フレイルチェックを行うなど市民のフレイル予防・健康づくりの担い手として活躍するボランティア。

防災士

社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人のこと。

保護司

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、ボランティアとして活動。保護観察官（更生保護に関する専門的な知識に基づいて、保護観察の実施などにあたる国家公務員）と協力して、保護観察にあたるほか、釈放後にスムーズな社会復帰を進めるための生活環境の調整、犯罪予防活動などを行っている。

ボランティアコーディネーター

ボランティア活動をしたい人と、ボランティアによる援助を必要としている人・団体などをつなぐ人のこと。ボランティア活動に関する情報提供、相談、助言、研修の紹介等の支援を行う。

ボランティアポイント事業

ボランティア活動を通じて自身の健康増進と介護予防を図るため、介護予防に資する取組への参加やボランティア等へのポイント付与を行う事業。

【ま行】

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員で、ボランティアとして活動。地域の相談相手として生活上の様々な相談に応じるほか、子ども、高齢者や障がい者等の見守りを行うなど、支援を必要とする人と行政等関係機関とのパイプ役を担っている。

【や行】

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子どものこと。

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

要介護認定者

介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者である市町村に認定された人。介護保険サービスの利用には、要介護認定を受けなければならない。

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童などに関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。

【わ行】

ワールドフェスタ

様々な団体によるステージショーの披露、多国籍な料理が楽しめるコーナー、もちつきや習字などの体験コーナーなど、外国人市民も日本人も共に楽しむことを通じて、相互の異文化理解、多文化交流が進むことを目的とする湖南省国際協会主催のイベント。

【アルファベット】

BIWA-TEKU

楽しみながら運動などの健康増進活動を継続していただけるよう、滋賀県内の市町等が連携して開発した健康推進アプリ。アプリ内の様々な健康に関するアクションを行うことで健康ポイントを取得し、たまったポイントにより賞品抽選に応募できる。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

Domestic Violence の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力のこと。身体的暴力に限らず、心理的な暴力も含まれる。

ICT（アイシーティー）

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、情報や通信に関する技術の総称。

NPO（エヌピーオー）

Non Profit Organization（非営利団体）の略で、ボランティア団体や市民団体等、営利を目的としない民間の法人格を持つ団体を指す。

SNS（エスエヌエス）

Social Networking Service の略で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。



湖南省第四次地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和4年（2022年）3月

発行：湖南省／社会福祉法人 湖南省社会福祉協議会

〒520-3288 滋賀県湖南省中央一丁目1番地／（社協）社会福祉センター内

T E L : (市) 0748-71-2370 / (社協) 0748-72-4102

F A X : (市) 0748-72-3788 / (社協) 0748-72-8898

